

財産評定等に関する Q & A と事例分析

平成 19 年 5 月 16 日
日本公認会計士協会

- 目 次 -

はじめに	1
第 1 編 財産評定等に関する Q & A	5
第 1 章 会社更生法上の財産評定等	5
. 財産の評定等の概要、財産評定の手続	5
1 . 財産評定等の概要	5
(1) 財産の評定等	5
(2) 財産の評定等に用いられる用語	6
(3) 財産評定を行う意義	7
(4) 財産評定基準を時価とした理由等	7
(5) 財産評定と負債	8
(6) 事業全体の価値を算定する意義等	9
(7) 処分価額を算定する意義	10
2 . 財産評定等の手続	10
(1) 財産評定結果を反映する貸借対照表等	10
(2) 債権の届出及び調査が行われる理由と時点	11
(3) 事業全体の価値と処分価額を計算する時点	12
(4) 申立てから終結決定までの間の標準スケジュール	13
(5) 代替的に又は特定のにある価額	15
(6) 第 83 条時価と処分価格	16
. 開始決定日における資産関連問題	16
1 . 第 83 条時価と我が国の企業会計基準との相違	16
(1) 金銭債権	16
(2) たな卸資産	17
(3) 有形固定資産	19
(4) 事業用不動産	20

2 . 資産にかかわる財産評定上の問題	21
(1) 製品・商品の評価	21
(2) 事業用不動産の評定と回収可能価額	22
(3) 担保権付き事業用不動産の評定	23
(4) 事業用不動産の評定と使用価値等の適用	23
(5) 不動産鑑定士の手法等	23
(6) リース資産	25
(7) 投資不動産	26
(8) 環境修復費用（土地・地下水汚染の浄化費用等）	26
(9) 市場価格のある子会社株式	27
. 開始決定日における負債関連問題	28
1 . 債権の届出及び調査と共益債権、更生債権等の区分	28
(1) 共益債権、更生債権等	28
(2) 保全期間中の債務	29
(3) 債権の届出及び調査	30
(4) 債権の届出及び調査の結果	32
2 . 共益債権	34
(1) 共益債権の内容	34
3 . 更生担保権	35
(1) 更生担保権の内容と取扱い	35
(2) 更生担保権の目的物の評価	36
4 . 労働債権	37
(1) 労働債権の内容	37
(2) 退職給付引当金	38
(3) 会社更生法適用会社の大量退職の取扱い	39
(4) 適格年金、厚生年金基金に対する過去勤務債務	39
5 . 租税債権	40
(1) 租税債権の内容	40
(2) 租税債権の債権確定手続	41
6 . その他の債権	42
(1) 偶発債務	42
(2) 前受金	42
(3) 保証債務	43
(4) リース債務	45
(5) デリバティブ	45
第2章 認可前基準日における評価	47

・事業全体の価値	47
1．事業全体の価値の評価	47
(1) 事業全体の価値の評価方法	47
2．DCF法	47
(1) 割引率の見積り	47
(2) 税引後の割引率と税引前の割引率	50
(3) 将来キャッシュ・フローの見積方法	50
(4) 再構築引当金とキャッシュ・フロー	51
(5) 残存価値の算定	52
(6) 運転負債、DIPファイナンス	52
(7) 遊休資産等	53
3．乗数法	54
(1) 類似上場会社の選定	54
(2) 乗数の算定	54
4．事業価値に係る諸問題	55
(1) 減損会計の使用価値と事業価値における算定要素上の相違	55
処分価額	57
1．処分価額の算定	57
(1) 処分価額と清算価値保障原則	57
(2) 清算貸借対照表	57
(3) 清算貸借対照表の作成時点	58
(4) 破産配当率の試算	58
(5) 破産配当率の試算に当たって考慮すべき債権	59
(6) 「認可前基準日」後の売却予定資産の処分価額による評価	59
(7) 破産時に想定される資産換価方法の選択	60
(8) 保証債務と事前求償権	61
(9) 破産管財人に支払うべき報酬等の費用の見積	61
2．破産手続における債権の分類	62
(1) 破産者に対する各種債権	62
(2) 財団債権の内容	62
(3) 優先的破産債権	63
(4) 一般破産債権	64
(5) 劣後的破産債権	64
(6) 別除権	64
3．他の手続との比較	65
(1) 民事再生法の処分価額	65

第3章 認可日以降の会計問題と更生計画	66
認可日以降の会計問題	66
1．資産関連	66
(1) リース資産とその償却方法	66
(2) のれんの価額の算定	66
(3) のれんの償却	67
(4) 負ののれん	68
(5) スポンサーとのれんの価額	69
(6) 繰延税金資産の計上	69
2．負債関連	70
(1) 債務免除額、弁済額算定上の留意点	70
(2) 債務免除の計上時期	73
3．株主の持分関連	74
(1) 増・減資の手続	74
(2) 増・減資の時期及び株主資本の変動	75
. 更生計画	76
1．財産評定、債権の届出及び調査と更生計画	76
(1) 財産評定と更生計画	76
(2) 債権調査と更生計画	77
2．更生計画の策定	78
(1) 更生計画の策定目的	78
(2) 更生計画に記載されている内容	79
(3) 更生計画案の策定の時期	81
(4) 更生計画に記載される損益計画等の策定対象期間と様式	82
(5) 債務免除益の分割計上	82
(6) D E S、D D Sの活用	83
3．更生計画の変更	84
(1) 更生計画の変更内容	84
(2) 更生計画案と再生計画案の策定に当たっての主な相違点	85
(3) 自認債権	87
4．私的整理の再建計画	88
(1) 更生計画との差異	88
(2) 再建計画と債務超過の解消	89
第4章 会社更生法の財産評定と他の法的手続、私的整理との相違	91
. 民事再生法との相違	91

1 . 会社更生法の財産査定と民事再生法との相違	91
(1) 目的の相違	91
(2) 帳簿価額	91
(3) 評価基準	92
(4) 財産査定書の取扱い	94
(5) 財産査定書の様式	95
2 . 会社更生法の財産査定と他の法的手続との相違	95
(1) 清算	95
(2) 破産法	96
. 私的整理との相違	97
1 . 会社更生法の財産査定と私的整理との相違点	97
(1) 私的整理の意義	97
(2) 私的整理での財産査定	97
(3) R C C ・ 中小企業再生支援協議会 ・ 産業再生機構の概要	98
(4) 私的整理ガイドライン	100
2 . 産活法監査における会計処理、会社更生法との相違点	100
(1) 産業活力再生特別措置法の概要	101
(2) 資産の評価等における相違	102
第2編 更生計画から見た事例分析	104
第1章 会社更生事件と会計実務の傾向分析	104
. 改正会社更生法施行後の更生事件	104
1 . 東京地方裁判所事件	104
2 . 大阪地方裁判所事件	106
3 . 発生状況	107
. 会社更生手続の流れについての分析	108
1 . 東京地方裁判所事件	108
2 . 大阪地方裁判所事件	109
3 . 日数の分布	110
4 . 分析の結果	110
(1) 開始決定日	110
(2) 認可決定日	111
(3) 認可前基準日	111
. 更生計画案添付資料についての分析	111
1 . 東京地方裁判所事件	112

2 . 大阪地方裁判所事件	113
3 . 分析の結果	115
(1) 貸借対照表・損益計算書	115
(2) その他	115
. 再建型と弁済率・弁済方法	116
1 . 東京地方裁判所事件	118
2 . 大阪地方裁判所事件	122
3 . 分析の結果	124
(1) 再建型と弁済方法	124
(2) 一般更生債権の弁済率	124
(3) 一般更生債権の弁済率と清算（破産）配当率	125
. 特殊な内容を持つ計画案についての分析	125
(1) 認可決定時以外の時点における権利変更の効力発生に記載のある会社 ..	125
(2) 会社分割・合併・事業（営業）譲渡の規定のある会社	126
(3) D E S、D D Sの規定のある会社	126
(4) 解散に関する規定のある会社	127
(5) 種類株式の発行に関する規定のある会社	127
(6) 会計監査人の選任規定のある会社	127
第2章 貸借対照表に関する分析	127
1 . 開始決定時財産評価前貸借対照表	128
2 . 開始決定時財産評価後貸借対照表	128
3 . 認可前基準日貸借対照表	129
4 . 清算貸借対照表	129
5 . 注 記	132
(1) 事業全体価値	132
6 . その他	135

はじめに

本「財産評定等に関するQ & Aと事例分析」は、本協会の会長からの諮問に基づき、平成16年5月17日に発表した経営研究調査会研究報告第23号「財産の価額の評定等に関するガイドライン」の内容を補完する目的で取りまとめております。

先に公表しました上記ガイドラインの内容は、改正会社更生法において財産評定基準をいわゆる「事業継続価値」から「時価」に変更されたことを受けて、「第83条時価」「事業全体の価値」「処分価額」に係る会計問題を中心に取りまとめております。

上記ガイドラインの公表に当たりましては、改正会社更生法の施行時期（平成15年4月）に合わせる必要性もあり、同ガイドラインにおいて十分に取り上げることができませんでした疑問点や問題点、例えば、負債に係る表示分類等の疑問点、事業全体の価値算定において実務上で議論されているDCF法の割引率等の問題点、また、会社更生法の財産評定と対比される民事再生法や私的整理における財産評定等に係る相違等の疑問点もあり、これらを本Q & Aにおいて、文字どおりの質問・回答形式にて取りまとめています。さらに、改正会社更生法施行後に取り扱われた事件の「更生計画」の実務事例を関係者のご協力により入手でき、実務面において財産評定、事業全体の価値、処分価額がどのように取り扱われているかを、分析し、その傾向を取りまとめております。

これらQ & Aや事例分析により、先に公表したガイドラインの内容を補完することができ、事業再生業務にかかわり合いを持つ会員や実務家の方々に少しでも役立てていただけたと考えております。

本稿の構成は、第1編を「財産評定に関するQ & A」、第2編を「更生計画から見た事例分析」とし、第1編の第1章では、会社更生法上の財産評定等に係る質問を設定し、財産評定等に関連する疑問点、問題点にスポットをあて、例えば、財産の評定等の概要、財産の評定等に用いられる用語の分類、財産評定を行う意義等を説明し、また、開始決定日における資産勘定科目の評定に関しては、パーチェス法等の企業会計基準との相異点をもって、財産評定上の第83条時価の特徴を説明しています。負債勘定科目に関しては、共益債権や更生債権等に関する区分や勘定科目の内容についてを説明しています。これら勘定科目の説明の中でも、とりわけ、担保権付き事業用不動産の評定問題、財務が健全な会社に対する債務保証に係る会計処理等については、実務上の関心が高いことから、より詳細な説明を行っています。

第2章では、認可前基準日における評価問題、すなわち事業全体の価値、処分価額に係る問題を設定し、事業全体の価値の算定において用いるDCF法や乗数法の算定時における個々の疑問点を説明し、通常、用いられている事業価値算定との相違点も明らかにして、更生会社における事業価値算定の特徴について説明を行っています。次に処分価額について、清算価値保障原則や清算貸借対照表との関連性を説明した上で、破産配当率の試算に当たっての個別問題や公認会計士にとってなじみの薄い、破産手続における債権（更生会社の債務）の分類やその内容について説明しています。

第3章では、認可日以降の会計問題と更生計画の策定に係る問題を設定し、認可日以降における会計問題であるリース取引に係る会計処理、のれんの価額の算定、負ののれんの計上、改正会社更生法における債務免除額の算定における考え方等について説明しています。さらに財産評定等の結果が更生計画の策定段階においてどのように用いられているかを、更生計画の策定目的、記載内容、策定の時期等を取り上げて説明しています。なお、最近、実務において問題化してきている更生計画の変更や、私的整理における再建計画についても触れています。

第4章では、会社更生法の財産評定等と他の法的手続や私的整理との相違に係る問題を設定し、会社更生法の財産評定等と民事再生法との相違について説明しています。また、法的整理を採用した場合の事業価値の毀損問題から、昨今、話題となってきました私的整理による財産評定等の問題も取り上げています。

第2編では、先に述べましたように改正会社更生法の下で再建を図った会社の更生計画の事例を集めて、財産評定に関する実務上の取扱いを分析しその結果を各表に取りまとめ、その表から読み取れる実務の傾向等について解説を加えています。特に、事例分析に当たって、東京地方裁判所の案件と大阪地方裁判所の案件と取扱上の違いがあるかを見るために、両裁判所の案件の比較分析も行っております。中でも、開始決定時に裁判所が決定する「主文」において取り上げられている更生計画案添付資料の内容並びに事業全体の価値の算定事例において用いられている割引率等について解説しています。

事業再生に関する実務は、まさに生きものであり、財務破綻会社を早期に処理することが求められており、その対処方法は、日々改善が加えられています。今回、取り上げた内容についても経済、社会環境が変わることによって、その取扱い方法も進化していくことは十分に予想できます。また、本Q & Aにおいて指摘した裁判所等における実務は、本Q & A作成時点のものであり、これらの実務もまた、変更される可能性があります。このようなことから、本Q & Aをご利用いただくに当たっては、会計面に関しては、記載の内容より合理的と判断できるものを否定するものではなく、より合理的なものであれば、当該処理も当然に認められるものと考えています。

凡 例

括弧内・見出し	本文中	正式名称
ガイドライン	財産評定ガイドライン	財産の価額の評定等に関するガイドライン
更生法	会社更生法 改正会社更生法	会社更生法(平成14年12月13日法律第154号、最終改正：平成18年3月31日法律第2号)
旧更生法	旧会社更生法	会社更生法(昭和27年法律第172条)
更生規	更生規則	会社更生規則(平成15年2月19日最高裁判所規則第2号、最終改正平成18年2月8日最高裁判所規則第2号)
旧更生規	旧更生規則	平成18年2月8日最高裁判所規則第2号による改正前のもの
更生施	更生法施行規則	会社更生法施行規則(平成15年3月18日法務省令第14号、最終改正平成18年3月29日法務省令第28号)
旧更生施	旧更生法施行規則	平成18年3月29日法務省令第28号による改正前のもの
要綱試案	会社更生法改正要綱試案	会社更生法改正要綱試案(平成14年2月22日法制審議会倒産法部会決定)
補足説明	会社更生法改正要綱試案補足説明	会社更生法改正要綱試案補足説明(法務省民事局参事官室)
民再法	民事再生法	民事再生法(平成11年12月22日法律第225号、最終改正平成18年6月21日法律第84号)
民再規則	民再規則	民事再生規則(平成12年1月31日最高裁判所規則第3号、最終改正平成18年2月8日最高裁判所規則第2号)
会社法	会社法	会社法(平成17年7月26日法律第86号、最終改正平成18年12月15日法律第109号)
旧商法	旧商法	会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成17年7月26日法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年3月9日法律第48号)
会社施	会社法施行規則	会社法施行規則(平成18年2月7日法務省令第12号、最終改正平成19年4月25日法務省令第30号)

括弧内・見出し	本文中	正式名称
会社計	会社計算規則	会社法施行規則（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号、最終改正平成 18 年 12 月 22 日法務省令第 87 号）
証券法	証券取引法	証券取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号、最終改正平成 18 年 12 月 20 日法律第 115 号）
証取施	証券取引法施行令	証券取引法施行令（昭和 40 年 9 月 30 日政令第 321 号、最終改正平成 19 年 3 月 28 日政令第 71 号）
私的整理ガイドライン	私的整理ガイドライン	私的整理に関するガイドライン
金融商品会計基準	金融商品会計基準	企業会計基準第 10 号・金融商品に関する会計基準（平成 11 年 1 月 22 日企業会計審議会、最終改正平成 18 年 8 月 11 日企業会計基準委員会）
減損会計基準	減損会計基準	固定資産の減損に係る会計基準（平成 14 年 8 月 9 日企業会計審議会）
企業結合会計基準	企業結合会計基準	企業結合に係る会計基準（平成 15 年 10 月 31 日企業会計審議会）
退職給付会計基準	退職給付会計基準	退職給付に係る会計基準（平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会）

第1編 財産評定等に関するQ & A

第1章 会社更生法上の財産評定等

・財産の評定等の概要、財産評定の手続

1．財産評定等の概要

(1) 財産の評定等

【質問1】ガイドラインの表題では、「財産の評定等」として、財産の評定に「等」を付していますが、財産の評定とは異なる意味を有するのですか。異なる意味を有するのであれば、その違いを説明してください。

【回答】会社更生法83条において、管財人は会社更生手続開始後遅滞なく、更生会社に属する一切の財産についてその価額を評定しなければならない(更生法83条1項)とされ、その評定は会社更生手続開始の時ににおける時価によるものとされている(同条2項)。

ガイドラインでは、企業会計にて用いられている時価と区分するために、同条2項の評定のための時価を第83条時価と呼び、会社更生手続においては、この第83条時価に基づく評定を財産評定という。この評定の結果は、更生会社の現状を把握するために用いられるとともに、更生法施行規則1条2項により会社法上の取得価額とみなされ、開始決定時以後の財務計算の基礎となるものである。

また、裁判所は、上記の財産評定と異なる時点又は異なる評価の基準により、更生会社に属する一切の財産の評価その他の更生計画案の当否の判断のために参考となるべき事項を記録した書類を提出させることができるとしている(更生規51条1項)。具体的には、更生計画案を提出した者又は提出しようとする者に対し、会社更生手続開始の時と異なる時点である更生計画認可前の時点において、また、異なる評価の基準として上記の時価以外に継続企業価値による事業全体の価値及び清算価格(又は処分価格)による処分価額の総額を求めることができる。これによって弁済総額の相当性、更生計画の遂行可能性、清算価値保障原則が満たされているかの判断資料となり、さらには弁済方法などが公正・衡平であるかの判断に資する有益な資料となる。

以上のように、会社更生手続においては、上記第83条時価に基づく財産評定のほかに、更生規則51条に基づく「事業全体の価値」、「処分価額」の評価が行われる。ガイドラインにおける「財産評定等」が意味する内容は、第83条時価に基づく財産評定のほかに、「事業全体の価値」、「処分価額」の評価を含むものである。

ガイドラインでは、(49項～168項)において会社更生手続開始時の財産評定の第83条時価について、(169項～187項)において事業全体の価値について、また(188項～222項)において処分価額についてそれぞれ解説している。

(2) 財産の評定等に用いられる用語

【質問2】財産の評定等に係る評定・評価額に関連して、どのような用語が用いられているかを、使い方とともに説明してください。

【回答】ガイドライン及び本Q & Aにおける財産の評定等とは、前記【質問1】回答に記載のとおり、第83条時価による財産評定と更生規則51条に基づく財産評定と異なる評価の総称で、これらに係る評定・評価額において用いられる用語を整理すると以下のとおりである。なお、用語の使い方としては、「評定・評価基準」「評定・評価額」に区分し、さらに評定・評価額を「企業・事業全体」と「個々の資産」に区分している。

区 分	評定・評価基準	評定・評価額	
		企業・事業全体	個々の資産
財産評定	時価基準又は第83条時価	財産評定総額	財産評定額又は評定価額
財産評定と異なる評価	継続企業価値基準又は継続企業価値	事業全体の価値又は、継続企業価値による資産総額	
	清算価格基準、清算価格又は処分価格	清算価値、処分価額総額	処分価額

上記の用語うち、「事業全体の価値」については、会社更生法改正要綱試案にて用いられており、また「清算価値」、「継続企業価値による資産総額」については東京地方裁判所が作成する開始決定時の「主文」において用いられている。なお、上記「主文」においては、「継続企業価値による資産総額」を用いているが、この内容は、事業全体の価値に関する書面を求めるものであるが、認可前基準日貸借対照表の資産総額をもって当該書面としている例が多い。なお、ガイドライン11項においては継続価値基準を事業全体の価値基準と称し、清算価値基準を清算処分価値基準と称している。

また、会社法施行規則144条においては、会社法492条1項の規定により清算開始時に作成する財産目録に計上すべき財産については、原則として、処分価格を付することを規定している。上記会社更生法と同様に用語を整理すると次のとおりである。

区 分	評定・評価基準	評定・評価額	
		企業全体	個々の資産
財産目録に計上すべき財産	処分価格基準又は処分価格	清算価値、処分価額総額	処分価額
処分価額を付することが困難な場合	取得原価基準又は取得原価	取得価額総額	取得価額

以下、本Q & Aにおいては、上記の分類に従って、用語を用いることとする。

(3) 財産評定を行う意義

【質問3】更生会社においては、一切の財産を時価にて評定することが求められ、開始決定時の当該評定価額をもって以後の取得価額とすることとしていますが、このように帳簿価額を時価に改める理由を説明してください。

【回 答】根拠法規としては、会社更生法83条第2項にて財産の評定を会社更生手続開始の時ににおける時価にて行うことが規定されている。また、当該評定価額は、会社更生法施行規則1条2項により会社法上の取得価額とみなされ以後の財務計算の基礎となるものと規定されている。

この規定は、財務破綻をきたした会社が会社更生手続開始決定により、その有する財産の一切を新たな更生会社へ譲渡したと考えることが基礎となっている。すなわち、財務破綻をきたした会社は観念的に清算をして、全資産がその実質所有者である債権者を中心とした新たな更生会社に譲渡されたと擬制することである。このような考え方に立って、更生会社は会社更生手続開始時点の時価によって財産を評定し直し、当該価額を基にして新たな会社のスタートを図るものである。

財産評定制度の機能としては、更生会社の資産状態を正確に把握すること、更生会社の会計の具体的基礎を与えること、利害関係人の権利範囲を明確化すること、更生計画の遂行可能性を判断する前提とすること、権利分配の公正、衡平を判断する前提とすること、が挙げられている（補足説明）。

上記は、財産評定による資産評価額がその後の損益計算の基礎となることを意味している。は、財産評定の結果債務超過であるときは、株主は議決権を有しなくなること（更生法166条2項）や、更生担保権の額の確定を意味している。

、は弁済計画策定、弁済率・配当率の計算の基礎を与えることを意味している。そして、の機能を果たすためには、会社更生手続開始決定時の個別財産の価額を明らかにする必要があり、の機能を果たすためには更生計画案を前提とする更生会社の将来の収益力を反映させた事業全体の価値を明らかにする必要があるとされている。

(4) 財産評定基準を時価とした理由等

【質問4】旧会社更生法は、財産の価額の評定を「会社の事業を継続するものと

しなければならない（事業継続価値）」としてきましたが、改正会社更生法では時価に改めています。なぜ、事業継続価値を時価に改めたかについてその理由を説明してください。また、更生担保権の評価についても時価を用いることにした理由についても説明してください。

【回 答】法務省民事局参事官室より公表されている「会社更生法改正要綱試案補足説明」によると、事業継続価値を時価に改めた理由を以下のように説明している。

昭和42年改正によって財産評定の基準が、更生会社の事業継続を前提として評価した価額であり、帳簿価額、清算価額によるものではないことが明確になったが、この事業継続を前提とした価額の具体的な算定方法は必ずしも明らかではなかった。

学説上はいわゆる収益還元法による企業全体価値を算定しこれを個々の資産に割り付けるとの見解が有力であったが、その評価手法が確立していないこともあり、様々な見解が唱えられ、実務上の取扱いも帰一するところがなかった。

そのため旧会社更生法下においては財産評定、担保権目的物の評価のいずれもその基準に透明性が欠けており、実務上も管財人と更生担保権者との間でしばしば紛争を生ずる原因となって、手続の迅速性を著しく阻害してきた。

事業継続を前提とした評価額が清算価額を下回る場合には、更生担保権者の権利を不当に侵害する結果となっているとの指摘がなされている。

また、更生担保権についても時価を用いた理由は以下のとおりである。

更生担保権に係る担保権の目的の評価基準と財産評定の評価基準とは、理論上必ずしも同一である必要はないが、これを同一の基準としている会社更生法の定めは、手続構造の理解を容易にし、手続コストの低減にもつながっていることから、合理的なものとする。

担保権の目的の客観的評価基準を「時価」に改めることは、担保権の目的の評価において更生担保権者の権利が不当に侵害される場合があるという旧法に対する批判に応えることにもある。

(5) 財産評定と負債

【質問5】会社更生法83条の条文上、財産評定の対象は「財産」とされていますが、ガイドライン23項の財産評定後貸借対照表では負債計上額も見直されています。資産だけでなく、負債についても財産評定を行うのですか。また、負債はどのような手続をもって確定させるのか説明してください。

【回 答】会社更生法83条において、管財人は更生手続開始後遅滞なく、更生会社に属する一切の財産についてその価額を評定しなければならない（同条1項）とされ、財産評定を完了したときは、直ちに更生手続開始の時の貸借対照表及び財産目録を作成しなければならない（同条3項）とされている。この貸借

対照表上の資産は、財産評定手続を経て確定される。

負債については、会社更生法83条3項における貸借対照表を作成するに当たり、債権の届出及び調査の結果や新たに検討した必要額を見積って確定することになる。

債権の届出及び調査により更生債権の大部分は確定する(ガイドライン162項)。そのほか債権の届出及び調査によって確定できない一部の更生債権及びその他の負債項目がある。債権の届出及び調査にて確定できない負債項目としては、共益債権となるべき債権(保全期間中の営業債務で未払の債権等)、退職給付引当金等がある。

これらの負債の評定は、資産の評定と同様に、株主の権利範囲や更生債権の弁済額に影響を及ぼすこととなるので(ガイドライン巻末記載例参照)、ガイドラインではこの観点から負債項目に関連する環境修復費用(引当金)(ガイドライン110項、111項)や退職給付引当金(ガイドライン166項、167項)についても記載している。

(6) 事業全体の価値を算定する意義等

【質問6】更生会社においては、事業全体の価値を算定することになっていますが、そのような価値を算定する意義を説明してください。

【回答】裁判所は、更生計画案の審理に当たって、利害関係者において更生計画案が妥当であるかどうかの判断を行うための資料として、財産評定と異なる時点又は異なる評価の基準により、更生会社に属する一切の財産の評価、その他の更生計画案の当否の判断のために参考となるべき事項を記録した書類を提出させることができるとされている(更生規51条1項)。

この異なる評価の基準として、継続企業価値や清算価格があり、継続企業価値に基づき算定された価値が事業全体の価値である。この事業全体の価値とその算定に用いた資料は、更生計画の当否の判断資料として、更生計画の遂行可能性の判断、更生債権者への弁済総額の妥当性のための判断に用いられる。

例えば、東京地方裁判所での会社更生手続開始決定の主文において、「更生計画案作成の時の清算価値及び継続企業価値による資産総額を記載した書面並びに更生手続開始後更生計画案作成時に至るまでの期間における損益計算書を作成して、更生計画案とともに裁判所に提出すること」と記載されている。裁判所が、更生計画案作成時における清算価値及び継続企業価値による資産総額を記載した書面の提出を求めているのは、利害関係者において更生計画が妥当であるかどうかの判断を行うためである前に、更生計画案が付議要件を満たすものであるか否かについての裁判所の判断を行うためのものである。

なお、事例分析によれば、東京地方裁判所では、継続企業価値による資産総額では、事業全体の価値のほかに認可前基準日貸借対照表の資産総額が記載されている例が多い。継続企業価値の総額は、事業全体の価値に関する書面を求めるものであるが、事業の譲渡先やスポンサーの選定手続が適切になされていて更生債

権等の弁済総額に客観性が認められる場合、又は、のれんの計上が行われない場合においては、認可前基準日貸借対照表の資産総額をもって当該書類としているものと考えられる。また、大阪地方裁判所では、開始決定の主文において事業全体の価値を求める決定文が記載されている例はないが、必要に応じて入札によらないスポンサー型の会社更生手続等においてその算定を求めている。

利害関係人にとってガイドライン169項以降に記載があるとおり、適切に算定された事業全体の価値、同価値算定に用いた将来キャッシュ・フロー、将来損益は、弁済総額の相当性及び更生計画の遂行可能性の判断に役立つ。

さらに、管財人にとっては、企業の再建の可能性の判断、継続可能な事業の選択、スポンサーとの買収価格交渉の情報として、事業価値、事業全体の価値の算定は、更生会社の経営管理上で必要不可欠のものである。

ガイドラインでは、事業全体の価値の算定方法としてDCF法と乗数法（マルチプル法ともいう。）が紹介されている。

(7) 処分価額を算定する意義

【質問7】更生会社においては、処分価額を算定することになっていますが、そのような価額を算定する意義を説明してください。

【回答】前問で述べたとおり、裁判所は、更生計画の審理に当たって、利害関係人において更生計画案が妥当であるかどうかの判断を行うための資料として、財産評定と異なる時点又は異なる評価の基準により、更生会社に属する一切の財産の評価、その他の更生計画案の当否の判断のために参考となるべき事項を記録した書類を提出させることができる（更生規51条1項）。具体的には、東京地方裁判所の会社更生手続開始決定の主文において、管財人に対し、「更生計画案作成の時の清算価値及び継続企業価値による資産総額を記載した書面並びに更生手続開始後更生計画案作成時に至るまでの期間における損益計算書を作成して更生計画案とともに裁判所に提出すること」を命じており、これらの書面にて更生計画案が付議要件を満たすものであるか否かについての判断を行っている。また、「更生計画案作成の時の清算価値」の算定は、清算価値保障原則が満たされていること、さらに、各債権者に対する弁済方法などが公正・衡平であるかの判断資料となる。

なお、会社更生手続開始決定の主文において、東京地方裁判所では、更生計画案作成の時の清算価値による資産総額を記した書面の提出、大阪地方裁判所では、清算貸借対照表の作成が求められている。

2. 財産評定等の手続

(1) 財産評定結果を反映する貸借対照表等

【質問8】会社更生手続開始決定日において財産評定前と財産評定後の2つの貸借対照表を作成するということですが、これらの内容の相違、作成のタイミング

について説明してください。また、有価証券報告書を提出している場合の取扱いについても説明してください。

【回 答】更生会社の事業年度は会社更生手続開始決定により終了する。会社更生法上は、以後は更生計画認可日までが1事業年度となる。ただし、この年度が1年を超えるときは、1年ごとに税務申告のための決算を行うこととなっている（ガイドライン18項）。

会社更生手続開始決定により事業年度が終了し、決算が行われ、これに基づいて税務申告が行われる。この決算で作成される貸借対照表が財産評定前貸借対照表である。会社更生手続開始という事態を受けて、リース債務や保証債務などの取引がオンバランス処理されるが、基本的には会社法の規定による決算である（ガイドライン21、22項）。なお、より正確な財政状態を明らかにするため、資産に対し適切な減損処理や評価性引当金（税務上は自己否認する。）を設定することになる。

一方、管財人は、会社更生法83条1項で要請される更生手続開始時点の貸借対照表、財産目録を作成するため財産評定手続及び債権調査手続を実施する。これらの手続の結果を反映して作成するものが財産評定後貸借対照表である。これら手続を終了するには一定の期間を必要とするため、財産評定後の貸借対照表が作成される時点は、通常、評定前貸借対照表の作成時点より後となる。この財産評定後貸借対照表は、開始決定時点の財産の実態を明らかにするため、財産評定作業等の結果を反映して、開始決定時点に遡及して作成されるものである。したがって、この貸借対照表は、精算表を用いて作成され、通常の決算手続にて作成されるものではなく税務申告に使用されることもない。しかし、個別資産の財産評定の結果はその後の取得価額とみなされる。

更生会社が、有価証券報告書を提出している場合には開始決定日現在の貸借対照表には、財産評定及び債権調査手続の結果を反映した財産評定後貸借対照表を用いることになると考えられる。よって、財産の評価が企業会計基準と異なるために、その評定基準等を注記にて明らかにすることが必要となる。

なお、会社更生手続開始決定のあった日の属する事業年度に係る有価証券報告書について提出を要しない旨の承認を得ようとする場合は、開始決定日より3か月以内に提出を要しない旨の承認の申請をすることができる（証取法24条1項但書、証取施4条4項）。

(2) 債権の届出及び調査が行われる理由と時点

【質問9】債権の届出及び調査が行われる理由、その実施時点並びにそれ以後の調査に係るスケジュールについて説明してください。

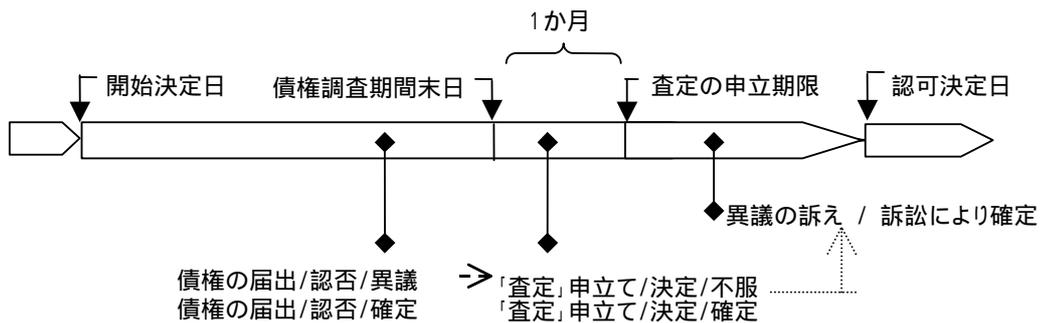
【回 答】債権の届出及び調査は、更生債権等の債権額を確定し、更生計画上での弁済の対象となる債権、会社更生手続における債権者の議決権を確定する手続である。

更生債権者等は、債権届出期間内に債権届出を行う。更生債権者等の責めによらない事由に基づき期間内に届出ができなかった場合には、例外的に、一定期間、債権届出期間後の債権届出も認められるが（更生法139条1項）、未届債権は、更生計画認可決定があると免責される（更生法204条）。

管財人は届け出られた債権について定められた期限までに認否を行う。届け出られた債権は、管財人が認め、かつ、届出をした更生債権者等が調査期間内に異議を述べなかったときに確定する（更生法150条1項）。

管財人が届出債権を認めず、又は、更生債権者等から異議が述べられた場合には、異議等のある更生債権等を有する更生債権者等は、債権調査期間の末日等から1か月以内に査定の申立て（更生法151条）を行い、簡易な決定手続によって債権額の確定を求めることができる。さらに、査定決定に不服がある場合には、査定決定の送達を受けた日より1か月以内に異議の訴えを提起し、訴訟により債権を確定することになる（更生法152条以下）。査定手続又は確定訴訟によって争われる債権の確定は、各裁判の確定時である。

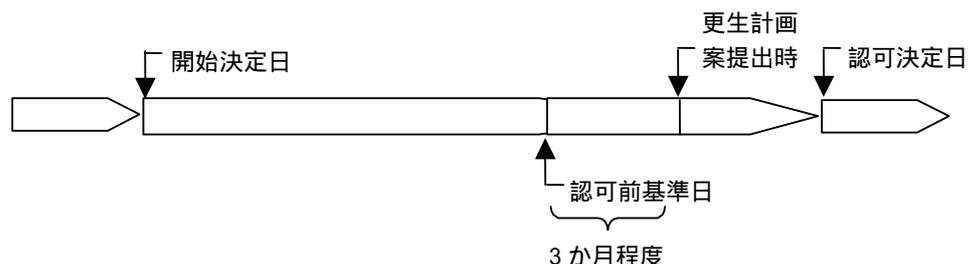
なお、債権の届出及び調査スケジュールに係る主要な項目を図にまとめると以下のとおりである。



(3) 事業全体の価値と処分価額を計算する時点

【質問10】事業全体の価値と処分価額を計算する時点は認可前基準日とされていますが、その時点を具体的に説明してください。また、認可前基準日から認可決定時までの標準スケジュールについても説明してください。

【回答】この認可前基準日は、更生計画案の当否の判断となる資料の作成基準日であり、同資料の作成のためには、仮決算を行う必要があることから、更生計画案の提出期限の3か月前程度の月末が設定されている例が多い。図で示すと以下のとおりである。



なお、上記の更生計画案の当否の判断資料として、上記基準日時点の清算価値や継続企業価値による資産総額を記載した書面のほかに、更生手続開始後更生計画案作成時(認可前基準日)に至るまでの期間における損益計算書が作成される。なお、質問の処分価額は清算価値による資産総額を記載した書面に含まれ、事業全体の価値は継続企業価値による総額を記載した書面に含まれる。

次に、更生計画案提出から認可決定時までの標準スケジュール(併用型・基準日非設定)は、次のとおりである。

更生計画案提出 = 付議決定・・・即日～2週間(管財人による修正の有無で異なる。)

書面投票期間・・・付議決定から1～2.5か月

決議集会・・・付議決定から2～3か月

認可決定・・・決議集会から即日～2週間程度(更生会社の認可後の会計処理を考慮)

このうち、法定されている期間は、計画案提出が、原則開始決定から1年以内(更生法184条3項)、書面投票期間が、付議決定日(基準日を定めた場合は基準日の翌日)から2週間以上3か月以下の範囲(更生規52条4項)、決議集会開催で基準日を定めた場合は、基準日の翌日から3か月を超えない日(更生規52条1項)である。

したがって、更生計画案提出から認可決定まで、標準では2か月程度、最短で1.5か月、最長だと5か月という計算になる。

(4) 申立てから終結決定までの間の標準スケジュール

【質問11】更生会社は、申立てから終結決定までどの程度の期間を必要とするか、主要手続の実施時期を含めた標準スケジュールを説明してください。

【回答】東京地方裁判所民事第8部作成の「標準スケジュール」によると、以下のとおりである。(出典：月刊民事情報No.240(2006.9.10)(社)民事法情報センター。ただし、条文の表示につき一部修正)。

《標準スケジュール》

東京地方裁判所民事第8部

標準的 スケジュール	手続の各段階の進行イメージ	法令上の 期間制限
<p>1月</p> <p>2月</p> <p>6月</p> <p>10月</p> <p>1年</p> <p>2週間</p> <p>1,2月 ~10年</p>	<p>申立て・保全管理命令（法 17,30）</p> <p>開始原因・財産状況等の調査</p> <p>開始決定（法 41）</p> <p>更生計画案の策定</p> <p>資産・負債の調査確定</p> <p>債権届出期間（終期）（法 42）</p> <p>財産評定完了（法 83） 認否書提出期限（法 146）</p> <p><更生債権等調査期間></p> <p>査定申立て等の裁判手続（法 151～）</p> <p>計画案提出期限 〔管財人〕 決議に付す決定（法 189） （書面投票期間） 決議集会</p> <p>認可決定（法 199）</p> <p>更生計画の遂行</p> <p>終結決定（法 239）</p>	<p>2週間～4月 （規 19）</p> <p>～1年 （法 184）</p> <p>1週間～2月 （規 19）</p> <p>査定申立ては調査期間の末日から1月以内</p> <p>～15年〔～20年〕 （法 168）</p>

1 ()内の数字は会社更生法規の根拠条文を示している。

2 上述のスケジュールは、会社申立てに基づき手続が開始され更生計画が遂行されて終結に至る標準的なケースを想定して作成したものである。

(5) 代替的に又は特定のにある価額

【質問12】ガイドライン52項で、第83条時価は、企業会計の「時価」を意味するものと、企業会計上「時価」ではないが、代替的に又は特定のにある価額によるものが考えられるとしていますが、代替的に又は特定のにある価額とはどのようなものか、具体的事例をもって説明してください。

【回答】ガイドライン52項で、「第83条時価」は、企業会計の「時価」を意味するものと、企業会計上「時価」ではないが、代替的に又は特定のにある価額によるものがあると説明している。

我が国の会計基準における時価の定義は、金融商品会計基準、減損会計基準、企業結合会計基準に規定されており、そのうちの減損会計基準では、「時価とは公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された評価額をいう。」と規定している。他の基準においても表現の違いはあるがほぼ同様の内容となっている。しかし、これらの基準における合理的に算定された評価額は、各基準の目的によって相違する場合もある。

第83条時価による評定の目的とするところは、会社更生手続後の会計の基礎となり、また更生担保権の評価にも利用される評定評価額である。このことから、第83条時価が、上記の企業会計上の時価によるものと、企業会計上の時価ではないが代替的に又は特定のにある評価額によるものがあることを認めており、この具体例を示すと以下のとおりである。

金銭債権

金銭債権の第83条時価を個々の債権金額から貸倒見積高を控除した金額としている。なお一般債権の貸倒見積高については、過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定するのが一般的であるが、そのうちの営業債権等（子会社、関連会社に対する債権を除く。）は、回収までの期間も通常数か月程度と短く、実際に財産の評定作業を完了する時点では、ほぼ回収が終了していると考えられる。金銭債権の評定では、企業会計上の取扱いのほかに、代替的に貸倒実績率を用いた貸倒見積高を控除しない金銭債権も第83条時価として認めている。

たな卸資産

たな卸資産の財産評定において製商品は、その販売時の時価があるにもかかわらず、その正味実現可能評価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した評価額を第83条時価としている。このような特定のなものを第83条時価としている。

時価のない株式

企業会計上の「時価のない株式」の財産評定においては、「株式等鑑定評価マニュアル」（日本公認会計士協会経営研究調査会）に掲げられている非公開株式等の鑑定評価方式を参考に評定するものとして取り扱っている。企業会計

上「時価のない株式」として定義されているものであっても、財産評定上では何らかの評定を行う必要があるために、上記したものを第83条時価としている。

なお、日本公認会計士協会では、上記「株式等鑑定評価マニュアル」の見直し作業を進めており、新たに「企業価値評価ガイドライン」を公表している。

(6) 第83条時価と処分価格

【質問13】財産評定に当たって、処分予定の資産に対し第83条時価として処分価格を付することが可能か否かについて説明してください。

【回答】財産評定に当たって、その評価基準は第83条時価を用いることになっている。一方、更生計画にて更生会社の財産の譲渡をする旨及びその対価、相手方その他の事項が定められているときにおいて、予定処分価額(ガイドライン190項)を付することができる(更生施2条)。すなわち、認可決定日までの間に、更生計画にて財産の譲渡をする旨等が定められたとき、財産評定にて第83条時価が付された資産を予定処分価額に評価替えを行うことができる。

開始決定日の財産評定においては、評価基準として処分価格を付することは予定されていないが、ガイドライン85項においては品質低下、陳腐化しているたな卸資産及び大幅な値引きを余儀なくされているたな卸資産の第83条時価は処分価額によるとしている。また、更生会社が保有する将来の用途が定まらない事業用資産以外の資産は不要資産として処分価額によることとしている。実務上で、財産評定の完了のときまでに、財産の譲渡・処分が確実なものは、予定処分価額をもって、算定することは認められると考える。また上述したように、財産評定の完了時以降、認可決定日までの間に財産の譲渡をする旨等が定められたとき、予定処分価額に評価替えすることができる。

・開始決定日における資産関連問題

1. 第83条時価と我が国の企業会計基準との相違

(1) 金銭債権

【質問14】ガイドライン73項で、金銭債権の第83条時価を「債権個々の債権金額から貸倒見積高を控除した金額とする」としていますが、この方法は、「企業結合会計基準」でのパーチェス法の評価額と差異があるのかを説明してください。

【回答】我が国においては、平成18年4月1日より企業結合会計基準が適用になり、企業結合において「取得」と判定された場合には、パーチェス法で評価することになっている。また、国際会計基準や米国会計基準においても、企業結合における取得は、パーチェス法で評価することになっている。

つまり、パーチェス法とは企業結合における取得会社側の会計処理の1つの方法である。一方、ガイドライン第83条時価は、更生手続開始時における評価基準

であり、両者に直接的な関連性は認められないが、ともに「時価によるもの」となっており、更生会社の全資産が旧所有者から更生債権者や更生担保権者等に移転したとの擬似移転の考え方が根本にあることから、ここではその両者を比較検討することで、第83条時価の特徴を以下に説明する。

我が国の企業結合会計基準において、パーチェス法の評価は、原則として取引時点の取得の対価となる財の時価によると規定されており、ここでいう「時価」とは強制売買取引や清算取引ではなく、いわゆる独立第三者間取引に基づく公正な評価額をいい、通常、観察可能な市場価格、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額と定義されている。ただし、個々の科目ごとについて具体的には規定されていない。そのため、金銭債権については金融資産であることから「金融商品会計に関する実務指針」47項における時価を適用することが原則となる。

具体的には、金銭債権は取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額であり、当該債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分して、それぞれを過去の貸倒実績等の合理的基準により、又は個々の債権ごとの財務内容評価法等により貸倒見積高を算定し評価することになる。

一方、金銭債権の第83条時価においても、ガイドライン73項において「金融商品に関する会計基準」に規定する債権区分で検討することになっており、基本的概念は我が国における金融商品会計基準と同一である。

ただし、会社更生手続においては、財産評定作業に時間を要し、その完了時点においてほぼ回収が終了している場合が多いため、貸倒実績率を利用せずに、回収実績を基に評定ができる点は主な相違点の1つである。

国際会計基準及び米国会計基準におけるパーチェス法では、「時価」は買取日現在の公正価値とされており、我が国の企業結合会計基準と大差はない。ただし、公正価値については具体的な指針があり、債権については見積回収額の割引現在価値から回収不能見積額及び回収費用を控除した額と規定されており、過去の貸倒実績率を利用するのではなく、将来の回収予定額を算定してそれに割引概念を導入し、回収費用も考慮している。

一方、金銭債権の第83条時価では、貸倒懸念債権についてはキャッシュ・フロー見積法による割引概念を導入できることになっているが、一般債権や破産更生債権等では、割引概念を導入しておらず、過去の貸倒実績率や債権額から担保の処分見積額等による回収見込額を減額して求めた貸倒見積額（財務内容評価法）となっており、この点において相違している。実務上は貸倒懸念債権も財務内容評価法を採用するのが一般的である。

(2) たな卸資産

【質問15】たな卸資産の第83条時価をガイドライン82項で説明していますが、この方法はパーチェス法の評価額と差異があるのかを説明してください。

【回 答】

パーチェス法の時価については、我が国の基準では科目別に規定されていない。そこで国際会計基準及び米国会計基準におけるパーチェス法のたな卸資産の評価基準に基づき、たな卸資産の具体的内容をみると以下のとおりとなっている。

(a) 製品・商品：正味実現可能価額（販売費用控除後） - 販売に要する合理的見積利益

(b) 仕掛品：製品販売価額 - 完成までに要する費用 - 販売費用 - 販売に要する合理的見積利益

(c) 原材料：再調達原価

上記基準は、ガイドライン82項の規定とほぼ同一の内容となっている。

もともとパーチェス法でなくても国際会計基準や米国会計基準では、たな卸資産の評価基準は低価法が原則となっている。国際会計基準では、たな卸資産はその販売によってのみ投下資本の回収が図られるものであり、実現すると見込まれる額を超えて評価すべきでないとの考え方であり、その意味では「正味実現可能価額」が時価としては適切であると考えられている。一方、米国会計基準では低価法はたな卸資産の原価に残存する有用性を表現するための手段であり、その場合の時価としては「再調達原価」が原則となっている。一般的には再調達価額が下がれば、売価も同様の傾向で下がるはずであるとの仮定があるものと考えられる。ただし、正味実現可能価額が再調達価額を下回る場合は正味実現可能価額を取る必要があることから、実質的には米国会計基準と国際会計基準に差異はない。

このように国際会計基準等ではたな卸資産の評価基準が低価法であることから、パーチェス法においてもその概念が継承され、さらに企業結合により被取得企業側の通常の販売努力が引き継がれるため、たな卸資産の評価額は、合理的見積利益額を差し引くことにより実質的な「正味実現可能価額」を算定することになっている。

これらの考え方は、会社更生手続の財産評定基準に近いものであり、販売可能な商品、製品、それに近い仕掛品等は「正味実現可能価額から合理的見積利益を控除した額」、これから加工が必要な原材料については「再調達原価」としたものとほぼ同様である。

我が国においても低価法のあり方について「企業会計基準委員会」より平成18年7月に企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」が公表された。その中では原価法を原則としながらも低価法の論点が整理されており、今まで低価法は選択適用であったが、時価が帳簿価額より低下しているときには収益性が低下しているものと考え、原則として低価法を適用すべきであるとしている。その場合の時価としては「正味売却価額」（売価 - 見積追加製造原価 - 見積販売直接経費）を原則としており、製造業における原材料のように、再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額が再調達原価に歩調を合わせて

動く想定される場合は「再調達原価」も認める形式になっている（適用時期は平成20年4月1日以降開始事業年度で早期適用可）。

会社更生手続においても事業は継続されるため、会社の信用度の問題はあるが、たな卸資産は販売によって投下資本を回収するものであり、たな卸資産の第83条時価は原則として「正味実現可能価額 - 販売に要する合理的見積利益」、原材料のみ「再調達原価」とした。これは国際会計基準及び米国会計基準のパーチェス法の考え方と同様と考えられる。ただし、實際上それが合理的な評価といえない場合、例えば、再調達原価が市場の思惑等から乱高下するようなものは別途考慮が必要であるため、ガイドライン83項では貴金属のように販売費用が少額で一定の貨幣価値があり、かつ、相場による即時的な市場価格が成立し即時換金性があるものは、販売価額で評価するものとしている。

(3) 有形固定資産

【質問16】事業用不動産の第83条時価は、ガイドライン101項で規定していますが、この方法はパーチェス法の評価額と差異があるのかを説明してください。

【回答】

我が国におけるパーチェス法は、【質問14】の回答と同様であるが、具体的には時価等を基準として契約当事者間で合意された売買価格であり、一般的には独立した第三者である不動産鑑定士による鑑定評価（正常価格）が用いられている。

ただし、大規模工場用地や近郊が開発されていない郊外地等の不動産は、利用可能な独自の情報や前提等により見積もらなければならない、時価が一義的に定まりにくい場合もあるため、それを時価で評価することにより負ののれんが発生する可能性もある。その場合には、その金額を土地等に合理的に配分した評価額（負ののれんを相殺）も合理的に算定された時価とされている。

国際会計基準においては、土地・建物は市場価値、工場・設備は鑑定によって算定された市場価値となっているが、稀にしか売却できない等公正価値に関する市場を基礎とした評価ができない場合のみ収益還元又は再調達原価による方法も認められている。また、米国会計基準においては、土地は鑑定価額、その他の固定資産で使用予定のものは再調達価額となっている。ただし、売却予定のものは公正価値から売却費用を控除した額で評価される。

国際会計基準における市場価値は、マーケットがある場合を想定していると考えられるが、我が国における路線価、売買事例等も一応市場価値に類するものともいえないことはない。しかし、ガイドライン95項で述べているようにこれらの価格等を採用するに当たっては、その合理性については慎重に検討するようにしており、すべてが合理的に算定された価額とはいえない。そのため、ガイドライン101項では不動産鑑定士の鑑定評価額、収益還元価額等の合理的に算定される価額及びガイドライン95項で合理的に算定された価額に限定しているのである。

ガイドラインでは、事業用不動産の第83条時価は、我が国のパーチェス法の規定に沿う形でより具体的に示されており、土地・建物が一体の複合不動産のケースや建物が再調達原価を採用する事例も紹介されている。土地が原則として鑑定価額である点は、日本の企業結合会計基準、米国会計基準のパーチェス法と大差はなく、市場価値と限定している国際会計基準とは前提となる状況に差は見られるが、結果的には大きな差異はない。その他の有形固定資産においても、国際会計基準とは区分は相違するが、鑑定価額があるものは鑑定価額、そうでないものは収益還元価額や再調達価額も認めており、結果的に国際会計基準や米国会計基準と大きな差異はない。

(4) 事業用不動産

【質問17】事業用不動産の評価に関し、ガイドライン104項で説明を行っていますが、この項における回収可能価額と減損会計基準における回収可能価額との相違点について説明してください。

【回答】第83条時価は、基本的に「公正な評価額」という観点で客観的な評価が行われなければならない。一方、評価実務においては、更生会社及び債権者にとっての経済価値を重視しなければならない場合も想定されるため、ガイドライン104項で「回収可能価額」という観点での時価評価も採用している。同項での「回収可能価額」は、減損会計基準で用いられている「回収可能価額」と基本的には同じものであるが、算定方法等において以下に示す主な相違点が認められる。

減損会計基準は、固定資産をキャッシュ・フローを生み出す単位ごとにグルーピングした後、まず減損の兆候がある固定資産を抽出し、これらに対して減損の認識が必要か否かを判定し、最終的に減損対象とすべき固定資産を決定した上で、その回収可能価額による評価が行われる。このように減損会計基準では、段階的に減損対象資産を絞り込む作業を実施し、最後に減損の程度が大きな資産について減損損失を認識することになる。

一方、ガイドライン104項を適用することになる固定資産は、減損の程度は関係がなく、また、含み益のある固定資産も対象とすることから対象範囲において相違する。

減損会計基準において、使用価値を算定する際の将来営業キャッシュ・フローは、通常過去の営業実績の延長線上のものが採用されるケースが多いと考えられる。

これに対して、ガイドライン104項での使用価値算定に用いられる将来営業キャッシュ・フローは、更生会社の当該事業の平均的な実績を基に算定される将来営業キャッシュ・フローを採用する点において相違する。

減損会計基準では、使用価値を算定する際に、将来営業キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクについて、将来営業キャッシュ・フローの見積りに反映されている場合には、適用する割引率は無リスクの割引率、すなわち国債の利回り等が用いられる。一方、乖離するリスクが将来営業キャッシ

ユ・フローの見積りに反映されていない場合には、リスクを反映した割引率となる。そのような場合、減損会計基準では加重平均資本コストの他、対象となっている企業自身の内部収益率やハードル・レート等を採用することも認められている。

一方、財産評定においては、対象となる不動産が担保権の目的物であるケースが多く、その評価結果は債権者の弁済額にも影響を与えることから、採用する割引率はより客観性が要求される。したがって、使用価値算定に用いられる割引率の決定に当たっては、当該企業自身の内部収益率やハードル・レート等を採用理由を明示せずに適用することは適当でないと考えられる。

2. 資産にかかわる財産評定上の問題

(1) 製品・商品の評価

【質問18】製品・商品进行评估の際の第83条時価は、販売努力に対する合理的見積利益を控除していますが、その理由を説明してください。

【回答】ガイドライン82項において、原材料を除くたな卸資産については正味実現可能価額から販売における合理的見積利益を控除しているが、【質問15】の回答に記載のようにパーチェス法における国際会計基準及び米国会計基準においても同様の評価となっている。

会社とは、製品・商品の販売により利益を獲得し事業を維持するものであり、たな卸資産を販売可能金額で評価した場合、販売時に通常実施する販売努力によって得られるであろう合理的な見積利益を獲得することができない。それは事業の継続が困難となることを意味する。つまり、会社更生手続は今後の事業活動で更生できることを念頭においているため、通常獲得できる利益を前提とした資産評定が求められている。

特に製品・商品が担保権の目的物となっている場合には、その評価において見積利益を控除するか否かは担保権者の権利に影響を与えることになる。見積利益を控除すれば担保権者への弁済額は減少し、その分一般債権者への弁済額は増加する。ただし、実際は、製品・商品は債務者の販売に関するノウハウ等が加わることによって市場で高い価格で売却することが可能なものであり、債権者が現物を引き取り販売したとしても、債務者が販売する場合に比べ、同等の利益は期待できない場合が多い。したがって、当該資産の価値の算定においては、販売に関する販売見積利益を控除して評価額を低くしたとしても、債権者にとっての担保価値として不当な時価とはいえない。

また、担保権者は製品・商品の担保価値評価では通常相当額の掛け目を設定していること、さらに、処分価額を下回らない限り担保権の権利は保障されていることから通常の見積利益を控除しても担保権者の不利益とはならないといえる。

ただし、トレーディング目的の金等の貴金属については、観察可能な市場価格があり、換金が容易でその額を合理的に見積もれることが多く、その場合は販売費用や債務者の営業努力をあまり必要としないため、また、相場の変動により利益を得ることから、合理的な見積利益の控除を考慮しなくても良いとしている。

(2) 事業用不動産の評定と回収可能価額

【質問19】事業用不動産の評定に関して、ガイドラインが採用した第83条時価について、具体的に説明してください。とりわけガイドライン104項に回収可能価額による評定が採用されていることに関して、会計上の根拠についても説明してください。

【回答】不動産は、一般的に観察可能な市場価格が存在しない場合が多いことから、ガイドラインでは、合理的に算定される価額を適用している。

合理的に算定される価額としては、通常、不動産鑑定士の鑑定評価額が採用されるが、この他、収益還元価額等が考えられる。

土地においては、取引事例価格、公示価格、路線価、固定資産税評価額の適用も可能と考えられるが、当該価格をそのまま適用するのではなく個々の物件の特性を基に調整を加え、合理的に算定されたものでなければならない。

建物は、再調達価額を求めて評定時点までの減価修正を織り込んだ価額等の合理的に算定された価額を適用することができる。なお、担保権の目的物でもなく、金額的に重要性がない物件は簡便的な評価も認められる。

さらに、ガイドライン104項で対象不動産の「回収可能価額」という観点での時価評価を採用している。すなわち、事業を継続することにより将来得られる営業キャッシュ・フローを基に算定される使用価値と不動産を処分することによって得られる正味売却価額のいずれか高い金額を評価額とするものである。減損会計基準の「回収可能価額」と同様な評価方法である。

減損会計が採用される根拠は、資産の貸借対照表価額は回収可能価額を上回る額で評価することは不健全であるとの観点によるものであり、会計上の評価の基本をなしている。固定資産の場合、その投資時においては、投資によって得られる将来の割引キャッシュ・フロー（使用価値）が投資額を上回ることを予定して実施されるが、投資後、収益性が低下して使用価値が固定資産の帳簿価額を下回る状況に至った際には、使用価値まで帳簿価額を切り下げる処理（減損処理）を求めるものである。ただし、当該固定資産を処分して得られる額（正味売却価額）が使用価値より高い場合は正味売却価額を回収可能価額として採用することになる。

減損会計基準では、減損の程度が大きな資産を対象として減損処理を強制する仕組みとなっているが、更生会社の財産評定ではより健全な評価が求められることから、評定後の資産の貸借対照表価額はすべてにおいて回収可能価額を上回ることは回避されなければならない。

(3) 担保権付き事業用不動産の評定

【質問20】事業用不動産のうち、担保権が設定されている不動産を前提としてガイドライン104項の回収可能価額による評定の意義について説明してください。

【回答】ガイドライン104項で事業用不動産の評定に「回収可能価額」を採用するのは、更生会社及び債権者にとっての経済価値を重視しなければならない場合を想定したことによるものである。

更生会社の財産評定は担保権の目的物の評価も兼ねているため、通常、財産評定額が担保権の目的物の評価額となる。その場合、その不動産の評定額が回収可能価額を超えるケースでは、更生会社にとって担保権者に対する弁済額が過大負担となることにより、全体として会社再建が成り立たない事態が起こりうることとなる。

担保権が設定されている不動産にガイドライン104項を適用した場合、使用価値で評価した不動産は事業用に継続使用することにより、また正味売却価額で評価した不動産は原則、処分する等により、それぞれ獲得されるキャッシュを原資として担保債権への弁済が可能となる。

(4) 事業用不動産の評定と使用価値等の適用

【質問21】ガイドライン104項に基づき使用価値及び正味売却価額を適用する際の留意点について説明してください。

【回答】

使用価値を適用する際の留意点

ガイドライン104項の規定は、事業用不動産の財産評定において回収可能価額を超える評定を避けることを考慮したものであり、収益性が高く、したがって、使用価値が非常に高い事業に投下されているような事業用不動産の評定についても同項を適用して、高い使用価値で評定することを求めているものではないことに留意する必要がある。そのような不動産は鑑定評価額等の合理的に算定された価額をもって財産評定額とし、使用価値が財産評定額を超える部分は、最終的に事業全体の価値の評価を経て算定される「のれん」を構成するものと考えられる。

また、工場に使用されている不動産等、機械装置や器具備品等の他の資産と一体となって使用されているケースでは、これらの資産を含めて一体としての使用価値を見積もることに留意する必要がある。

正味売却価額を適用する際の留意点

正味売却価額の算定に当たっては、当該資産の売却等に要するコストを合理的に見積もり、その算定額から控除することに留意する必要がある。

(5) 不動産鑑定士の手法等

【質問22】不動産鑑定士の鑑定評価の手法及び求める価格の種類について説明し

た上で、事業用不動産の評価に関して、第83条時価としての鑑定評価を求める価格の内容について説明してください。

【回答】不動産鑑定士の鑑定評価の手法は、価格形成要因（一般的要因、地域的要因、個別的要因）に関する情報を収集、分析した上で、通常、原価法（積算価格）取引事例比較法（比準価格）収益還元法（収益価格）の3手法を使って価格を試算し、必要な調整を加えた上で最終的な価額を決定する。

また、求める価格の種類は正常価格、限定価格、特定価格、特殊価格がある。このうち、限定価格と特殊価格は限定的なケースや特殊な不動産を対象として求める価格であり、同項での詳細説明は省略する。

特定価格は、法令等による社会的要請を背景とする評価目的の下で、正常価格の前提条件となる諸条件を満たさない場合における不動産の経済価値を適正に表示する価格をいう。特定価格を求める場合を例示すれば、以下のとおりである。

民事再生法に基づく評価目的の下で、早期売却を前提とした価格を求める場合

会社更生法又は民事再生法に基づく評価目的の下で、事業の継続を前提とした価格を求める場合（注：会社更生において、事業の継続を前提とした価格を求める場合とは、更生計画の中で又は更生手続開始後更生計画案決議前に裁判所の許可を得て行う事業の全部又は重要な一部の譲渡に関連して、当該事業に使用する不動産について事業の継続を前提とした鑑定評価を行う場合が考えられる。）

「資産の流動化に関する法律」又は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく評価目的の下で、投資家に示すための投資採算価値を表す価格を求める場合

平成15年7月に社団法人日本不動産鑑定協会から公表された「会社更生法に係る不動産の鑑定評価上の留意事項」によると更生会社の第83条時価としての鑑定評価を行うときに求めるべき価格は「正常価格」であるとしている。「正常価格」は不動産鑑定基準において以下のように規定されている。

「正常価格とは市場性を有する不動産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格をいう。この場合において、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場とは、以下の条件を満たす市場をいう。」

市場参加者が自由意思に基づいて市場に参加し、参入、退出が自由であること

なお、ここでいう市場参加者は、自己の利益を最大化するため次のような要件を満たすとともに、慎重かつ賢明に予測し、行動するものとする。

- (a) 売急ぎ、買込み等をもたらす特別な動機のないこと
- (b) 対象不動産及び対象不動産が属する市場について取引を成立させるために必要となる通常の知識や情報を得ていること
- (c) 取引を成立させるために通常必要と認められる労力、費用を費やしている

こと

(d) 対象不動産の最有効使用を前提とした価値判断を行うこと

(e) 買主が通常の資金調達能力を有していること

取引形態が、市場参加者が制約されたり、売急ぎ、買込み等を誘引したりするような特別なものでないこと

対象不動産が相当な期間市場に公開されていること

(6) リース資産

【質問23】リース契約に基づき使用している資産で、オフバランス処理している場合、開始決定時点において、未払リース料相当額を計上する場合の、リース資産の計上額について説明してください。

【回答】オペレーティング・リース契約にて使用している資産は、賃貸借処理となるが、ファイナンス・リースについては、売買処理に基づきオンバランス処理するのが原則である。ただし、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外については、一定の注記を付することを条件に賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことも認められている。

ガイドライン125項の第2段落で、更生手続においては、賃貸借処理をしていた場合でも、未払のリース料債権を負債として計上し、リース資産を資産として計上する処理を示している。

民事再生手続においては、事業を継続する上で不可欠なリース資産については、リース会社によるリース物件の回収を回避することなどを目的として、裁判所の許可を得てそのまま共益債権として処理する場合もある。

しかし、会社更生手続では、担保権実行が制約されるので、リース料債権を共益債権として扱う必要性に乏しいため、本来の売買処理によりリース資産及びリース債務を計上することを原則とし、リース資産はリース債権者の更生担保権の目的として取り扱うこととされている。

その場合、リース会社はリース債権の全額について債権届出をすると考えられるが、その中には手数料や金利部分が含まれている。上記手数料や金利費用等の金額が算定できる場合は、リース資産計上額から当該部分を控除し、残額を評定対象金額として扱い、ガイドライン121項により財産評定するのが原則となる。

ただし、手数料や金利費用等の金額が算定できないか、重要性がない場合には、リース債務と同額を評定対象金額として扱い、ガイドライン121項により財産評定しても、会社更生手続上その結果はほぼ同様となる。

また、実務上はリース契約を締結して、共益債権としている場合もある。

なお、上記リース資産の評価については確固たる評価方法は定着しておらず、現在でも様々な議論がなされているところである。

リース会社の立場となれば、中古市場が形成されている車両や汎用性のある機械の場合にはその中古市場価格を最低限の価格として主張することが多くなる。しかしながら、更生会社の立場となれば、車両はともかくも機械装置の場合は、

有機的、組織的に一体となった事業用資産となる。となれば、その機械装置全体の産み出す価値に基づく評価を主張することになる。また、例え中古市場価格があったとしても、工場建物の中に組み込まれて機械装置を取り外すには多額のコストがかかる場合もある。

したがって、ガイドライン126項では、リース資産の評価はその他償却資産に準じて、再調達価額に基づく評価額、あるいはキャッシュ・フローに基づく収益還元価額によるとされている。

実務的には、再調達価格に基づく評価額、収益還元価額、中古市場価格等を勘案して評定している。なお、重要性がないリース契約において、物件の本体価格に適切な減価償却手続を実施した残価（すなわち簿価相当額）をもって評定している事例も認められる。

リース資産に係る償却計算においては、残リース期間を耐用年数とし、残存価額はゼロとする定額法がなじむものと思われる。

なお、平成19年3月30日に公表された「リース取引に関する会計基準」、「同適用指針」によれば、当回答の対象としている所有権移転外ファイナンス・リースについては、一部の少額なリース物件を除き、賃貸借処理を認めず売買処理によることとなっている。同会計基準は、平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用することとなった。

(7) 投資不動産

【質問24】投資不動産の第83条時価の評定において、売却又は処分により負担する可能性のある取引費用を控除しない理由を説明してください。

【回答】投資不動産の第83条時価については、ガイドライン117項で記述しているが、同118項で売却又は処分により負担する可能性のある取引費用は控除しない旨を記載している。

この控除しない理由について、投資不動産は、賃貸収益の獲得や将来の事業用地確保を目的としており、当面の販売若しくは処分を予定していないため、取引費用が生じる可能性は低く当該費用の控除を考慮する必要はないと判断したものである。

ただし、現状は投資不動産であったとしても、更生計画案等により売却や処分が予定されるのであれば、それは投資不動産ではなく処分予定の固定資産となるため、その評価においては取引費用を控除しなければならない。

また、投資不動産をセール・アンド・リースバックにて処分する場合は、その決定時に投資不動産ではなくなるので、売却のための取引費用は控除しなければならない。

(8) 環境修復費用（土地・地下水汚染の浄化費用等）

【質問25】ガイドライン110項では、不動産の評定に当たって、当該資産に環境修復費用が認められる場合には、その点を考慮して不動産の評定を行う必要がある

るとしてありますが、会社更生手続を前提としていない企業と比較して説明してください。

【回答】企業会計において、将来発生する環境修復費用等は、債務として確定した場合には計上しなければならないが、確定しない状況のもとでは、引当金として見積計上するか否かを検討する。

引当金の計上には、以下の3つの要件をすべて満たす必要がある。(企業会計原則注解18)

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因していること

発生の可能性が高いこと

その金額を合理的に見積もることができること

特に環境修復費用等については、その発生の原因が当期以前の事象に起因しているのが通例であり、不動産鑑定や業者の見積り等によりその金額を合理的に見積もることは可能とされているが、将来の特定の費用又は損失の発生の可能性が高いか否かが判断に当たって重要となる。

一般の会社においては、工場等の不動産の売却、撤退、移転等が社内的に決定しているのであれば、その発生の認識の可能性が高いと考えられるので、上記要件をすべて満たし当該環境修復費用を引当金として計上すべきであるが、上記のような決定がない場合は通常は当該要件を満たしているとはいえず引当金の計上は行われていない。

更生会社においては、その更生計画案中で今後の不動産の売却等を予定している場合には、そこでの売却予定を基に、当事者間でその売買取引において環境修復費用の負担について話し合われることになる。これらの過程を踏まえると、企業会計原則注解18の引当金の要件を満たしていると考えられるので当該引当金を計上する必要が生じる。一方、更生計画案中で、当該資産の継続使用を前提としている場合は、発生の認識の可能性が低く、環境修復費用を計上することは、同注解18の引当金の要件のすべてを満たしているとはいえない場合もあり、当該引当金の計上は行われなことが予想できる。しかし更生会社では、この場合であっても全資産が旧所有者から更生債権者、更生担保権者に移転したという擬似移転説を前提にしているため、当該費用の発生を考慮した財産評定を認めている。

なお、当該費用の計上に当たっては、財産評定上の該当不動産の評定において減額要素とする方法と引当金として見積もる方法とが考えられるが、両者の選択いかんにより、当該不動産を担保物の目的としている更生担保権の評価額は相違することになる。なお、不動産の状況にもよるが、継続使用予定の不動産の評定に当たっては、前者の方法を採用している場合が一般的である。

(9) 市場価格のある子会社株式

【質問26】子会社及び関連会社株式の財産評定においては、当該株式に市場価格が存在する場合には、その価格をもって「時価」とすることは可能かを説明して

ください。また、上場されている子会社の株式を処分するに当たっては、市場価格が成立しないことも考えられます。そのような場合を前提にして、時価として市場価格以外の合理的に算定された価額を用いることが認められますか、認められるとするとどのような価額かを説明してください。

【回 答】財産評定において、市場価格のある株式の第83条時価は、原則として観察可能な市場価格によることになる。しかし、市場価格のある子会社株式を有する親会社が会社更生法の開始決定を受けた場合、開始決定時の市場価格の終値をもって第83条時価とすることには、疑問が生じる場合がある。

当該子会社が会社更生法の開始決定を受けた親会社と事業を異にする場合などでは、開始決定が子会社の株価に影響を与えないことも考えられ、この場合には、原則として観察可能な市場価格によることになる。

しかし、開始決定時点の前後で、当該子会社の株価が大きく変動した場合、また、当該子会社の株式を一括処分することを前提とする場合には、当該株式価格と異なる合理的に算定された価額を付することも認められる。

すなわち、前者の場合には、大きく変動した価格を補正する観点から、一定期間の市場価格の平均を用いる方法等にて評定することは認められる。また、後者の場合には、一括して処分することを前提に、市場価格とは異なる合理的に算定された価額を付することも認められる。

なお、「株式等鑑定評価マニュアル」16頁によれば、非公開株式等の鑑定評価は以下のとおりとなっており、上場会社の合理的株価の算定においても、この方法を用いることは可能と判断する。

「経営権の移動を伴う場合には、企業の評価方式でもある純資産方式、収益方式が採用される。これらの方式を採用するに当たっては、純資産方式、収益方式を加重平均する併用方式並びにいずれかの方式を採用する単独方式がある。」

・開始決定日における負債関連問題

1. 債権の届出及び調査と共益債権、更生債権等の区分

(1) 共益債権、更生債権等

【質問27】財産評定後貸借対照表においては、買掛金、未払金、借入金のように形態別に分類していた勘定科目を共益債権と更生債権等(更生債権、更生担保権)とに分類し直していますが、このように分類する理由を説明してください。また、共益債権、更生債権及び更生担保権の意義について説明してください。

【回 答】

財産評定後貸借対照表における負債項目

財産評定後貸借対照表における負債項目は、大別して、共益債権と更生債権等(更生債権及び更生担保権)に分かれる。

更生債権等は、通常、更生計画による権利変更の対象となるので、会社更生手続開始後、債権調査手続によって、更生債権、更生担保権の債権額を確定し、この分類された債権額を基にして、各更生債権者、更生担保権者の有する議決権額及びこれらの者に対する弁済額が決定される。他方、共益債権は、権利変更の対象とはならないので、債権調査手続を経ない。

このように、財産評定後貸借対照表の負債の部の表示については、更生債権等であるか共益債権であるかによって、会社更生手続におけるその取扱いが大きく異なるので、更生債権等及び共益債権という会社更生手続上の取扱いに応じた区分をする必要が生じる。

更生債権、更生担保権及び共益債権の意義

更生債権、更生担保権及び共益債権の意義は以下のとおりである。

(a) 更生債権

更生債権とは、更生会社に対し会社更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権又は会社更生法2条8項各号に定める債権（会社更生手続開始後の利息請求権等）であって、更生担保権又は共益債権に該当しないものをいう（更生法2条8項）。

(b) 更生担保権

更生担保権とは、会社更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権の被担保債権であって会社更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は更生債権のうち、当該担保権の目的である財産の価額が会社更生手続開始の時点における時価であるとした場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう（更生法2条10項）。

(c) 共益債権

共益債権とは、会社更生法127条各号に定める債権（会社更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権等）、128条1項及び2項に定める債権（保全管理人が開始前会社の業務及び財産に関し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権等）、129条に定める源泉所得税等、130条に定める使用人の給与等、131条に定める社債管理会社の費用及び報酬等及び61条4項に定める双方未履行契約の履行請求権等、会社更生法上共益債権として、更生計画の定めるところによらないで、随時弁済するものとされる債権をいう（更生法131条）。

以上のとおり、更生債権、更生担保権は更生計画の定めるところによって弁済されるのに対し、共益債権は更生計画の定めるところによらずに弁済がなされる。すなわち、更生債権及び更生担保権は更生計画認可後、更生計画に定める弁済方法（例えば、更生債権について90%の免除を受け、10年間の分割弁済による弁済など）に従って弁済されるのに対し、共益債権については、契約に従った弁済がなされる。

(2) 保全期間中の債務

【質問28】会社更生手続の申立以後に発生した債権（保全期間中の債務）は、会

社更生手続上どのように取り扱われるかを説明してください。

【回 答】保全期間中に発生した債権は、開始決定前に発生した債権であるので、本来は更生債権となるが、会社更生法128条 1 項及び 2 項に定める債権は共益債権となる。すなわち、同条 1 項、 2 項により保全管理人がその権限に基づき、あるいは開始前会社が裁判所の許可を得て、更生手続申立て後開始決定前に、会社の事業の継続のために資金の借入れ、原材料の購入などを行った場合の債務は共益債権となる。会社更生手続は事業の継続を前提とした手続であるので、更生開始決定前においても、事業を継続する上で当然に原材料の購入などの事業活動が必要であり、それによって生じた債務は共益債権として契約に従った支払がなされる。

例えば、申立前から借入れを行っている借入金に対する保全日以降開始決定日までの利息は原則どおり更生債権となるが、保全期間中に事業の継続のために裁判所の許可を得て借入れを行った場合の利息は共益債権となる。

(3) 債権の届出及び調査

【質問29】更生手続においては、債権者に対し、開始決定時に保有する債権の届出を求め、その調査を行います。その目的及び手続について説明してください。

【回 答】

債権の届出及び調査の目的

更生債権者及び更生担保権者は更生計画によらなければ弁済を受けることができない。また、更生債権者及び更生担保権者は、関係人集会において更生計画案の決議に際して議決権を行使する権利を有する。

更生計画案の決議は、通常、更生債権の部及び更生担保権の部に分かれて行われ、各更生債権者及び更生担保権者の議決権はそれぞれの債権額を基準として定められる。また、更生計画案に従った弁済は各更生債権者及び更生担保権者の債権額を基準としてなされる。

債権の届出及び調査の手続は、上記各更生債権者及び更生担保権者の議決権及び更生計画案に従った弁済額を定めるため、各更生債権者及び更生担保権者に債権の届出をさせて調査を行い、その金額を確定するための手続である。

債権調査手続の概要

(a) 債権届出期間と調査期間

開始決定時において、裁判所は、債権の届出期間と調査期間を定める。届出期間は、原則として開始決定日から 2 週間以上 4 月以下の範囲の日とされ（更生規19条 1 号）、調査期間は、届出期限の末日と調査期間の初日の間に 1 週間以上 4 月以下の期間において、1 週間以上 2 月以下の範囲で定められる（同条 2 号）。

平成15年 4 月の改正会社更生法施行後の運用では、事例分析においては、開始決定から 1 年程度で認可決定を受ける事例が多い。上記のようなスケジ

ルールが想定される事案においては、債権届出期限は開始決定日から2月、調査期間は債権届出期間（終期）から4月程度と定められることが多い。

(b) 届出

上記の債権届出期間等は公告されるとともに知れている更生債権者等に通知される。具体的には、更生会社によって作成される債権者一覧表に基づき、裁判所から開始決定通知とともに届けに使用する債権届出書が送付される。

更生債権者は更生債権の内容、一般の優先権がある債権であるときにはその旨、議決権の額（債権額）等を届け出る必要がある。更生担保権者はさらに担保権の目的である財産及びその価額等を記載しなければならない。

届出は届出期間内であれば自由に変更できる。届出期間経過後であっても、他の更生債権者等の利益を害しない場合には、届出の変更が認められる。

(c) 債権調査手続

管財人は一般調査期間前の裁判所が定める期限までに各届出債権に対する認否を記載した認否書を提出する。管財人は必要があるときは債権者に対して、届出債権等に関する証拠書類の送付を求めることができる（更生規44条1項）。

債権認否書は、裁判所で閲覧、謄写のほか、更生会社の主たる営業所においても閲覧に供されている（更生規45条1項）。更生債権者等は、各債権者自身の債権認否結果を文書で交付するよう求めることができることになっており、通常、更生会社は、更生債権者等には異議ある場合のみ、その認否結果を送付する。

債権認否書に基づき第一次的には、裁判所が決定手続で更生債権等の内容等を判断し決定する。結果に異議のあった債権について、まず査定の申立て、裁判所の査定結果に不服のある者は、さらに異議の訴えを提起しなければならない。

(d) 未届出債権

債権届出期間内に届出がない更生債権、更生担保権は、債権者の責めに帰すことができない事由がある場合には例外的に届出の追完が許されるが、それ以外の場合には原則として届出期間経過後の届出は許されない。民事再生手続のような、債務者が自ら債権を認める自認制度はない。

(e) 租税債権

税金、社会保険、下水道料等の国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することができるいわゆる租税債権のうち、会社更生手続開始決定前の原因に基づくものは更生債権であり、届出を要する。ただし、債権調査の対象とはならず、届出の時期については遅滞なく届け出れば足りる（更生法142条）。

租税債権は届出があれば真正な債権と推定され債権調査を経ずに確定する（更生法164条1項）。管財人が租税債権の金額に不服がある場合、通常の租税債権に対する不服申立手続（例えば、税金に関する不服であれば不服

審査、税務訴訟といった手続)により、債権額を確定することとなる(更生法164条2項)。

(f) 相 殺

会社更生法上、相殺権の行使は、債権届出期間満了時までとされており、当該時点までの間に相殺適状となる債権債務のみを相殺することができる(更生法48条1項)。そのため、相殺を行おうとする債権者は、債権届出期限までに、内容証明等による相殺の意思表示を行う。

金融機関は、通常、借入金(すなわち、更生債権等)と預金を相殺し、相殺後の金額を届け出る。金融機関の場合、通常、銀行取引約款等によって期限の利益喪失の約定が明記されているので、申立日現在の預金と借入金等の更生債権等が相殺適状となる。

更生会社が売掛金と買掛金を有する取引先も相殺適状となる場合があるが、相殺の可否は、取引基本契約書等による期限の利益喪失約定、支払約定等によって債権届出期限までに相殺適状となるか否かを判断することとなる。

(g) オフバランス負債と債権届出額

以下のとおり、通常会社では計上されない負債についても、債権届出の対象となるものがある。

() 保証債務・割引手形等

更生会社に対する保証債務、割引手形に基づく担保責任の履行請求権等の偶発債務は、更生債権となるので、通常会社会計処理上、更生会社の帳簿には負債計上されていないが、債権者からは債権届出がなされる。

() 遅延損害金

申立前に支払を遅延していた場合のほか、申立てにより期限の利益を喪失したことによる遅延損害金についても債権届出がなされる。

() リース取引

更生手続上、フルペイアウト方式のファイナンス・リースは更生担保権として取り扱われるので、更生担保権としての債権届出がなされる。

これら保証債務、リース債務等は更生手続開始決定時の決算においてオンバランスし、その後、債権の届出及び調査によって金額が確定する。その結果、開始決定時計上額と差異が生じる場合もある。

(4) 債権の届出及び調査の結果

【質問30】債権届出額と債権調査の結果に差異が生じた場合は、どのように処理されるのでしょうか。また、帳簿計上額と債権の届出及び調査結果との差異(債権調査の結果生じる負債の追加計上又は負債の減少)によって生じる損益は、どの時点で修正損益を認識するのかを説明してください。

【回 答】

債権届出額と債権調査の結果に差異が生じた場合の処理

(a) 更生債権等の内容を争う場合

更生債権等の届出に対し、管財人も他の債権者も異議を述べなかった場合、更生債権等は確定するが（更生法150条1項）、異議を述べられた更生債権等を有する更生債権者等は、裁判所に対し、簡易な決定手続によってその更生債権等の存否及び内容を査定する裁判を求めることができる（更生債権等査定申立て。更生法151条1項）。さらに、査定結果に不満がある場合には査定決定の送達を受けてから1か月以内に更生債権等査定異議の訴えを提起して争うことができる（更生法152条1項）。

(b) 更生担保権の評価を争う場合

また、更生担保権者は、更生担保権の内容の確定のために査定申立てを行った場合において、当該更生担保権に対して異議を述べた者のうちに、担保権の目的である財産の価額について争う者がある場合には、査定申立てから2週間以内に、当該財産について価額決定の申立てをすることができる（更生法153条1項）。価額決定について不服がある場合には即時抗告を行うことができるが（更生法154条3項）、査定決定の場合と異なり、別途これを訴訟で争うことはできない。これは、担保権の目的物の評価をめぐって重要な更生担保権の金額が確定せず、手続が遅延することを防止するためである。

(c) 更生担保権の金額が修正された場合における財産評価の取扱い

上記のとおり、更生担保権の評価、すなわち、更生担保権の目的となる財産の評価は、価額決定手続を通じて修正されることがあり、その結果、財産評価における財産の評価とこれを担保権の目的とする更生担保権の評価との間に齟齬が生じることがある。しかし、財産評価は、更生担保権の範囲を明らかにするだけでなく、更生会社に会計的基礎を与えるための会計的目的を有する手続であるのに対し、更生担保権の評価は更生担保権者の権利内容の確定という純粹に法律的な権利確定のための手続であるので、結果的に両者の間に不一致が生じることは問題がないという見解もあるが、実務上財産評価後貸借対照表及び財産目録の訂正をする場合もある。

債権調査の結果による修正損益の認識

(a) 認可日決算における修正

【質問29】の回答に記載のとおり保証債務、リース債務等通常の会社ではオフバランス処理されている一部の負債についても更生手続では債権届出がなされるので、開始決定日決算においては、通常、これを前提として自己計算した金額での負債計上を行う。

その後、債権調査手続を経て更生債権等の金額は確定するが、会社更生手続においては、開始決定日から認可日までが一事業年度であるから、債権調査結果に基づく負債の追加計上、計上負債の減額処理による損益は認可日決算で計上されることになる。

(b) 認可決定後の修正

前記のとおり、更生債権等に対する査定決定に対しては、査定異議の訴えを提起することができるので、更生債権等が認可日までに確定しない場合がある。この場合、認可日決算においては、更生会社の主張する金額で更生債権等を計上せざるをえないが、認可後に更生債権等の金額が確定し変動が生じた場合には当該確定日を含む事業年度で更生債権等の金額が修正されることになる。

(c) 更生計画案添付の計算書類における取扱い

上記のとおり、会社更生手続において更生会社はその定款に定める決算日にかかわらず、開始決定日で事業年度が一度終了し、その後認可日までが一事業年度となり、認可日後定款所定の事業年度となる。財産評定、債権調査は当然に開始決定日以降進められる手続であるので、帳簿への債権届出調査結果の修正損益記帳は前述のとおり認可日決算によって行い、認可日決算までに確定しなかった修正損益は認可日以降の決算において行われる。

一方、更生計画案には、事例分析において示すように、開始決定日における財産評定前貸借対照表、財産評定後貸借対照表が添付される。また、更生計画案作成時における貸借対照表（認可前基準日貸借対照表）、開始決定時又は認可前基準日の清算貸借対照表並びに会社更生手続開始後更生計画案作成時（認可前基準日）に至る期間の損益計算書の添付がされている場合が多い。

損益計算書においては、財産評定による資産評定損益、債権の届出及び調査結果による負債修正損益が開始決定日に行われたものとみなす考え方（この場合には開始決定日で発生し損益処理される。）と、開始決定日以降に行われたものとみなす考え方（この場合には認可前基準日までに発生し損益処理される。）がある。

2. 共益債権

(1) 共益債権の内容

【質問31】開始決定日現在の財産評定後貸借対照表において計上される共益債権の内容には、どのような負債項目が含まれるかを説明してください。

【回答】

共益債権

共益債権とは【質問27】の回答に記載のとおり、会社更生法127条各号に定める債権等、更生計画の定めるところによらないで、随時弁済するものとされる債権をいう。その代表的なものは、保全管理期間中及び会社更生手続開始以後の更生会社の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権である。更生会社は保全管理人又は管財人によって事業を継続しているので、事業の運

営に伴い、買掛金や未払金が発生するが、これらは、更生会社の事業の維持に不可欠な共益的費用として、更生計画の定めるところによらず随時弁済される。

開始決定日に存在する共益債権

原則として、開始決定日前に発生した債権は更生債権となるが、上記のとおり、保全管理期間中においても事業の継続のために必要な共益債権が発生する。具体的には、開始決定日時点で存在する共益債権として、以下の債権がある。

- (a) 保全期間中に受けた財貨又は用役の提供に対する開始日時点の未払債務
- (b) 保全期間中に新たに借り入れた借入金の開始決定日時点の残債務及び未払利息額

上記共益債権に該当する債権としては、例えば、後払に応じてくれた取引先に対する債務、従業員給与、預り源泉税等が挙げられる。また、事業遂行上必要な運転資金を金融機関、スポンサー候補から裁判所の許可を得て借り入れる場合があり、これらの残債務等も開始日現在の共益債権となる。

引当金

開始決定日貸借対照表には、退職金制度があれば退職給付引当金が計上されることがある。また、修繕引当金等の発生主義会計による引当金が計上される場合がある。これらの引当金は、実際に発生した具体的な請求権ではないので、厳密には共益債権には該当しない。しかし、これらの引当金は将来の一定の支出が予定されているものであり、かつ、支出される場合には、共益債権と同様、更生計画の定めによることなく契約に従った弁済がなされる性質の負債部分がほとんどであるので（更生法204条1項2号参照）、財産評定後貸借対照表においては、通常、共益債権の項目に分類して計上される。

3. 更生担保権

(1) 更生担保権の内容と取扱い

【質問32】財産評定後貸借対照表において表示される更生担保権の内容にはどのようなものが含まれるのか説明してください。また更生担保権は会社更生手続ではどのように取り扱われるのですか、民事再生手続との違いを含め説明してください。

【回答】

更生債権と更生担保権

【質問27】の回答記載のとおり、更生担保権とは、会社更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権の被担保債権であって会社更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は更生債権のうち、当該担保権の目的である財産の価額が会社更生手続開始の時にける時価であるとした場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう（更生法2条10項）。例えば、10億円の金融機関借入金を被担保債権として、不動産に抵当権が設定されている場合において、仮に財産評定における担保対象不動産の評価額が3億円で、

更生担保権も3億円で確定した場合においては、当該金融機関は3億円の更生担保権を有することとなり、残額の7億円は一般更生債権となる。

更生担保権の取扱い

会社更生手続においては、破産手続や民事再生手続と異なり、担保権の行使が制約され、担保権で保全された権利に対しても更生計画に基づく弁済が行われる。よって、更生担保権の弁済はあくまで更生計画案の可決・認可を経る必要がある。更生計画案の決議は、通常、一般更生債権と更生担保権の組に分けて行われるところ、それぞれの組の可決要件は、以下のとおりである。

(a) 更生担保権（更生法196条5項2号）

（ ）弁済期間の据え置き、分割弁済のみを決める計画案の場合
議決権額（更生担保権金額）総額の3分の2以上

（ ）更生担保権の減免（一部免除）、権利の株式化等権利に影響する等の計画案の場合

議決権額（更生担保権金額）総額の4分の3以上

(b) 一般更生債権（更生法196条5項1号）

議決権額（更生債権金額）総額の2分の1以上

会社更生手続における可決要件は、金額のみを基準としており、民事再生手続に規定される人数要件は存在しない。更生計画案の可決・認可を経て、更生担保権は更生計画に従った弁済を受けることとなる。

一方、民事再生手続での担保権は、同手続によらず、個別に債務者との話し合いによってその金額、弁済方法が決められる。担保権は、強制換価手続によって弁済せざるを得ない場合もあり、このような取扱いゆえ、民事再生手続に別除する権利として、別除権といわれる。このように、担保権について会社更生手続と民事再生手続では大きく扱いが異なっている。

(2) 更生担保権の目的物の評価

【質問33】更生担保権の目的物の評価と財産評定との関係を説明してください。またその評定確定手続についても説明してください。

【回答】

更生担保権と財産評定

更生担保権の意義は、会社更生法2条10項において、「担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時点における時価であるとした場合における」と定義されているので、更生担保権の評価は、開始決定時における当該担保目的物の時価による評価とされている。また、会社更生法83条2項により財産評定は「更生手続開始の時点における時価によるものとする」とされている。

上述のとおり更生担保権の評価及び財産評定は、会社更生法の文理上、いずれも同じ「開始決定時の時価」と定義されているため、更生担保権の目的となる資産の評価とこれに対する財産評定額は、原則として同額とすべきであると考えられている。

担保権の評価確定手続

上記【質問29】の回答記載のとおり、更生担保権の金額は、債権調査手続において確定される。もっとも、更生担保権の目的となる資産の評価は、当該更生担保権者の議決権額及び弁済額に直接かかわるため、実務においては、その適正を担保するため、不動産を目的とする抵当権の評価の場合には不動産鑑定を行う場合が多く、また、更生担保権者の理解を得るため、管財人が、債権調査手続完了前の段階において、債権者に詳細な説明を行う場合もある。

更生担保権者は、債権調査手続において自らが届出た更生担保権の目的となる資産の価額について管財人又は他の更生債権者等に異議を述べられた場合には、裁判所に更生担保権の査定を申立てをすることができ、かつ、その価額の評価につき、価額決定の申立てをすることができる。

旧会社更生法の下では、更生担保権の目的の価額に不服がある場合もすべて更生担保権確定訴訟による解決によるしかなく、手続の迅速な運営に支障をきたす場合があった。改正会社更生法の下では簡易・迅速な決定手続によって更生担保権の評価に関する紛争を解決することが可能になった。価額決定の申立てがなされた場合、裁判所は評価人を選任し、第三者の鑑定意見等を求める。なお、価額決定に不服がある場合には即時抗告手続を行うこととなる。

4. 労働債権

(1) 労働債権の内容

【質問34】財産評定後貸借対照表において表示される労働債権の内容にはどのようなものが含まれ、会社更生手続上どのように取り扱われるかを説明してください。

【回答】

労働債権の内容と取扱い

開始決定時点における従業員に対する未払給与及び未払退職金が労働債権として財産評定後貸借対照表に負債計上される。これら労働債権はその発生時点又は内容により、共益債権又は優先的更生債権となる。

未払給与の取扱い

開始決定時点における従業員に対する未払債務のうち、開始決定前6か月間の給料の請求権は共益債権となり、その余の未払給与は労働債権として優先的更生債権となる（更生法130条1項）。

優先的更生債権となる未払給与は、一般の更生債権等と同様、債権届出及び債権調査の対象となり、更生計画によって権利の変更を受ける。

上述の優先的更生債権は、原則として一般の更生債権者とは別の組で更生計画案の決議を行うこととされているが（更生法196条1項、168条1項）、実務上は、一般更生債権者の権利が不当に取り扱われないよう注意が図られながら、一般更生債権と同じ組で決議されることが通常である。

更生計画においては、通常、全額弁済の取扱いがなされるが、一部の免除を求められることもある。

未払退職金

会社更生法上、退職者に対する退職金は次のように取り扱われる。

雇用 ： 開 始 決 定 前	退 職 ： 認 可	一 時 金	* 退職前6か月間の給料総額に相当する額又は退職手当の額の3分の1のいずれか多い額：共益債権（更生法130） * その余の額：優先的更生債権（民法306） * ただし、会社都合退職の場合は共益債権（更生法130、127）
	決 定 前	定 期 金	* 各期における定期金の3分の1に相当する額：共益債権（更生法130） * その余の額：優先的更生債権（民法306） * ただし、会社都合退職の場合は共益債権（更生法130、127）
	後		* 全額随時弁済（更生法204）
後			* 全額共益債権（更生法127）

開始決定前に退職した従業員の未払退職金の一部は共益債権となり、残余は優先的更生債権として未払給与と同様の取扱いを受ける。

退職が開始決定後認可決定前であれば、上記表のとおり、一部が共益債権となる。

(2) 退職給付引当金

【質問35】財産査定後貸借対照表において計上される退職給付引当金はどのように表示すべきかを説明してください。また、その引当金の計上基準についても説明してください。

【回 答】

退職給付引当金の表示上の取扱い

開始決定前においてすでに退職していた従業員に対する未払退職金は、【質問34】の回答記載のとおり、確定債務として共益債権あるいは優先的更生債権になる。他方、開始決定時の在職者についての退職金債務は、開始決定時においては債権として発生していないという見解が有力であり、共益債権又は優先的更生債権とはならない。もっとも、現実には従業員が退職した場合には随時支払われるので開始決定時貸借対照表においては、退職給付引当金として適正に計上される必要があり、共益債権の項目として分類されることが多い。

事例分析では、退職金規程を定めていない会社は別として、上記の規程を定めている会社は、退職給付引当金の設定を共益債権として表示を行っている事例が認められる。

退職給付引当金の計上基準

開始決定時においては債権として発生していないので、債権調査の対象にはならない。よって、退職給付会計基準に従って計上されることになる。ただし、次項の【質問36】の回答記載のとおり、大量退職の場合の問題を検討する必要がある。

一部の従業員につき開始決定後会社都合による解雇者が具体的に予定されている場合には、その金額は会社都合を前提に計算されるとともに、すべて共益債権となることとなる。この場合には、一部解雇予定の従業員については、会社都合要支給額に基づく算定額により、その他は退職給付会計基準に従うことが合理的である。

(3) 会社更生法適用会社の大量退職の取扱い

【質問36】財産評定後貸借対照表において退職給付引当金を設定するに当たり、更生会社であることにより退職給付会計基準に基づく処理をどのような点に留意して行うか、また、開始決定時に作成する貸借対照表ではその後に大量退職者が発生した場合にはどのように取り扱うのかを説明してください。

【回答】

退職給付会計基準の適用

会社更生手続によって事業が継続され、開始決定時の従業員に対し退職金制度が会社更生手続中においても継続されるならば、退職給付会計基準に準拠した退職給付引当金の計上が否定される根拠はない。

過去勤務債務及び数理計算上の差異の取扱い

問題は、通常の会社で容認されている過去勤務債務及び数理計算上の差異の取扱いである。会社更生手続は、新たな会社として再出発することであり、過去勤務債務及び数理計算上の差異については一定の期間にわたって一部ずつ損益処理する方法によらず、開始決定時にその残額を損益処理することが必要である。

大量退職者が見込まれる場合

開始決定後に大量の解雇が実施された場合には、会社都合要支給額による退職金が認可決定までに、共益債権として支払われることになる。このような場合、開始決定時とはいえ財産評定後貸借対照表の退職給付引当金において、開始後の退職者部分、あるいは認可決定後に予定する退職者部分については、会社都合要支給額に基づく支給予定額をもって引当金とする必要がある。

(4) 適格年金、厚生年金基金に対する過去勤務債務

【質問37】財産評定後貸借対照表において適格年金、厚生年金基金はどのように取り扱われるのかを説明してください。

【回答】

制度継続の場合

更生会社が適格年金制度又は厚生年金基金制度を継続する場合、上記【質問35・36】の回答記載のとおり、退職給付会計基準に従った処理がなされる。また、【質問36】の回答記載のとおり過去勤務債務及び数理計算上の差異については、開始決定時にその残額を損益処理する。

適格年金制度又は厚生年金基金制度を廃止する場合

更生会社が厚生年金基金を解散し、又は脱退する場合において、最低責任準備金の積立不足額を補てんする義務が生じるが、これらの特別掛金の支払義務は、租税債権と同様の取扱いになる（厚生年金保険法89条）。この特別掛金に係る取扱いについては、更生会社のその後の処理に重要な影響を与える場合もあることから、特に留意する必要がある。

適格年金制度を廃止する場合において、適格企業年金契約の未払債務がある場合には、保険会社の更生会社に対する債権である以上、開始決定前に発生する未払保険料の支払義務は、一般更生債権に該当する。なお、適格企業年金の支給が退職金規程上、退職金の一部となっていれば、年金保険によって支払われない金額は、従業員の会社に対する退職金請求権となり、【質問34】の回答記載のとおり、共益債権又は優先的更生債権として取り扱われる。

5. 租税債権

(1) 租税債権の内容

【質問38】財産評定後貸借対照表において表示される租税債権にはどのようなものが含まれるのかを説明してください。

【回答】

開始決定前の原因に基づく租税

開始決定前の原因に基づく租税債権は優先的更生債権となる。「開始決定前の原因に基づく」とは課税要件を充足する事実が発生し納税義務が成立した時（国税通則法15条）が開始決定前であることをいう。よって、申告が開始決定後であっても開始決定日決算に基づく法人税、法人住民税（均等割含む）、法人事業税は優先的更生債権となる。賦課決定前であっても1月1日現在保有する資産に対する固定資産税は優先的更生債権となる。

開始決定前の原因によるが、まだ納期限の到来していない租税

以下の租税は共益債権となる（更生法129条）

源泉所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税等

特別徴収住民税、地方消費税等

よって、例えば、開始決定日が月末とすれば、翌月に納付する源泉所得税は共益債権となる。保全命令の発令日時点における未納付の源泉所得税は優先的更生債権となる。保全命令の発令日以降開始決定日までに納期限が到来した源泉所得税は優先的更生債権となる。

開始決定日までに納期限が到来していない消費税中間払額は共益債権となる。

開始後の原因に基づく租税

開始決定後の支払給与に対する源泉所得税、特別徴収住民税は共益債権となる（更生法127条2号）。課税期間末が開始決定後に到来する消費税中間払は共益債権となる。

社会保険料等

健康保険、厚生年金保険、労働保険などの社会保険料、下水道などの国税徴収の例にならって徴収することのできる請求権も租税債権と同様に取り扱われる。

(2) 租税債権の債権確定手続

【質問39】会社更生手続上、優先的更生債権となる租税債権の債権確定手続について説明してください。また、租税債権について不服がある場合や更生計画上でその権利に影響を及ぼす定めをする場合の取扱いについても説明してください。

【回 答】

債権確定手続

租税債権も更生債権の一部であり届出が必要とされるが、債権調査の対象とはならない。そのため、債権調査とは無関係に遅滞なく届け出なければならないという特則が設けられている（更生法142条）。届出がなされれば真正な権利であると推定され、関係人による調査・確定には親しまないものとされ、債権調査を経ずに、債権額が確定する。

不服手続

租税債権についてその届出額に不服がある場合には、通常の会社と同様に不服審査及び租税訴訟による（更生法164条2項）。

更生計画における取扱い

更生計画においてその権利に影響を及ぼす定めをするには、原則として徴収権者の同意を得なければならない（更生法169条1項）。

ただし、以下については同意を必要とされず意見を聞けば足りる（更生法169条但書等）。

(a) 3年以下の納税の猶予若しくは滞納処分による財産の換価の猶予

(b) 更生手続開始決定から1年以内（認可決定日が1年以内の場合はその日まで）の延滞税・利子税又は延滞金

固定資産税のような市町村民税について一部免除が得られた事例はあるものの、通常、租税債権については、徴収権者の同意が得られないため、100%の弁済がなされる。また、上記の定めにより、租税債権については3年以内の弁済計画が組まれることとなる。

6. その他の債権

(1) 偶発債務

【質問40】財産評定後貸借対照表において、損害賠償訴訟によって要求されている請求額はどのように取り扱えばよいですか。また、このような未確定更生債権は会社更生手続上どのように取り扱えばよいかを説明してください。

【回答】

評定後貸借対照表上での取扱い

各未確定債権の実情に応じて、管財人が方針を定めることが認められている。管財人の方針として、損害賠償に応じない方針であれば、債務計上はされないこととなる。どのような計上方針によるかによって、貸借対照表の計上額に影響を生じるが、そもそも未確定の更生債権の重要性が高い場合には、更生計画の履行可能性自体に問題があることとなり、そのような場合には未確定のまま更生計画案を提出できない可能性が高い。

会社更生手続上の取扱い

開始決定時までに損害賠償請求訴訟が確定しなければ、管財人は、更生債権を未確定としたまま更生計画案を提出することとなる。未確定の更生債権は、更生計画において、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならないとされている(更生法172条)。更生計画においては、一般に、権利確定後の権利変更、弁済方法等につき、独立の項目を設けて規定している。

(2) 前受金

【質問41】財産評定後貸借対照表において、商品代金の前受け、請負契約等によって発生した前受金は、会社更生手続上どのように取り扱われるかを説明してください。

【回答】

双方未履行契約の場合

売買契約・請負契約が双方未履行契約(更生法61条)に該当する場合には、以下のとおり取り扱われる。

(a) 管財人が履行選択した場合

前受金は、契約に従い、更生会社が収受する。なお、相手方の更生会社に対する履行請求権は、共益債権となる(更生法61条4項)。

(b) 管財人が解除を選択した場合

相手方の更生会社に対する前受金返還請求権は、共益債権となる(更生法61条5項、破産法54条2項)。

更生手続において事業を継続する以上、通常は管財人によって履行選択がなされるので、前受金や未成工事受入金等は、例えば、建築物の引渡時に完成工事未収入金と相殺される。

双方未履行契約に該当しない場合

売買契約・請負契約が双方未履行契約に該当しない場合（相手方の履行が完了している場合）において、更生会社が自らの債務を履行しないときには、相手方は更生会社に対して債務不履行に基づく損害賠償請求権を行使するか、あるいは債務不履行に基づく契約解除による原状回復請求権として前受金の返還請求権を有することになり、これらは、更生債権として取り扱われる。

なお、ある契約が双方未履行契約であるか否かは、一義的に明らかなものではない。例えば、1つの契約に基づく工事請負契約であっても、請負代金は完成高に応じて支払われることなどを根拠として、申立時までの完成部分と未完成部分を分け、未完成部分のみを双方未履行契約として取り扱い、完成部分の工事代金は更生債権、未完成部分の工事代金は共益債権として支払うことも実務上行われている。

(3) 保証債務

【質問42】オフバランスとして処理されていた保証債務を、開始決定時においてオンバランスした場合、当該債務に係る債権と債務については会社更生手続上でのどのように取り扱われるかを、また、主たる債務者が法的倒産手続に入っていない場合と入っている場合における相違点について説明してください。

【回 答】

会社更生手続上の取扱い

例えば更生会社がその子会社の金融機関借入金を債務保証している場合、当該金融機関は、主たる債務者である子会社の弁済状況にかかわらず、更生会社に対する保証債務の履行請求権につき、債権届出を行うことができる。なお、当該保証債務履行請求権に対する弁済は更生計画で定めることとなるが、他の更生債権等よりも弁済率を低く設定する計画案が策定される事例も存在する。

求償権の発生と評価

(a) 主たる債務者が法的倒産手続に入っていない場合

更生会社が保証を行っている場合に、主債務者が支払を継続している場合も、債権者は更生会社に主債務者に対する保証債務履行請求権の全額の債権届出を行うことが可能である。当該保証債務履行請求権の届出を認めた場合、更生計画に添付する貸借対照表においては、更生債権としての負債認識が必要となる。

しかしながら、主債務者が健全な場合には、主債務者は自ら債権者に対する弁済を継続することが多いので、更生会社である保証人は、更生債権の分割弁済を定める更生計画において、主債務者が返済を継続している限り権利変更後の更生債権の弁済を留保するという定めを置くことが多い。

更生債権の弁済が留保される以上、保証債務履行請求権が届け出られたとしても負債計上する必要がないという考えもあるが、更生計画案に添付され

る財産評定後貸借対照表としては、法律上存在する更生債権の総額を明らかにするためにも更生債権として認めた保証債務は負債計上する必要がある。

一方、更生債権として負債計上した保証債務の相手勘定として資産計上すべき金額についてはいくつかの論点が存在する。

まず、開始決定時の貸借対照表には、保証債務履行前ゆえに、主債務者に対する事前求償権（民法460条2号）が計上される（債権者への代位弁済が行われたものについては事後求償権となる。）。事前求償権を計上する場合、法的には保証債務と同額の事前求償権がいったん発生するが、更生会社は、更生計画に基づき割合的弁済しか行わないことになるので、事前求償権の評価額としては、最大でも、更生計画に基づく弁済額にとどまると考えられる。よって、例えば、10億円の更生債権としての保証債務が存在する場合において、更生債権の弁済率が10%と想定されている場合には、事前求償権としては、最大で1億円の評価とすることになる。

もっとも、更生計画に添付される財産評定後貸借対照表において10億円の保証債務を負債計上したにもかかわらず、事前求償権を1億円の資産評価にとどめた場合には、損失を発生させ純資産を9億円減少させることとなる。その場合、認可日以降に9億円の債務免除益が計上されて結果的に影響がないことになるが、損失と利益の計上時点が異なることから、開始決定時の実態を債権者等に適切に伝えているかどうかの問題がある。

このような事情を考慮すれば、更生債権として保証債務を10億円計上し、一方、資産に計上する事前求償権の評価額を1億円として、損失の発生を先行させるのは、更生会社の財政状態を適正に示すことにはならない。

そこで、開始決定時の貸借対照表では、保証債務と同額の10億円を資産計上し、純資産の毀損を回避する処理も考えられる。その具体的方法としては、10億円のうち、1億円を事前求償権として計上して、9億円を保証債務の対照勘定としての保証債務見返りという資産科目として処理する方法や10億円全額を保証債務見返りとして計上する方法が考えられるが、いずれの処理にしても、保証債務見返りが資産に計上されるとそれだけ資産合計額が増大し、単純には予想弁済率を高めることになるため、注記等において、その内容を明確にしておく必要があると考えられる。

また、認可決定日決算以降は、原則として保証債務履行請求権に対する弁済を行わない更生計画案が策定された場合においては、当該保証債務に係る資産、負債を計上せずに、偶発債務としての注記事項にとどめる会計処理が容認される場合もありうる。ただし、主たる債務者が一応支払を行っていたとしても、その継続的な支払能力に懸念がある場合には、求償権の評価の問題となるため、債務保証損失引当金等の計上が必要となる場合もある。

(b) 主たる債務者が法的倒産手続に入っている場合

主債務者が会社更生手続、民事再生手続又は破産手続等の法的倒産手続に入っている場合において、債権者が当該倒産手続に参加した場合、保証人は、求償権を行使するために当該倒産手続に参加することができなくなるので

(破産法104条3項但書、民事再生法86条2項、更生法135条2項)、求償権の資産計上はできない。よって、会計処理としては保証債務を更生債権として計上し、併せ債務保証損失を計上することになる。

(4) リース債務

【質問43】オフバランスとして処理されていたリース債務を開始決定時においてオンバランスした場合、当該債務に係る負債については会社更生手続上どのように取り扱われるかを説明してください。

【回 答】

リース契約の本質とリース債務の性格

一部の学説は、いわゆるファイナンス・リース契約を含むリース契約は、形式的には賃貸借契約であり、支払期限の到来した未払のリース債務は更生債権となるものの、将来のリース料債権は共益債権となるものと解している。

しかし、最高裁判決により、フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約について、未払のリース料債権はその全額が更生債権となる旨が判示されて以降(最判平7.4.14民集49巻4号1063頁)、会社更生手続において未払のリース料債権は、リース契約対象物件の価値相当額については更生担保権、その余の残額については一般更生債権として取り扱われる実務が定着している。

リース資産、負債の計上処理

更生計画の基礎となる財産評定後貸借対照表では、リース契約の残債務のうち財産評定による対象物件評定額が更生担保権となり、同額が資産計上される。そして、残額は一般更生債権となる。

(5) デリバティブ

【質問44】財産評定後貸借対照表において、デリバティブ取引に係る債権債務は、どのように取り扱われるかを説明してください。

【回 答】デリバティブ取引については、当事者間で締結される基本契約において、一方の当事者に法的整理手続の開始等の事由が生じた場合には、当該取引から生ずるすべての債権債務について一括して差引計算して決済する旨の定めがなされるのが通常である。従来、この差引計算に関する定めは、更生会社の管財人が双方未履行の双務契約について履行・解除の選択権を有していることと矛盾するので効力が問題視されるという議論や、当該差引計算を相殺と解した場合、デリバティブ取引が金銭債権と有価証券とを対象としている場合があるため、異種資産の相殺が困難であるといった問題が指摘されていた。

そこで、金融機関を一方当事者とするデリバティブ取引については、一括清算に法的根拠を与えるため、平成10年に「金融機関が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」が制定されたことにより、金融機関との取引についての保護が図

られた。しかしながら、商社等の一般事業会社同士のデリバティブ取引については、一括清算の正当性が明確に保証されたものではなかった。

そして、旧会社更生法においては、旧破産法61条の準用規定がなく、前述のとおり、会社更生手続上、デリバティブ取引に対する管財人の契約解除・履行選択権が法文上、明確ではなかった。

これらの問題点に対処するため、改正破産法が平成16年6月に公布され、市場の相場がある商品の取引に係る契約について、一定の要件のもと、みなし解除の規定を設けるとともに、「当事者間で締結された基本契約において、その基本契約に基づいて行われるすべての取引に係る契約につき生ずる損害賠償の債権又は債務を差引計算して決済する旨の定めをしたときは、請求することができる損害賠償の額の算定については、その定めに従う。」と定められ(破産法58条5項)、これに合わせて会社更生法においても当該条項を準用することとなった(更生法63条)。

この結果、会社更生法においても、デリバティブ取引について一括清算が広く認められることとなっている。

よって、会社更生開始決定時のデリバティブ取引の財産評定については、一括清算に特段の問題がない限り債権債務を差引計算し、差額をもって更生債権あるいは金銭債権として認識することになる。

第2章 認可前基準日における評価

・事業全体の価値

1．事業全体の価値の評価

(1) 事業全体の価値の評価方法

【質問45】更生会社における事業全体の価値の評価方法について、事業価値の算定との関連を含めて説明してください。

【回答】事業全体の価値とは、会社が事業を継続することにより得られる将来収益等を基礎に算定される事業価値と、継続を予定しない事業や遊休資産等の売却処分により得られる回収額の総和であり、企業の有機的一体としての価値である。

事業全体の価値の評価に当たっては、継続事業の事業価値と遊休資産等の処分価額の算定を行うことになる。そのために、はじめに継続事業用と非継続事業用の選別、処分対象となる資産の特定等を行う。更生会社の事業全体の価値の算定は、財産評定後、更生計画案を提出するまでの期間に一定の基準日（認可前基準日）を設けて実施するために、必要な継続事業・非継続事業の選別、処分対象となる資産の特定については、認可前基準日後に更生債権者等の決議に諮られることが見込まれる再建方針の下での計画内容を考慮して行われる。

事業価値の算定においては、基本的には正常な会社における事業価値算定の手法を用いて行う。一般に事業価値算定の手法としては、DCF法・収益還元法等のインカム・アプローチ、類似企業比準方式、乗数法（マルチプル法）等のマーケット・アプローチ、時価純資産法、再調達原価法等のコスト・アプローチがある。このうち更生会社においては、DCF法とマルチプル法が用いられることが多い。

DCF法は、継続する事業から得られる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより事業価値を算定する手法である。無形資産が会社財産の重要な部分を占めキャッシュ・フローが重視される経営環境下では、更生会社においてもDCF法は、継続する事業の本源的価値を測定できる手法としてしばしば採用されている。また、乗数法は相対的な価値評価方法ではあるものの、資本市場の相場観を意識した手法として利害関係者にとって理解しやすいため、設備投資や資金調達能力、課税環境の違いによる影響を排除できるEBITDAマルチプル法等が採用されている。

2．DCF法

(1) 割引率の見積り

【質問46】一般にはDCF法における割引率として加重平均資本コスト（WACC

C)を用いているようですが、更生会社においては、更生債権等については金利が付されていない例が多く、このような特徴の下で、WACCをどのように見積もるかを説明してください。また、WACC以外の方法を用いるケースについても説明してください。

【回答】通常DCF法による評価においては、その性質上、一定の更生計画案の骨子を前提にして行われ、割引率についても、その骨子をもとに選定される。

更生会社の割引率は、企業の継続を前提とすることから、更生会社の事業を引き受けるとされる者の資本コスト（期待利回り）が適用されると考えられる。

例えば、更生会社が、長期収益弁済を予定するのであれば、更生債権者等が引き続き資本を提供することを前提に更生債権者等の資本コストをもとに、適用される割引率が算定され、また、更生会社をさらに高い評価を行う特定のスポンサーを予定するのであれば、当該スポンサーのリファイナンスを含めた資本コストが、さらに自力によるリファイナンスが予定されるならば、その際の資本コストが適用される割引率となる。

換言するならば、事業を引き続き行うもの、又は引き受けるものが誰かを前提にして、割引率の算定を行うこととなる。

事業価値の算定をDCF法で行う場合の割引率について、ガイドライン179項では3つの推計方法を例示している。

1番目は、他人資本コストと自己資本コストの加重平均資本コスト(WACC)を割引率とすることが考えられる。

2番目の割引率の推計方法として、更生会社に投資を行う投資家の要求利回りとする方法がある。

3番目の割引率の推計方法として、実際の更生事件においてはスポンサー候補企業が提示する事業買収価格は、類似上場会社の株価を参考に決定される場合が多いことから、例えば、類似上場会社の時価総額に基づく企業価値とフリー・キャッシュ・フローで得られる乗数の逆数をもって割引率を推計する手法がある。

これらのほかにも割引率の推計にはいくつかの手法があるが、評価対象となる事業を評価する主体によって、適用する割引率に求められる条件はそれぞれ異なるため、実務上はそれぞれの評価主体の状況に応じて、貨幣の時間価値、将来キャッシュ・フローが、その見積値から乖離するリスク等を個別に勘案し、合理的かつ客観的に決定する必要がある。

例えば、更生会社が、長期収益弁済を予定するのであれば、上記のWACCの推計において、更生会社の資本の大部分は他人資本で構成されていること、計画認可後数年間は税務上の繰越欠損金を利用できるため税金支出は発生しないことが多いこと、更生債権等が長期間にわたり分割弁済されるのであれば、経済的観点からは更生債権等の弁済に時間的価値の考え方が反映されるべきであるが、現実の更生計画において更生債権等に金利が付されることはまれであること等の理由から、更生会社のWACCを推計する場合には事業構成等を基にし

て、業界の同業他社の格付け、時価総額、資本構成等を参考に更生会社の将来あるべき資本構成等を推計する方法が考えられる。

なお、割引率としてWACCを採用する場合、更生債権等を他人資本として取り扱いながら、その更生債権等に金利が付されていない場合には、単純にWACCの計算式に当てはめると他人資本コストはゼロであるため、計算上は割引率イコール自己資本コストとなる。この意味するところは、再建計画によれば、更生会社は金融機関からの借入れなど他人資本による資金調達は不可能であり、更生債権等の保有者に対しては自己資本と同程度のリスクとリターンを要請しなければ弁済がなし得ないような状況が想定される。すなわち、スポンサー企業の支援や更生債権等のリファイナンスが期待できず、更生計画に基づく収益弁済以外には弁済の途がないような状況下にある更生会社の事業価値の評価において、結果として割引率が自己資本コストとなることが考えられる。

ただし、長期にわたって他人資本による資金調達がまったく期待できない経営環境は特殊な状況である。前述の業界の同業他社の格付け等を参考に推計するWACCについて、このWACCに基づいて算定される事業価値は、いってみれば同業他社の市場での評価を参考にした評価額である。ガイドライン179項で3番目の割引率として説明されている、類似上場会社の時価総額に基づく企業価値とフリー・キャッシュ・フローで得られる乗数の逆数をもって割引率を推計する方法も、類似上場会社の市場での評価を参考にした評価額である点は同じである。これは、更生会社が将来債務負担を軽減し、経営を軌道に乗せれば新規の株式発行や借入れによって同業他社のような資本構成に組み替え、その調達資金をもって更生債権等を弁済することが可能であることから、業界の平均資本コストを用いて割引率を選定している。

次に、WACC以外の方法を用いるケースとして、ガイドライン179項では割引率の2番目の推計方法として、上記のほかに更生会社に投資を行う投資家の要求利回りが説明されている。これは更生会社への投資を目的とする再生ファンド等の機関投資家が、更生会社への投資という視点から要求する期待利回りである。すなわち、投資ファンドの期待利回りを割引率として更生会社の事業価値を算定することは、スポンサーとしての投資ファンドが投資対象としての更生会社の事業価値を評価することを想定したものである。この事業価値の算定に当たっては、投資ファンド独自の事業価値向上策も含まれることもある。

これら投資ファンドや事業投資会社にとっては、その主体として求めた割引率等によって算定した事業価値を基にして、通常、競争入札等の市場原理によるテストを経て、更生会社のスポンサーとして、更生会社の再建に加わることができる。このことにより、更生会社は、特定のスポンサーに頼らず自主再建を目指すか、投資ファンドや事業投資会社等のいずれのスポンサーの協力を得て再建するかの方針を策定することになり、更生債権等の保有者は、更生計画案の決議によって債権の回収額を引き上げることが可能となる。

(2) 税引後の割引率と税引前の割引率

【質問47】事業全体の価値算定に当たり使用する割引率として、加重平均資本コスト(WACC)を用いる場合、税引後のもののほかに税引前のものを使用することはあるのでしょうか。また、減損会計の使用価値の算定に当たっては税引前の割引率を用いていますが、その理由についても説明してください。

【回答】事業価値を算定するに当たっては、一般的にM&Aなどにおける事業評価における場合と同様に、税引後の将来キャッシュ・フローを用い、かつ割引率も税引後を用いている。これは税金コストも含めて、正味の手取り資金の額を基に投資意思決定を行う投資家の立場からの要請と考えられる。

一方、減損会計基準では、「利息の支払額並びに法人税等の支払額及び還付額については、通常、固定資産の使用又は処分から直接的に生ずる項目ではないことから、将来キャッシュ・フローの見積りには含めない。」とされ、「将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることに対応して、割引率も税引前の数値を用いる必要がある。」とされている。

以上のことから、事業価値算定においては、株主など外部者である投資家の立場から、税引後の将来キャッシュ・フロー、税引後の割引率が用いられるのに対し、減損会計における資産又は資産グループ別にその使用価値算定においては、資産を利用する経営者の立場から、税引前の将来キャッシュ・フロー、税引前の割引率が用いられる。

なお、税引後将来キャッシュ・フローを税引後割引率で割り引くことと、税引前キャッシュ・フローを税引前割引率で割り引くこととは、償却費が税金に与える影響、通常生じる損金不算入項目や住民税均等割の存在などの理由から一般的には必ずしも一致しない。(参考、国際会計基準書第36号BCZ85、BC94)

(3) 将来キャッシュ・フローの見積方法

【質問48】将来キャッシュ・フローを見積もるのに当たって、更生会社には特有な問題はあるのですか。あるならばどのような問題があるかを説明してください。

【回答】更生会社の事業全体の価値を算定するための将来キャッシュ・フローの見積りに当たっては更生会社特有の事項を考慮する必要がある。更生会社のキャッシュ・フロー見積りにおける典型的な特徴を例示すれば以下のとおりである。

更生会社では、損益改善の時期に関する特段の定めはないものの、資金の確保のため、赤字事業の早期廃止、人件費削減等の損益改善、資金捻出のための事業等の譲渡を行う場合が多い。これらの内容をもとに継続事業を選別した上で、その事業別損益に反映される将来キャッシュ・フローを見積もることになる。

将来キャッシュ・フローの見積期間についても特段の定めはないが、分割弁済の場合には最長の弁済期間として15年が法定されているため、この期間内で策定される場合が多い。

一般にDCF法により継続事業の価値を算定する場合、当初数年間は合理的かつ客観的な業績及びキャッシュ・フローの予測を作成し、その後の会社の存続期間については一定の算式に基づいて継続事業価値を算定することが多い。この一定期間経過後の会社存続期間の価値を残存価値という。残存価値はその算定期間の業績が安定していることが前提であるため、当初数年間の業績及びキャッシュ・フロー予測については、少なくとも業績が安定するまでの十分な期間を設定する必要がある。

再建方針の下での計画で更生会社の事業再構築が決定している場合、事業再構築に伴う支出を将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる。更生申立ての前後では更生会社は信用不安に陥っているため運転資本が圧縮されているが、更生手続中に信用が回復するにつれて、運転資本は改善する傾向にある。また、収益力を維持するために更生計画認可後に更新的な設備投資が予定されている場合には、その設備投資に伴う支出と損益改善効果を将来キャッシュ・フローの見積りに含める。

更生計画案に基づき債務免除益の計上を見積り、さらに、財産評定による資産評価損益の損金又は益金算入額、期限切れ繰越欠損金の利用等を考慮に入れて、認可日以降の各期間の法人税等の発生額を将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる。

(4) 再構築引当金とキャッシュ・フロー

【質問49】DCF法により更生会社の事業全体の価値を算定する場合において、再構築引当金はどのように取り扱われるかを説明してください。

【回答】更生計画で更生会社の事業再構築が決定している場合、事業再構築に伴う支出を将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる。事業再構築の概要が詳細に決定しており、その支出を合理的に見積もることが可能な場合、計画認可後1年目の期首貸借対照表(計画期首貸借対照表)に事業再構築引当金が計上されるケースがある。将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、この事業再構築引当金は再構築施策の実行に伴って取り崩しが行われ、その取り崩しがキャッシュの流出として計画に取り込まれる。したがって、計画期首貸借対照表において事業再構築引当金が計上される場合、事業再構築に伴う費用は計画期間中の損益計算書には計上されないこととなる。一方、事業全体の価値の算定上、計画期首貸借対照表に事業再構築引当金が計上されない場合、事業再構築に伴うキャッシュの流出は計画期間中の損益計算書に損失計上され、将来キャッシュ・フローの見積りに取り込まれる。

事業再構築に伴う支出を将来キャッシュ・フローに含めて事業全体の価値を算定すると、事業全体の価値は事業再構築のために要した支出相当額だけ低く算定される。事業全体の価値と弁済する更生債権等の関係では、認可前基準日貸借対照表の負債総額から共益債権中の運転負債を控除した額のうち、事業全体の価値を超える部分は免除される債務となる可能性が高くなるが、事業再構築引当金が

認可前基準日貸借対照表に計上されている場合、この考え方に従って債務免除額を計算すると事業再構築引当金に相当する額が二重に反映されてしまう。よって、事業再構築引当金が認可前基準日貸借対照表に計上されている場合には、事業再構築に伴う支出を事業全体の価値に足し戻す必要がある。ガイドライン巻末設例1では、継続事業の利益及びキャッシュ・フロー計画は、計画認可後1年目において事業再構築のための支出200を前提としているが、認可前基準日貸借対照表ではこれに見合う事業再構築引当金は計上されていない。この前提条件下では、認可前基準日貸借対照表の負債総額2,000より共益債権中の買掛金150を控除した1,850から、更生債権等の弁済予定額1,491を控除した額359が免除される債務として算定されている。これは、計画認可後1年目に事業再構築の施策を実行することにより、特別損失200が発生することを想定した設例である。なお、認可前基準日貸借対照表において事業再構築引当金200が計上された場合、負債総額は2,200となるが、事業全体の価値は1,491に事業再構築支出見合いの200を足し戻した1,691となるため、免除される債務は359（負債総額2,200 - 共益債権中の運転負債150 - 事業全体の価値1,691）と計算される。

(5) 残存価値の算定

【質問50】継続事業の事業価値をDCF法により算定する場合、残存価値の考え方について説明してください。また、更生会社に特有な問題についても説明してください。

【回答】残存価値の推計にはいくつかの方法があるが、基本的には正常な会社における残存価値の推計方法と同様の手法が用いられており、キャッシュ・フロー予測期間の最終年度のキャッシュ・フローが永続するとみなして資本還元価値を残存価値とする方法や、予測期間の終了時点で事業を清算し、資産を売却して負債を弁済し、残った価値を残存価値とする方法が考えられる。また、予測期間経過後の出口戦略として、株式公開を予定している場合などでは、同業他社のPER等を参考に残存価値を推計することもある。

更生会社の多くは、計画認可後の当初数年間は業績が停滞したのち、一定期間の経営努力を経て業績が改善してくるため、更生会社の継続する事業の事業価値をDCF法により算定する場合、事業価値に占める残存価値の割合は正常な会社と比較して大きくなる傾向にある。特に、更生計画の初期に大規模な事業再構築施策の実行を予定しているケースではこの傾向は顕著である。

(6) 運転負債、DIPファイナンス

【質問51】開始決定後に生じた運転負債、DIPファイナンスについては事業価値算定上でどのように取り扱うのかを説明してください。

【回答】開始決定後に生じた運転負債やDIPファイナンスは共益債権として、更生計画の定めるところによらずに弁済をすることができる。これらの共益債権

は、申立後又は開始決定後に共益債権者から更生会社に対して資金や原材料・商品などの資産が提供されることにより発生したものであるため、認可前基準日の貸借対照表において、共益債権中の運転負債やD I Pファイナンスと見合いの資産は、これらの共益債権者に対する弁済の原資として確保しておくことが必要となる。

一般に、D C F法による事業価値の算定において、事業が永続的に継続することを前提とすれば、事業運営上で必要となる売上債権、たな卸資産、買掛債務などの運転資本は、事業期間において永久に再投資が予定されることとなる。この前提で事業価値を算定する場合、計算上は毎年の運転資本の変動部分のみが将来キャッシュ・フローの見積りに影響することとなり、開始決定時における運転負債の残高が事業価値のマイナス要素として取り扱われることにはならない。

D I Pファイナンスは、申立後に生じた有利子負債であり約定に従って弁済される。D I Pファイナンスの返済による資金流出が事業価値の計算の基礎となった将来キャッシュ・フローの見積りに含まれていなければ、算定される事業価値は、D I Pファイナンスの返済原資を含んだ額にて算定される。一方、D I Pファイナンスの返済による資金流出を事業価値の計算の基礎となった将来キャッシュ・フローの見積りに含めている場合には、算定される事業価値はD I Pファイナンス相当額だけ低く算定されることとなる。ガイドライン巻末設例1では、継続事業の利益及びキャッシュ・フロー計画において、D I Pファイナンスの返済による資金流出は将来キャッシュ・フローの見積りには含まれていないため、D I Pファイナンスは事業全体の価値が返済原資となる。

(7) 遊休資産等

【質問52】事業全体の価値を計算するに当たって、継続事業の事業価値に 現金預金中、通常の営業上必要となる金額を超過する金額、 遊休資産の処分価額、 継続しない事業の処分価額を加えていますが、これらを算定するに当たっての留意点について説明してください。

【回 答】事業全体の価値を計算するに当たり、継続事業の事業価値に加えられる事業以外の非営業資産、遊休資産等には、 通常の営業上必要となる金額を超過する現金預金、 遊休資産、 継続しない事業に係る資産が考えられる。

更生会社では、多額の現金預金が存在していることは少ないと考えられるが、この事業以外の非営業資産のなかに、通常の営業上必要となる金額を超過する現金預金のほかに、余剰資金運用目的で保有する有価証券や貸付金なども含まれる。

また、継続しない事業に係る資産には、事業譲渡の対象となる事業に使用されている資産も含まれる。

継続しない事業に係る資産の処分価額を事業全体の価値に反映させる方法として、事業価値算定の将来キャッシュ・フロー予測の中に資産処分による収入として反映させるケースと、将来キャッシュ・フロー予測は継続する事業のみで行い、その事業価値を算定した上で継続しない事業に係る資産の処分価額を加算

して算定するケースの2つがあるが、実務では後者のケースで事業全体の価値を算定している方が多い。

3. 乗数法

(1) 類似上場会社の選定

【質問53】乗数法を用いるに当たって、類似上場会社を選定することが重要と思われませんが、更生会社の場合には、どのような点を考慮して選定すればよいか説明してください。

【回答】乗数を算定する際、標本となる類似上場会社の選定に当たっては、評価対象となる継続事業との事業上、財務上の類似性、相関性等を考慮する必要がある。例えば、更生会社の「継続事業の事業価値」評価を純有利子負債及び株式時価総額の合計である企業価値と、EBITDAの乗数により算定する場合、競合企業において適用される税率や事業リスクはそれほど変わらないため、更生会社の更生計画において予測されている成長率や利益率と近い類似上場会社を標本会社として選定する。

また、類似上場会社が多額の余剰現金や有価証券などの事業以外の非営業資産を保有している場合、この標本会社の企業価値は、非営業資産が重要な割合を占めることとなり本業の収益力と企業価値の関係を適切に把握することが困難となることから、これらの余剰現金等の非営業用資産は類似上場会社の企業価値から控除して乗数を算定する。この際、標本会社は継続開示会社であり、EDINETや取引所の適時開示情報、標本会社のホームページなどを通じて有価証券報告書等の財務情報が入手できるため、これらの開示情報を参考に余剰現金等の非営業用資産の金額を推定する。

(2) 乗数の算定

【質問54】乗数を算定する場合、類似上場会社の時価総額及び純有利子負債の合計額（企業価値）と財務指標に基づくとのことですが、その際の留意点について説明してください。

【回答】一般に乗数法による企業価値評価を行う場合、有利子負債・資本構成の違いや一時的な損益の影響を排除するために、類似上場会社の時価総額と純有利子負債の合計額である企業価値を基に財務指標（EBITDAやEBIT等）との倍率に基づく乗数がしばしば用いられる。一方、更生会社の「継続事業の事業価値」評価においても、更生手続中の会社のほとんどは債務超過であり、通常は更生計画に従って財務再構築がなされるため、乗数の算定に際してはEBITDA等の財務指標を利用することが考えられる。

類似上場会社の時価総額及び有利子負債の合計額（企業価値）と財務指標に基づいて乗数を算定する際、分子の一部となる時価総額は、類似上場会社の評価基

準日前の合理的な期間における株価に基づき算定する。この際、市場における株式取引高があまりに少ない銘柄や株価が乱高下している銘柄は、標本とすべき類似上場会社に含めることの適否を検討することが必要である。また、分母となる財務指標は、一般には将来の業績予測値が用いられるが、過去実績値を用いる場合でも株価形成に影響を与えていると考えられる直近決算値を可能な限り利用し、かつ一時的な損益変動要因は除外する必要がある。

標本とする類似上場会社を複数選定した場合、単純に各社で計算された倍率の平均値をもって使用すべき乗数とすると、特殊要因により利益が小さい標本会社の倍率が大きくなる等の影響により平均値が歪むことが考えられる。このため、乗数の決定に際しては、単純に平均値によることなく中央値の採用や異常値を排除する等の工夫が必要である。

これらにより得られた類似上場会社の株価等に基づく乗数を用いて、更生会社の「継続事業の事業価値」を算定する場合、その財務指標は、計画が達成され、業績が回復すると見込まれる将来期間の予測値を利用する。これは更生会社の場合、過年度や計画認可直後は損益が異常値となっていることが多く、赤字企業としての乗数法は意味をなさないことから、再建方針に基づく継続事業の選定、コスト削減及び財務再構築を経て、更生会社が継続企業としての正常な状態に回復することを想定して、類似上場企業との類似性、相関性を勘案しているためである。したがって、事業全体の価値の算定において、更生会社が正常な状態に戻るまでに発生すると見込まれる事業再構築のための支出や損益は、類似上場会社の乗数に基づいて算定される企業価値とは別に考慮するほか、算定される「継続事業の事業価値」について、計画達成リスクや非流動性等、更生会社としての特殊性を勘案し合理的な範囲でのディスカウントを考慮する必要がある。

4．事業価値に係る諸問題

(1) 減損会計の使用価値と事業価値における算定要素上の相違

【質問55】更生会社における事業価値と固定資産の減損会計の使用価値における算定要素上の相違点について、すなわち将来キャッシュ・フロー、割引率、残存価値について、どのような点が異なるか説明してください。

【回答】DCF法により更生会社の事業価値を算定する場合と、固定資産の減損会計の使用価値を算定する場合における将来キャッシュ・フロー、割引率、残存価値についての相違点を比較すれば下記のとおりである。

	更生会社の事業価値算定	減損会計(使用価値)
将来キャッシュ・フロー	<ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローは更生計画案の基礎となる利益計画を基にして算出する。 ・伝統的アプローチと期待アプローチのいずれも認めるが、実務上は伝統的アプローチにより算定する場合が多い。 ・将来キャッシュ・フローの見積期間は利益計画の期間と一致させる。 ・事業価値を算出する上で、フリー・キャッシュ・フローには税金支出は含めるが、利息支払額は含めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積もられる。また現時点での回収可能性を反映すべきであることから、資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮して見積もる必要がある。 ・将来キャッシュ・フローの見積方法としては、最頻値法(伝統的キャッシュ・フロー・アプローチ)と期待値法(期待キャッシュ・フロー・アプローチ)の2つの方法が認められる。 ・使用価値の算定においては、将来キャッシュ・フローがその見積りから乖離するリスクは将来キャッシュ・フローに反映させる方法と割引率に反映させる方法の両方が認められている。 ・減損の認識テストを行うための割引前将来キャッシュ・フローは資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短いほうとされるが、使用価値を算定するための将来キャッシュ・フローの見積期間には制限がない。 ・将来キャッシュ・フローには利息の支払額並びに法人税等の支払額及び還付額は含めない。
割引率	<ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローは税金控除後であるため、割引率は税引後の数値を採用する。 WACC、更生会社に投資を行う投資家の要求利回り、類似上場会社の時価総額に基づく企業価値とフリー・キャッシュ・フローで得られる乗数の逆数 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローが税引前の数値であるため、割引率も税引前の数値を採用する。 ・見積りからの乖離リスクを反映した割引率：企業内部の収益率、当該企業のWACC、類似資産又は資産グループの市場平均に基づく収益率、当該資産又は資産グループを担保とする借入利率
残存価値	<ul style="list-style-type: none"> ・一般には更生計画案において見積期間終了後の事業モデルをどのように設計するかにより決定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積期間終了後のキャッシュ・フローの取扱いについて、特段記載はない。

処分価額

1. 処分価額の算定

(1) 処分価額と清算価値保障原則

【質問56】会社更生法において時価基準にて財産評定を行う以外に、清算価値保障原則の要請にもとづき処分価額を算定することですが、この清算価値保障原則について説明してください。

【回答】清算価値保障原則とは、更生会社について清算・破産がなされた際の弁済率を想定し、更生計画による弁済率及び弁済条件がそれを上回ることが必要であるとする原則である。この清算価値保障原則は、総弁済額において妥当するだけでなく、個々の債権者に対する弁済額についても妥当すると解されている（事業再生研究機構編「更生計画の実務と理論」商事法務、113項）。

そのため、更生計画案において策定した弁済率が清算・破産を前提とした配当率を下回る場合は、一般債権者の権利を侵害することになり、このような更生計画に基づく権利変更は、会社更生法上、不適法なものとなる。

したがって、更生計画策定時において、弁済率が想定される破産配当率を下回った時点で再建型の更生計画を見直すか、清算型の更生計画案を策定することになる。

この清算価値保障原則が守られているかを調査するため、資産を処分価格にて評価して清算貸借対照表を作成し、その上で、破産を仮定した場合の配当率を試算し、更生計画案の弁済率等と比較する。これにより、債権者の権利を保障している。

(2) 清算貸借対照表

【質問57】配当率を試算するために清算貸借対照表を作成することですが、会社法が規定する清算貸借対照表との比較も含めて、その作成方法について説明してください。

【回答】会社更生法上では、更生規則51条のほかに、清算貸借対照表に係る特段の定めはないが、清算価値による資産総額や破産配当率を試算するに当たり、この清算貸借対照表を作成している。

清算貸借対照表を作成するに当たっては、会社法施行規則145条において規定されている清算開始時の貸借対照表（清算開始貸借対照表）の作成方法が参考となる。同条において、清算開始貸借対照表は財産目録に基づき作成し、この財産目録に計上すべき財産については処分価格を付することが困難な場合を除き、解散等の該当することとなった日の処分価格を付することが求められており、原則として、個別資産ごとに処分価格による評価が求められている。なお、清算開始

貸借対照表では、処分価格を付することが困難な資産がある場合には、当該資産に係る財産評価の方針を注記することが求められている。

一方、会社更生法で予定している清算貸借対照表の作成においては、土地等の重要資産以外は個別資産ごとの評価を行わず、勘定科目別に掛け目を用いて評価することも多い。

(3) 清算貸借対照表の作成時点

【質問58】清算貸借対照表を作成する時期について説明してください。

【回答】会社更生手続において、清算貸借対照表を作成するのは、認可前基準日以外には開始決定日が考えられる。

認可前基準日（又は開始決定日）において清算貸借対照表を作成するのは、更生計画案が清算価値保障原則を満たしているかどうかについて裁判所及び利害関係人が検証を行うためである（清算価値保障原則については、【質問56】参照。）。

また、開始決定日において清算貸借対照表を作成するのは、再建を基にした弁済予想率と破産を基にした配当予想率を比較するなど、事業の継続を内容とする更生計画案の作成若しくは可決の見込み又は事業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みがないことが明らかであるかを確かめるため等に作成される。

清算貸借対照表が、いつの時点で作成されているかについて、事例分析を基に、その実態を調査したところ、認可前基準日と開始決定日のそれぞれの作成事例数はほぼ2：1の比率となっており、特に近時は認可前基準日での作成が多くなってきている。詳しくは「第2編 第2章 4 .清算貸借対照表」を参照されたい。

(4) 破産配当率の試算

【質問59】破産配当率は、どのように試算するか説明してください。

【回答】破産配当率とは、破産手続における一般破産債権に対する配当可能額の割合をいう。破産配当率の試算は、以下のように行う。

はじめに清算貸借対照表を用いてその資産総額と、負債については財団債権、別除権、破産債権（優先債権、一般破産債権）に分類してそれぞれの額を計算する。

資産総額は、一切の資産を処分価格にて評価し財産目録を作成した上で、これを基に清算貸借対照表を作成し、当該貸借対照表の資産合計を求める。なお、資産を処分価格にて評価する場合に、実務においては土地等の重要資産以外は個別資産ごとの評価を行わず、勘定科目別に掛け目を用いて評価することも多い。

財産目録の作成は、通常貸借対照表の資産の勘定明細を基に、そこに記載されている各資産の帳簿価額を処分価額に改めることによって行う。

次に、この清算貸借対照表の資産総額から財団債権と別除権に対する予定弁済額を控除して、破産債権に対する配当可能金額を試算する。

なお、一般破産債権への配当率は、破産債権の中の優先債権分を控除した後に、一般の破産債権に対する配当可能額を求める。

破産配当率は、上記の方法によって求められた配当可能額を一般破産債権で除した比率となる。

具体的にはガイドライン巻末設例3のとおりであるが、一般的には認可前基準日時点において破産したとの前提に基づいて計算するため、債権債務の相殺や銀行取引残高間の相殺等の有無を検討する必要がある。これら相殺が見込まれる場合には、上記配当可能額と一般破産債権からそれぞれ控除することが必要となる。

(5) 破産配当率の試算に当たって考慮すべき債権

【質問60】会社更生手続において、取り上げる共益債権や更生債権等の債権以外で、破産配当率の試算に当たって特に考慮する債権にはどのようなものがあるかを説明してください。また、このような債権について、破産配当率の試算に当たりどのような点に留意する必要があるかについても説明してください。

【回答】会社更生手続においては認識されないものの、破産手続を前提とする破産配当率の試算に際しては認識が必要となる債権には、以下のものが考えられる。

厚生年金基金の解散に伴う一括掛金の弁済

事業廃止に伴い、厚生年金基金の解散が必要となることがある。当該掛金は財団債権に該当し（厚生年金保険法89条、破産法148条3号）、破産手続によらずに弁済される。

破産管財人に支払うべき報酬額の費用等の見積額

不動産の将来保有予定期間に係る固定資産税

解雇手当

清算費用

その他

上記の債権は、会社更生手続上での共益債権や更生債権等には含まれず、清算貸借対照表上には表示されないこともある。しかし、破産配当率の試算に当たっては、清算貸借対照表上の債権に追加して破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権として優先的に支払うことになる。

これら追加される債権は将来に発生する債権であることから、当該金額を見積もることになり、その見積計算過程を明らかにすることが求められる。

(6) 「認可前基準日」後の売却予定資産の処分価額による評価

【質問61】「認可前基準日」での破産配当率を試算するに当たり、「認可前基準日」後の売却予定資産の処分価額について、その算定上の留意点について説明してください。

【回答】破産配当率の試算の基礎となる処分価額の算定において、「認可前基

準日」後に、資産の売却予定がありその処分価格が確定している場合には、当該処分価格を用いることが原則である。

なお、当該資産が正常営業循環の過程にない資産であれば、当該処分価格をもって算定することに問題はない。しかし、たな卸資産など、正常な営業循環の過程にある資産については、当該処分価格をもって算定することは、以下の弊害を生じることになる。

すなわち、更生会社においては、「認可前基準日」後に販売されるたな卸資産（以下「販売予定資産」という。）は、通常、正常な営業循環にある取引価格で売却され、これは清算を前提とした処分価格とは異なる。さらに、「認可前基準日」後においては、正常な営業循環を前提とすれば、販売予定資産に代わる資産（以下「新資産」という。）を会社は新たに取得又は製造することになる。仮に、この時点で破産するとなれば、新資産については、今後、清算を前提とした処分価格での処分しか見込めないことになる。

このように「認可前基準日」において、新資産が清算を前提とした処分価格でしか換金できないにもかかわらず、販売予定資産を正常な営業循環にある取引価格で評価すると、不当に破産配当率を高める可能性が生じる。

以上から、売却資産の処分価額算定に当たり、「認可前基準日」後の実際の処分価格が存在する場合であっても、正常な営業循環過程にあるものについては、清算を前提とした処分価格により算定する必要がある。

(7) 破産時に想定される資産換価方法の選択

【質問62】「認可前基準日」での破産配当率を試算する際の留意点として、資産の換価方法に複数の方法が考えられる場合には、どのような基準により選択するかを説明してください。また、それに代わる方法があれば、その方法について説明してください。

【回答】破産時において、資産をどのような方法で換価するかは、当該資産のもつ性質のほか、更生会社の置かれた財務状況や経済情勢などによって、即断できない場合がある。

例えば、破産した未完成のゴルフ場の土地を処分する場合、ゴルフ場として売却する方法と、林地あるいは別用途の土地として売却する方法とが考えられる。

このような場合には、債権者にとって最も有利な方法を選択することが、経済的に見て最も合理的な換価方法となる。その場合でも、その選択した理由を開示しておくことが必要である。

また、その選択に当たっての前提条件によっては、試算結果も異なることが予想されるため、利害関係者の利益に大きく影響を与えてしまう危険性がある場合には、例えば、複数のケースを想定し、それぞれのケースでの処分価額を併記することも行われる。

(8) 保証債務と事前求償権

【質問63】「認可前基準日」での破産配当率を試算する際の留意点として、保証債務と事前求償権の取扱いについて説明してください。

【回答】更生会社の保証債務については債権認否の結果認められた保証債権の金額が負債の部に計上され、併せて主債務者に対する事前求償権が発生する。その際、当該求償権は金銭債権として評価され、貸倒引当金を控除した後の金額で資産の部に計上されている（ガイドライン80項参照）。

通常、更生会社により保証されている主たる債務者の財務状況は、更生会社と同様に悪化していることが多いと考えられるため、事前求償権の評定額はゼロ又は相当低いものになっている。

ところが、主債務者の財務状態が良好な場合には、【質問42】の回答に記載のとおり事前求償権（又は保証債務見返り）と保証債務が両建てで計上される処理が考えられる。

しかし、【質問42】の回答に記載のとおり、事前求償権の評価額は、最大でも、保証債務額に破産債権の弁済率を乗じた金額にとどまるべきである。また、保証債務見返勘定を計上する処理も考えられるが、当該金額は、破産債権の弁済原資を構成するものではないので、弁済率の試算に当たり貸借対照表の資産総額からは除外する必要がある。

このような処理を行うことにより、現実には権利行使される可能性が低い事前求償権全額を計上することによる破産配当率の不当な上昇を回避することができる。

仮に破産移行した更生会社が1,000百万円の保証を行っており、その保証先である主債務者の財務状態が良好な場合には、破産配当率の試算に当たり、以下のような過程を想定することになる。

（単位：百万円）

借 方		貸 方	
開始決定時において保証債務額を両建て計上			
保証債務見返り	1,000	保証債務	1,000
主債務者の財務状態が良好な場合、破産配当率の試算に当たって以下の調整を行う。			
保証債務	1,000	保証債務見返り	1,000

(9) 破産管財人に支払うべき報酬等の費用の見積り

【質問64】破産配当率の試算において考慮する、破産管財人に支払うべき報酬等の費用の見積方法について説明してください。

【回答】破産配当率の試算に当たっては、破産手続において必要とされる破産管財人報酬や再雇用人件費等の費用を一般資産から賄うことを反映させる必要

がある。当該費用の認識は、現実には確定債務となっていないため、実務的には、配当率の試算過程で考慮することになる。

このうち、破産管財人の報酬についてであるが、破産管財人の報酬見積方法を定型的に定めることは難しく、管財人が収集した財団組入額と連動して決定される傾向があり、管財業務の難易、配当額との均衡、財団増殖・早期処理等の功績等も考慮される。そのため、一般配当原資となる資産総額を基礎として見積もることとなるが、破産財団の構成物が換価しやすいものであれば、破産管財人の手続負担はそれほど見込まれないため、単純に金額だけを判断材料とするのではなく、更生管財人と協議しつつ、当該更生会社について想定される破産管財人の手続負担の多寡を考慮しながら報酬を見積もることになる。

2. 破産手続における債権の分類

(1) 破産者に対する各種債権

【質問65】破産手続においては、破産者の債務、すなわち、債権者の各種債権は、どのように分類されるかを説明してください。

【回答】破産手続において、破産者に対する各種債権は、破産手続によらず随時弁済される「財団債権」と破産手続において配当の対象となる「破産債権」とに分類され、上記破産債権は、その配当順位により、(a)「優先的破産債権」、(b)「一般の破産債権」、及び(c)「劣後的破産債権」に分類される。また、破産手続開始の時点において、破産財団に属する財産に対して、特別の先取特権、質権、抵当権等を有する者がそれらの権利を行使する場合は、「別除権」の行使として、破産手続によらない権利行使が認められる（破産法65条1項）。

(2) 財団債権の内容

【質問66】財団債権にはどのようなものがありますか。また、財団債権は、破産手続においてどのように取り扱われるかを説明してください。

【回答】財団債権には、以下のものがある（破産法148条）。

破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

破産財団の管理、換価及び配当に関する費用の請求権

破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権（ただし破産法97条5号に定める加算税を除く）であって、破産手続開始当時、まだ納期限が到来していないもの、又は納期限から1年を経過していないもの

破産財団に関し破産管財人がした行為によって生じた請求権

事務管理又は不当利得により破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権

委任の終了又は代理権の消滅の後、急迫の事情があるためにした行為によって破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権

破産管財人が双方未履行契約の債務の履行をする場合において相手方が有する請求権

破産手続の開始によって双務契約の解約の申入れがあった場合において破産手続開始後その契約の終了に至るまでの間に生じた請求権

また、上記の他、継続的給付義務を負う双務契約の相手方が、(a)破産手続開始の申立後破産手続開始前にした給付に係る請求権（破産法55条2項）、(b)破産手続開始前3月間の破産者の使用人の給料の請求権及び破産手続の終了前に退職した破産者の使用人の退職手当の請求権のうち、退職前3月間の給料の総額に相当する額（破産法149条）、(c)社債管理会社の事務費用で裁判所の許可を受けたもの（破産法150条）、並びに(d)破産管財人が否認権を行使し、破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存しない場合における相手方の反対給付の価額の償還請求権（破産法168条1項2号）等の債権が、財団債権となる。

また、財団債権は、破産手続によらず、破産債権に先立って、随時弁済を受けることができる（破産法2条7項、151条）。随時弁済を受けることができることは、弁済期に従った弁済を受けることができることを意味する。

(3) 優先的破産債権

【質問67】優先的破産債権には、どのようなものがありますか。また、優先的破産債権は、破産手続においてどのように取り扱われるかを説明してください。

【回答】優先的破産債権とは、破産財団に属する財産につき一般の先取特権その他一般の優先権がある破産債権をいう（破産法98条）。破産手続開始前の原因に基づいて発生した租税債権のうち財団債権とならないものや（破産法148条1項3号参照）財団債権とならない労働債権（破産法149条参照）又は民法上の先取特権等が代表的なものである。なお、破産の場合には、通常、事業が廃止されるので、雇用契約を管財人から解約するのが一般的である。この場合、30日前に解雇の予告をするか、予告しない場合には30日以上平均賃金の支払が必要になる（労働基準法20条1項）。この、解雇予告手当については、従来は優先的破産債権として取り扱っていたが、破産手続開始前3か月の給料に相当する金額は財団債権として取り扱うことになるので、財団債権となる。

また、優先的破産債権は、他の破産債権に優先して配当される。また、優先的破産債権間の優先順位は、民法、商法その他の法律の定めに従うことになる（破産法98条）。

(4) 一般破産債権

【質問68】一般の破産債権には、どのようなものがありますか。また、一般の破産債権は、破産手続においてどのように取り扱われるかを説明してください。

【回答】破産者に対して、破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権で、財団債権に該当しないものは破産債権とされる（破産法2条5項）。典型的には、破産手続開始前の取引に基づく貸金返還請求権、代金請求権、商品の引渡請求権等がある。

また、破産手続開始前の原因に基づいて発生した請求権以外でも、破産法97条各号の定めによって破産債権とされる債権があり、双方未履行契約の解除に基づく相手方の損害賠償請求権（8号）などがある。

また、一般の破産債権は、配当手続において、優先的破産債権に後れて、債権額に応じた弁済を受ける。

(5) 劣後的破産債権

【質問69】劣後的破産債権には、どのようなものがありますか。また、劣後的破産債権は、破産手続においてどのように取り扱われるかを説明してください。

【回答】劣後的破産債権の内容は、破産法99条により規定されている。例えば、破産手続開始後の利息の請求権（破産法99条1号、97条1号）や、破産手続開始後の不履行による損害賠償請求権（破産法99条1号、97条2号）、破産手続開始後の延滞税、利子税又は延滞金（破産法99条1号、97条3号）、又は破産手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもののうち、破産手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数に応じた債権に対する法定利息の額に相当する部分（破産法99条2号）などがある。

また、劣後的破産債権は、他の破産債権に後れて配当されるが（破産法99条1項柱書）、事実上、配当の対象とならないことが多いと考えられる。また、破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該破産債権者に対する債権は、劣後的破産債権に後れて配当するとの合意がある場合（約定劣後破産債権。いわゆる劣後ローン・劣後債）、当該債権は、劣後的破産債権に後れて配当される（破産法99条2項）。

(6) 別除権

【質問70】別除権は、破産手続においてどのように取り扱われますか。また、別除権の行使によって、回収できなかった債権は、どのように取り扱われるかを説明してください。なお、会社更生手続や民事再生手続との違いについても説明し

てください。

【回 答】破産財団に属する財産に対する特別の先取特権、質権、抵当権等の別除権は、破産手続によらずに行使することができる（破産法65条）。すなわち、これらの担保権を有する債権者は、破産手続とは関係なく、自由にその担保権を実行することができる。

また、別除権の行使によって回収できなかった債権は、債権届出を行うことによって、優先的破産債権又は一般の破産債権であるかにより、その債権の種類に応じて、破産手続において処理される。

別除権の取扱いは、民事再生手続においても同様であるが、例外的に、担保権実行の中止命令がなされた場合は担保権の実行が制限される（民再法31条）。破産手続では、担保権実行の中止命令の制度は存在しない。また、会社更生手続では、担保権者は更生担保権者として手続に拘束され、更生計画に基づいてのみ弁済を受けることができる。

3. 他の手続との比較

(1) 民事再生法の処分価額

【質問71】民事再生法上の財産評定における処分価額とガイドライン188項の「処分価額」に相違があるかについて説明してください。

【回 答】民事再生法第124条1項は、再生手続開始後遅滞なく、再生債務者に属する一切の財産につき再生手続開始の時点における価額を評定することを義務付けており、当該評価は処分価額によることとされている。民事再生法における財産評定の目的は、清算価値の把握であり、債務者が破産した場合に、所有資産を現実に処分するとすればいくらで換価できるかを試算し、再生計画案における配当率との比較情報を利害関係者へ開示することにあるため、会社更生法における清算処分価額の評価と同目的にある。

したがって、両法における処分価額の相違は認められない。

第3章 認可日以降の会計問題と更生計画

認可日以降の会計問題

1. 資産関連

(1) リース資産とその償却方法

【質問72】開始決定時に、オンバランスしたリース資産について、その後の会計処理と償却計算について説明してください。また、リース資産の資産管理上の留意点についても説明してください。

【回答】従来のリース取引に関する会計基準では、所有権移転外ファイナンス・リース契約は、一定の条件の下、賃貸借処理取引に係る方法に準じた会計処理が認められている。そのような処理を行っていたリース契約は、会社更生手続では、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に切り換えて、開始決定時点において、リース資産とリース債務の計上を行うことになる。

財産評定手続において、第83条時価にて評定されたリース資産は、その後も資産計上され、通常の固定資産としての会計処理が行われる。

認可日をもって終了する事業年度において、当該固定資産についても開始決定時から認可決定日までの間の減価償却費計算が行われ、その減価償却方法は、通常は、残存価額をゼロとして残リース期間に均等償却する方法等が採用される。

なお、資産管理上で注意しなければならないのは、資産計上されていても、契約の変更を行わない限り、その物件の所有権はリース会社にある。そのため、弁済が完了した時点で、リース会社に物件を返還するか、再リース契約等の検討が必要となる。

なお、「リース取引に関する会計基準」及び「同適用指針」によれば、売買処理により資産計上したリース資産については、リース期間を耐用年数、残存価額はゼロ、償却方法は定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選択適用することとなっている。上記基準は、平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることとなった。

(2) のれんの価額の算定

【質問73】更生計画認可時に計上されるのれんの算定方法は、ガイドライン174項で説明されていますが、企業結合会計基準の会計処理方法の1つであるパーチェス法におけるのれんと差異があるかを説明してください。

【回答】我が国の企業結合会計基準において、「のれんとは被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額をいい、不足する額は負ののれんという。」となっている（企業結合に係る会計基準注解二8）。

一方、国際会計基準及び米国会計基準においては、両基準とも取得した識別可能資産・負債及び偶発債務を公正価値で測定し、その合計額と買収価額の差額をのれんとしている。また、「負のれん」について、米国会計基準では取得資産（一部売却予定の資産、金融資産、流動資産等を除く。）の取得価額から按分控除し、残額があった場合には一時の利益として認識するとしているが、国際会計基準では全額一時の利益として認識する点で差異が生じている。

更生会社におけるのれんは、更生計画認可時に算定され、その算定方法はガイドライン174項の図表で示されている。通常、事業全体の価値が認可前基準日貸借対照表の資産総額から共益債権に分類される運転負債を控除した額を上回った場合に認識される。

なお、平成18年3月の更生法施行規則の改正により、正のれんだけでなく負のれんも計上できるようになった（更生施1条3項）。

このように、パーチェス法では買収時の取得原価を基にのれんが算定されるが、更生会社の場合は事業全体の価値を基に算定する点において異なっている。ただし、買収時の取得原価も基本的には企業価値から導かれたものであり、本質的には両者に差異はないといえる。

(3) のれんの償却

【質問74】更生計画認可時に計上されるのれんの償却期間は、パーチェス法の償却期間と差異がありますか、償却期間について説明してください。

【回答】のれんの償却については、我が国の企業結合会計基準では連結調整勘定と同様の考え方をとっており、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により定期的に償却することとなっている。一方、国際会計基準及び米国会計基準は最近改訂され、正のれんの償却を全面的に禁止し、毎期減損テストを実施し、その結果により減損処理をすることとなった。

のれんの償却は、国際会計基準が米国会計基準に合わせた格好であるが、これは耐用年数や消滅するパターンを一般的に予測することが困難であること、財務諸表利用者にとってのれんの償却費の情報価値が乏しく、減損のみのモデルの方がより有用な情報を提供するからであるといわれている。

これに対し、我が国の企業結合会計基準で定期的に償却を行うのは、企業結合の成果たる収益とその対価であるのれんの償却との費用対応が可能なこと、時間の経過による自己創設のれんの実質的資産計上を防ぐことができること等の理由によるものである。

更生会社においては、更生計画の認可後5年以内に償却しなければならないこととしていたが（旧更生施1条3項）、平成18年3月改正の更生法施行規則において、その期間が削除された。企業結合会計基準が20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他合理的方法により定期的に償却すると規定され、会社法でも償却期間の記載が削除されたことで、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う（会社計3条）との規定により、当該事項は企業結合会計基準を

遵守することになる。更生会社の規定はもともと旧商法の償却期間を準用したものであるが、会社法への移行に合わせて変更されたものである。

更生会社の場合、継続的に償却する方法を採用しているのは、会社法の規定を準用したためと考えられるが、この他、更生会社の場合、のれんは事業全体価値との関係で計上されるが、その減価のパターンは合理的予測可能なものでないということから規則的に償却した方が合理的であると考えられる。なお、規則的に償却する場合においても、のれんが減損会計の対象となることには変わらない。

また、会社更生において新スポンサーにより更生債権の一括弁済や早期弁済が実行された場合でも、のれんの償却期間は更生債権の弁済期間とすると規定していないこともあり、当初の計画どおり20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他合理的方法により規則的に償却する必要がある。

(4) 負ののれん

【質問75】更生法施行規則で負ののれんが認められるようになりましたが、どのような場合が考えられるかを説明してください。

【回答】負ののれんについて、旧更生法施行規則1条3項では、「更生会社は、貸借対照表の資産の部にのれんを計上することができる。この場合においては、当該のれんの価額を付し、更生計画の認可の後5年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。」と規定していたが、平成18年3月に改正された更生法施行規則では、「更生会社は、貸借対照表の資産の部又は負債の部にのれんを計上することができる。この場合においては、当該のれんの価額を付さなければならない。」と規定され、明確に「負ののれん」の計上を認めている。

ただし、会社更生において「負ののれん」は、事業全体の価値が財産評価結果に基づく認可前基準日貸借対照表の資産総額（共益債権中の運転負債控除後）を下回るということであり、極端な場合、事業を継続するよりも資産を換金化した方が債権者に多く配当されるようなケースも想定されうる。このような場合、経済合理性の観点から見ると更生計画案の認可時において債権者の承認が得られない可能性もあるため、通常、このような負ののれんの計上はないと考えられてきた。

しかし、以下のようなケースの場合は、「負ののれん」が計上される可能性がある。すなわち、弁済総額は事業全体の価値を基に算定されるが、その額が時価を前提とした財産評価総額を下回っていても清算手続を前提とした処分価額総額は上回っている場合である。

このようなケースはそれほど多くはないが、その可能性も否定できないことから、また、新たに設定された企業結合会計基準との平仄を合わせ「負ののれん」の計上を明記したものと考えられる。

(5) スポンサーとのれんの価額

【質問76】ガイドライン174項においてのれんの価額は、事業全体の価値から財産評定結果に基づく認可前基準日の資産総額（運転負債控除）を控除して求められる旨の図が示されていますが、当該時点においてスポンサーからの出資等拠出額が確定している場合には、上記ののれんの額は変更されるのか説明してください。

【回答】のれんの価額は、認可前基準日における更生会社の事業全体の価値から財産評定額に基づく資産総額（運転負債控除）を控除して求められる。

一方、スポンサーから更生会社への出資等拠出額（出資額と更生債権等に係る債務保証引受額等の合計）についても、スポンサーが独自で算定した更生会社の事業全体の価値等を基に決定している。そのため、更生会社が算定した事業全体の価値とスポンサー側が相乗効果を基にして算出した事業全体の価値が一致するとは限らず、差異が生じることが多い。

差異の発生原因としては、以下の事項が考えられる。

更生会社単独事業として現状の経営方針のままとしても将来収益の予想が管財人とスポンサーとで相違すること

スポンサーの経営ノウハウなどの供与により将来収益が改善すること

スポンサー事業との相乗効果により将来収益が改善すること（例えば、事業の相互補完、共通販売や仕入、会員の相互乗入れなど）

入札による単なる競り上がりすること

また、のれん以外の実物資産の価値について管財人とスポンサーとの見方の相違も考えられるので事業全体の価値に含まれるのれんの額も両者で見方が異なりうる。

スポンサーの出資等拠出額の算定に当たっては、事業統合後のスポンサー及び更生会社での相乗効果の発生を考慮し、その一部又は全部が出資等拠出額に反映される可能性はある。この場合、スポンサー側での事業統合後による相乗効果のすべてが、更生会社ののれんの価額となることはないが、事業統合後の更生会社側の相乗効果は更生会社ののれんとなる可能性はある。

そこで、スポンサーの出資等拠出額算定（スポンサー側の相乗効果を含めた更生会社の事業全体の価値）から財産評定額に基づく認可前基準日の資産総額（運転負債控除）を控除した価額をもつてのれんとする意見もある。しかし、更生会社にとって過大なのれんの計上は、減損会計基準によりのれんの減損処理が求められることから、事業統合前の更生会社の将来キャッシュ・フロー又は事業統合後の更生会社側の相乗効果を考慮した将来キャッシュ・フローに基づき算定した事業全体の価値を基にのれんの価額は算定される必要がある。

(6) 繰延税金資産の計上

【質問77】認可日の決算において、更生会社の再建計画において税務上の繰越欠損金が存在する場合、それに係る繰延税金資産を計上する必要があるのかを説明

してください。また、繰延税金資産を計上した場合、のれんとの関係について説明してください。

【回答】認可決定時の貸借対照表において繰延税金資産を計上することについては、更生計画を基に作成したスケジュールリングにおいて、税務上の繰越欠損金、将来減算一時差異の解消が見込まれる場合には、税効果会計に基づき繰延税金資産の計上が考えられる。

税効果会計においては、過去において（おおむね3年以上）連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社で、かつ、当期も重要な税務上の欠損金の計上が見込まれる会社の場合には、通常、将来の課税所得の発生を合理的に見積もることができないと判断される。

一方、更生会社においても、開始決定日における財産評定の結果を取得価額とみなす以外に、一般事業会社と異なった会計基準が存するわけではなく、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」に従うことになる。更生会社は、会社更生手続申立てまでに欠損金の計上が連続している場合が多く、繰延税金資産は計上されていないと考えられる。しかし、認可時決算においては、スポンサーによる経営・財務上の支援、債務免除益による財務リストラ等により、将来の課税所得の発生がより合理的に見積りが可能と判断できる。ただし、繰延税金資産を計上するか否かについては、一般会社と同じく将来の予測の確実度により決定されるが、会社更生手続に至った事情や今後の更生計画の内容などを勘案し、より慎重に判断すべきであろう。

繰延税金資産を計上する場合、既にのれんの計上が予定されている場合には、繰延税金資産を識別可能資産として、両者は区分する必要がある。なお、繰延税金資産とのれんの計上とでは、その後の償却や減損処理方法による差異が生じることに留意する必要がある。

2. 負債関連

(1) 債務免除額、弁済額算定上の留意点

【質問78】更生計画案には債務免除額及び弁済額が記載されていますが、弁済額算定の実務上の留意点等がありましたら説明してください。

【回答】会社更生手続における財産評定は更生計画案で示す更生債権の弁済額の算定と密接に関係している。弁済額算定の実務上の留意点を示せば次のとおりである。

清算価値保障原則

更生担保権の弁済においては、更生担保権目的の財産価値として、処分価格相当額は保障されなければならない。また、一般更生債権の弁済率の算定において、仮に破産手続によった場合の破産配当率は保障されなければならない。

会社更生手続のような再建型の法的整理は、破産手続よりも債権者にとって有利な結果をもたらすゆえに、債権者の権利の変更を認めているのであり、仮に破産した場合に予想される担保対象物の処分価格相当額や、その他の財産処分によってもたらされる配当率は保障されなければならない。

ゆえに、裁判所は更生会社に対し、清算価値保障原則が守られているかを判断するため、財産評定とは異なる処分価額によった場合の資産評価額を算定させることを求めている。

免除益課税の回避

更生計画案の認可によって通常一般更生債権の一部は免除を受けるが、この免除によって課税所得が発生し、法人税等（法人税及び同様に利益課税である法人住民税と事業税）の支払が発生するのでは債権者の納得は得られ難い。そのため原則として債務免除は免除益による課税が発生しない範囲内という要請が働くことになる。

財産評定と債務超過額の解消

上記及びの要請より免除額を財産評定後の総資産額から算定される債務超過額相当とする考え方が以前から会社更生実務の基準となってきた。

財産評定前

担保提供資産	1,500	優先債権	100
その他資産	1,500	担保付債権	1,500
		無担保債権	2,000
資産合計	3,000		
債務超過	600	負債合計	3,600

財産評定後

優先債権見合資産	100	優先債権	100
担保提供資産	500	更生担保権	500
一般債権見合資産	900	一般更生債権	3,000
資産合計	1,500		
債務超過	2,100	負債合計	3,600

財産評定の結果、資産は3,000から1,500となった。更生担保権は担保提供資産の評定額となる。一般更生債権は担保付債権の担保割れの額と無担保債権額の合計となる。その他資産の評定額1,000から優先債権見合資産100を引いた残額が一般債権見合資産となる。

一般更生債権弁済額	相当	900
一般更生債権弁済率	/	30.0%
債務免除益	-	2,100
総弁済額	+	1,500

上図の左側が財産評定前、右側が財産評定後とする。評定前は600の債務超過であった。財産評定の結果、担保提供資産は1,500から500と評定され、その他の資産1,500は、優先債権見合資産100と一般債権見合資産900、計1,000と評定された。

担保付債権1,500は財産評定を受けて更生担保権500となり、差額1,000は一般更生債権となる。よって一般更生債権は無担保債権2,000と担保付債権の担保割れ1,000の合計3,000となり、評定の結果債務超過は2,100となる。

一般更生債権の弁済を一般更生債権見合資産とする（図のとおり総弁済額＝総資産額となる）弁済額は900、弁済率は30%となる。債務免除益は2,100となり、債務超過額と一致する。

更生会社の財産評定による資産の評定損は、原則として税務上損金と認められる。また、通常の場合は過去7年間の欠損金しか課税所得計算上損金となら

ないが、更生会社は特例として、期限切れの欠損金も債務免除益、財産評定益の範囲内で損金とされる。よって、債務超過相当額以内に債務免除益を止めれば、一般的には債務免除益による課税は発生しない。債務超過額を大きく超える免除を得た場合には債務免除益による課税が生じる可能性がある。

会社の再生の1つの課題は債務超過の解消である。よって、債務超過相当額の債務免除を得ることは債権者の納得が得られやすくなる。

従来、資産負債見合方式として実務上意識されてきた基準は、認可後の法人税等の負担を考慮して、資産総額に認可後5年間の利益相当額を加算した金額を総弁済相当額とする方式であった。過去においては10年を超える長期分割弁済が主流であり、税務上繰越欠損金は従来5期間その後の課税所得を減額することができるゆえに、5年間分の利益相当は免除から減額し欠損金を残すことによって当初5年間の法人税課税による資金流出を避け、その分更生債権の弁済に廻すべきという考え方であった。

最近の更生事例においては、スポンサー支援による一括弁済型が多いこと、資本金等の規模が大きくなり債務超過額以上の欠損金を有する更生会社も多かったこと、税務繰越欠損金の損金算入期間が7年となったこと等から、従来の資産負債見合方式の基準性は薄れてきているともいわれている。会社更生法上では、弁済可能額は開始決定時の財産評定額によらず、財産評定結果、更生計画案を踏まえた認可時又は認可前基準日の事業全体の価値によるものとされ、事業価値から見出される弁済額が重視され、資産負債見合いにこだわらないという方向性が示されている。たしかに、まず資産を評価してその評定額に基づく弁済額という考え方はとられなくなっている。しかしながら、債務超過の解消は手続を問わず事業再生に共通する課題であり、財産評定による資産総額は債務免除要請額に結び付いており、更生債権の権利変更方針に大きな影響を及ぼすことに変わりはない。債務超過の解消、また、債務免除益課税の回避という論点を考慮するならば、弁済額と財産評定とは相互連関関係にあり、それを資産負債見合方式と呼ぶならば、引き続き弁済計画の基軸といえる。

将来キャッシュ・フロー

会社更生手続は会社再建型の手続であり、再建される会社の事業から獲得されるキャッシュ・フローが弁済の中心的原資となる(通常収益弁済という)。よって弁済額は更生計画の前提となる利益・キャッシュ・フロー計画に基づき、キャッシュ・フロー総額の範囲内でなければならない。前述のとおり、これは、資産負債見合方式に基づき個々の資産の財産評定それ自体も、大枠において今後獲得されるキャッシュ・フロー(将来キャッシュ・フロー)を十分に意識して実施されることを意味している。

理念的に言えば、将来キャッシュ・フロー = 総弁済額 = 総資産額、という図式も成り立ちうるわけであり、資産とは将来キャッシュ・フローの総体という会計観にもつながりうる。

事業全体の価値算定あるいはスポンサー候補による事業査定

財産評定は原則として個々の資産の時価評価であり、財産評定後の総資産額は個々の時価の積上げである。しかし、更生会社の将来キャッシュ・フロー計画等から勘案される総弁済額が、財産評定後総資産額を超過する場合もある。これはいわば事業全体の価値が時価評価された総資産額を超えているのであり、のれんの認識が可能となる。したがって、会社更生法において、裁判所は財産評定とは異なる基準による評価として、事業全体の価値の算定を求める場合がある。上記の事例でいえば、財産評定後総資産は1,500であるが、事業全体の価値を鑑みて一般債権弁済額を1,000として財産評定総資産額以上の1,600の総弁済額とする場合である。このような場合には、債務超過を解消するためにはのれんを認識する必要があり、更生法施行規則によって認められている。

最近の更生事例ではスポンサー候補者に更生会社の事業価値を算定させ、その事業価値に基づき弁済額を求めていく場合も多々見られる。スポンサー候補者が複数存在する場合は、入札方式で弁済可能額を競わせる場合もある。

スポンサー候補による事業価値の算定もキャッシュ・フロー見込みに基づく場合が多いものと思われるが、例えば、ゴルフ事業の場合などは、今後、我が国でゴルフ場の新規開発の許可を得るのはかなり困難との見通しから、当面予想されるキャッシュ・フローよりも高い事業価値を提示する事例も多々ある。このようなスポンサー候補によるいわば、事業買収の側面を有する会社更生手続においても、財産評定後総資産額より弁済額が多くなる場合もある。このような場合ものれんの認識が可能な場合となる。

(2) 債務免除益の計上時期

【質問79】更生計画認可により確定した債務免除益は、いつ計上するか説明してください。

【回答】

認可決定日決算での免除益計上

更生計画は認可決定の時から効力を生ずる（更生法201条）。したがって、更生計画において権利の変更がなされ、一部債権の放棄が決められている場合には、放棄の効力が生じる認可日決算において、通常、債務免除益が計上される。

特別な規定

例えば、更生債権の一定額の弁済を履行した場合に放棄を受けるというような権利変更条項が規定されているような場合は、その時点での債務免除益計上となる。

資産売却方式の場合

更生担保権の対象物が処分予定資産である場合、売却収入による弁済といった計画が見られる。その場合、更生計画での評定額以下でしか売却できなくな

った場合には、追加で債務免除を得るように規定する場合がある。このような場合はその免除の確定時期において免除益を計上することになる。

3. 株主の持分関連

(1) 増・減資の手続

【質問80】会社更生手続では、株主の持分を減少させるための減資を行った上で増資をすることが多いと聞きますが、その手続はどのように行うか説明してください。

【回答】会社更生手続では、事業譲渡によってスポンサーに事業を承継する場合を除き、株主（旧オーナー）の持分割合を減少させるために、発行済株式を無償消却する内容の更生計画案が策定されることが多い。旧商法の下では、株式の無償消却の結果、資本が減少していたので、更生計画案においては、株主の権利変更として、株式の無償消却による減資が定められていた。また、会社法上は、株主の持分を減少させるために株式の消却を行ったとしても、当然に資本金が減少するものではないが、同様に、株主の持分を減少させるための株式の消却が更生計画案に定められるものと思われる。また、スポンサー支援型の更生の場合には、旧オーナーの権利を排除するために発行済株式の100%の消却が行われるとともに（いわゆる「100%減資」）、スポンサーの引受けによる増資が行われることが通例となっている。

なお、会社法施行後の更生計画案においても、スポンサーによる増資後の資本金を一定額に抑えるためには、株式の消却だけでなく、減資を行うことが必要となる。

通常の株式会社においては、株式の消却（会社法上は、自己株式の取得を行った上で実行する。）、減資及び増資を行うためには株主総会等の決議を必要とするが、更生会社においては、更生計画で定めることによってこれらを行うことが可能である。

すなわち、会社更生法210条1項は、更生計画の遂行については、会社法その他の法令又は定款の規定にかかわらず、更生会社（……途中略……）の株主総会の決議その他の機関の決定を要しないと定められている。そして、会社更生法174条では、以下の行為について、会社更生手続が行われていない場合に行うとすれば株主総会の決議その他の株式会社の機関の決定が必要となる事項を更生計画に定めなければならないとしている。

株式の消却、併合若しくは分割又は株式無償割当て
新株予約権の消却又は新株予約権無償割当て
資本金又は準備金の額の減少
剰余金の配当その他の会社法461条1項各号に掲げる行為（自己株式の取得）
定款の変更
事業譲渡等
株式会社の継続

株式の消却の前提となる自己株式の取得のためには、取得する株式の数と取得の日を定めなければならない（更生法174条の2）。

また、会社更生法175条によって募集株式を引き受ける者の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない、として以下を規定している。

会社法199条第2項に規定する募集事項（募集株式発行の場合の募集事項）
会社法205条第1項の規定により、更生会社の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全額又は一部が消滅した場合において、これらの者が会社法203条2項の申込みをしたときは募集株式の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨（更生債権等によるD E Sの場合）

更生債権者等又は株主に対して会社法203条2項の申込みをすることにより更生会社の募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

に規定する場合には、更生債権者等又は株主に対する募集株式の割当てに関する事項

以上のとおり、更生会社における増減資は、更生計画案に規定され、その計画案が認可決定された後に、規定に従って実行されることになる。

(2) 増・減資の時期及び株主資本の変動

【質問81】会社更生手続の下で行われる株式の消却、増資及び減資は、どの時点で行われますか。また、欠損てん補等の株主資本の変動についても説明してください。

【回答】更生会社は、更生計画案の承認、認可決定により、更生計画案が効力を有するとともに、認可決定日に事業年度が終了する。スポンサー型の会社更生手続では、通常、増資が行われるが、株式払込期日は認可決定日の翌日以降の日と規定している。また、スポンサー型の会社更生手続では、増資と同時に株式消却により旧株主の権利を消滅させるが、更生計画案に規定された株式の消却、資本金の減額の効力発生は当然に更生計画案の認可決定を前提とするため、効力発生日は認可決定日以降の日と規定している。通常、その日は募集株式発行の効力発生日と規定される。これは、資本がゼロとなる状況を避けるためである。

したがって、当初の資本金額の減少は、認可日決算年度の翌年度となり、資本金の減少額は当然にその他資本剰余金となる。その他資本剰余金を欠損金でん補のために取り崩すことは、更生計画案で欠損金でん補に使用すると規定すれば、資本金額の減少の効力発生と同時に減資によって発生したその他資本剰余金を欠損でん補にできるかは議論のあるところである。基本的に資本金の減額で発生するその他資本剰余金の処理は、新しい株主の意思決定事項と考えれば、更生計画案に欠損でん補事項は規定されず、認可決定日以降に開催する株主総会で決定し、欠損でん補処理されることになる。

・更生計画

1. 財産評定、債権の届出及び調査と更生計画

(1) 財産評定と更生計画

【質問82】更生計画の策定に当たって、財産評定の結果を用いるとのことですが、どのような点が利用されるのですか。特に影響を与える点についても説明してください。

【回答】更生計画には、更生会社の将来の損益計画や、キャッシュ・フロー計画若しくは事業の譲渡等を前提として、財務の再構築を目的とした更生担保権や一般更生債権等の権利の変更、すなわち、債権の一部免除・弁済や弁済時期等が記載される。とりわけ将来の損益計画の作成や更生債権等の権利の変更に当たって、以下のような点で、会社更生手続開始時を基準として行われる財産評定の結果が利用される。

財産評定額を取得価額とみなして損益及びキャッシュ・フロー計画を作成する。

更生計画認可決定時に作成される貸借対照表は、財産評定額を取得価額とみなして作成することとされており、財産評定の結果は以後の更生会社の会計の基礎となることが予定されている。したがって、更生計画の策定に利用される将来の損益及びキャッシュ・フロー計画は、財産評定の結果を踏まえて作成されることになる。また、財産評定損益は、法人税法上も原則として課税所得計算に反映されるので、財産評定損は更生会社の税務欠損金となる他、減価償却資産の将来の減価償却費等の損金算入額も財産評定の結果に基づくことになる。したがって、将来の損益及びキャッシュ・フロー計画における法人税等の額は、財産評定の結果を踏まえて算定されることになる。

更生担保権の額の評定

更生担保権の額は、当該担保権の目的たる財産に係る財産評定額と同じ、「時価」によることとされている。また、更生計画案には一般に、会社更生手続開始時について2つの貸借対照表、すなわち、財産評定前貸借対照表と財産評定

後貸借対照表が添付されている。前者は更生会社の従来 of 会計の延長線上にあるものだが、後者は財産評定の結果を反映させた貸借対照表である。

次に、財産評定の結果が更生計画案の策定に与える影響について、更生計画は、会社更生手続開始後に行われる財産評定手続並びに債権調査手続によって算定される会社更生手続開始時の財産状況に、その後の損益や財産の異動等を考慮して策定されることになる。また、更生計画案提出時には、裁判所は、更生計画案の当否の判断のための参考資料を提出させることができることとされているが、これらは利害関係人等が弁済総額の相当性や更生計画の遂行可能性及び弁済総額が清算価値を下回らないことを判断するための資料を意味しており、具体的には更生計画策定のための認可前基準日時点における事業全体の価値及び処分価額を指すものと解されている。

以上の更生計画の策定やその参考資料の作成に当たっては、更生債権等の弁済総額や更生担保権の弁済額の見積り並びにこれらの弁済時期の検討に対して重要な影響を与える。すなわち、更生債権等の弁済総額は、財産評定の結果を反映させた上で作成される認可前基準日時点の貸借対照表とその後の損益及びキャッシュ・フロー計画から算定される事業全体の価値と密接な関係を持つ他、更生担保権の弁済すべき額は担保目的物の財産評定額が基本となる。また、処分価額評価による貸借対照表は一般に、財産評定の結果を反映した認可前基準日時点の貸借対照表に基づき、みなし取得価額を処分価額に修正し作成される（更生債権等の弁済総額を求める尺度の1つとして資産負債見合方式と呼ばれる考え方があり、旧会社更生法の運用の中で、財産評定後の資産総額と5年分の利益等を勘案して弁済総額を決める基本形として利用されてきた。更生債権等の弁済総額の検討に当たって財産評定の結果が重要視される点では同様である。）。

なお、更生担保権のうち処分を予定する財産に係るものの弁済すべき額については、会社更生手続開始時の財産評定額にかかわらず、実際の処分時の手取額をもって弁済額とする方法、いわゆる処分連動方式が採用されるケースが多く見受けられる。しかし、この方式による場合にも、将来の実際の処分手取額は不明のため、更生計画の策定に当たっては財産評定の結果が利用されることになる。

(2) 債権調査と更生計画

【質問83】更生計画の策定に当たって、債権の届出及び調査の結果を用いるとのことですが、どのような点が利用されるのですか。特に影響を与える点についても説明してください。

【回答】更生計画には、更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の権利の変更、すなわち、債権の一部免除・弁済や弁済時期等が記載される。

会社更生手続開始時点における更生債権等は債権の届出及び調査の対象とされ、債権の届出及び調査・認否の手続によってその金額が確定することになる。

届出期間中に届出がなく、調査・確定の対象とならなかった債権は、原則として更生計画認可決定があるとその権利を失うことになる。

また、更生債権者等は管財人の認否結果に対して異議を述べることができ、これらは査定手続又は更生債権等査定異議訴訟によって確定することになる。更生担保権の額は担保目的物の財産評定額とされるが、更生担保権者からの異議に基づき、更生計画認可決定時までの間に査定手続が終了して更生担保権の額及び財産評定額を修正する必要が生じた場合などには、管財人が当初提出した開始決定時の貸借対照表及び財産目録の内容を修正・変更することになる。

このような手続で確定した更生債権等は更生計画案の決議における議決権の数の算定に使用される（なお、更生債権等の金額が確定していない場合には、裁判所が議決権の額を決定する（更生法191条2項4号）。）。更生計画には以上の債権の届出及び調査の結果に基づく確定債権額が記載され、更生計画による債権の一部免除・弁済や弁済時期の変更等の債権の権利の変更はこの確定債権額を対象として行われることになるので、債権の届出及び調査の結果は更生計画の内容に重要な影響を与えることになる。また、更生計画に添付される会社更生手続開始時の財産評定後貸借対照表の負債に計上される更生債権等の額も同様に確定債権額によることになる。

なお、例外的には、更生担保権の査定手続によって確定せず、債権者との間で争いが継続することがある。そのような場合であっても更生計画全体の遂行可能性に影響がなければ更生計画が策定されることになるが、この場合には、未確定の更生債権となり、確定債権とは別に権利の変更に関する取扱いが定められる。

2. 更生計画の策定

(1) 更生計画の策定目的

【質問84】更生計画には、事業を存続させる再建型と事業を廃止する清算型とがあるとのことですが、清算型の更生計画はどのような場合に作成されるのですか説明してください。

【回答】更生計画案には事業の存続を前提とする更生計画案と事業の全部を廃止して会社を清算することを内容とする更生計画案とがある。以下、前者の更生計画案を「再建型」といい、後者の更生計画案を「清算型」という。

会社更生法は、窮境にある株式会社の事業の維持更生を目的とする法であるから（更生法1条）、更生計画案は原則として事業の存続を前提としている。再建型の更生計画案の中には、更生会社の法人格を生かす場合もあれば、新会社の設立、合併、分割や事業譲渡を行って更生会社の法人格自体は消滅させる場合もある。これらは事業の再建を図る点で変わりはない。しかし、会社更生手続は必ずしも事業の存続について確定的な見込みを前提として開始されるものではないので、事業の存続を断念せざるをえない場合がある。そのため、会社更生法は、事業の全部を廃止して会社を清算することを前提とした更生計画案の策定を認

めており、かかる清算型の更生計画案については特別に厳格な可決要件が設けられている(更生法196条5項2号八)。

清算型の更生計画案が作成されるケースは、更生会社が事業を継続して将来のキャッシュ・フローによって更生債権等の弁済を図る場合よりも、すべての資産を処分換価して弁済に充てる方が弁済額の極大化が可能であることが明らかな場合である。

更生計画案の提出時には、裁判所は、更生計画案の当否の判断のための参考資料を提出させることができるとされている。これらは利害関係人等が弁済総額の相当性や更生計画の遂行可能性及び弁済総額が清算価値を下回らないことを判断するための資料であり、具体的には更生計画策定のための認可前基準日時点における事業全体の価値及び処分価額を指すものと解されている。

会社更生法は当該会社の事業の維持更生を図ることを目的としているが、その一方で、更生計画は、少なくとも清算によって得られる債権者の利益を保障するものでなければならないので(清算価値保障原則)、上述の参考資料において事業全体の価値に基づく弁済が処分価額に基づく弁済を下回っている、若しくは近接している状況においては、清算型の更生計画の策定が必要となりうる。

会社更生手続の実務では、会社更生手続開始前の保全命令によって債権(負債)の弁済が停止される一方で、売掛債権等の回収が継続して行われ、かつ、更生計画認可前では多額の設備投資を行うことは通常想定されないから、開始後は更生会社に一時的に現金資産が蓄積される傾向がある。その結果、更生計画の認可前基準日時点の貸借対照表には多額の現金資産が計上され、処分価額を押し上げることになる。一方、再建型の更生計画においては将来の損益及びキャッシュ・フロー計画には一定の保守性が必要とされる他、更生計画認可後に多額の設備投資を必要とする場合には計画期間当初のフリー・キャッシュ・フローが減少する等、事業全体の価値が相対的に低目に算定される要素が多分に生じる。

前述のとおり、会社更生法は窮境にある会社について、債権者・株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、当該会社の事業の維持更生を図ることによって、社会的な損失を最小限に抑えることを目的としている。広い意味では従業員の雇用機会の確保等も目的の中に包含されると考えられ、実務的には清算価値保障原則に配慮しながら、再建型を指向した検討が行われる。

(2) 更生計画に記載されている内容

【質問85】更生計画には、通常どのような内容が記載されるのですか。再建型と清算型に分けて説明してください。

【回答】更生計画案の記載事項には、すべての更生計画案に記載される「必要的記載事項」、再建の方法によっては更生計画案への記載が必要となる「任意的記載事項」及び法律上記載が要請されていないものの通常更生計画案に記載される事項がある。

更生計画案の必要的記載事項

すべての更生計画案に記載が要求される必要的記載事項は、以下のとおりである（更生法167条1項）。

一 全部又は一部の更生債権者等又は株主の権利の変更

更生計画の中核をなす部分であり、具体的には、更生担保権、優先的更生債権、一般更生債権ごとの債務免除額と具体的な弁済方法、及び株主の権利変更の内容が記載される。

二 更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人及び清算人

更生会社の従前の取締役、会計参与、監査役又は執行役等は更生計画認可のときに退任するとされているため（更生法211条4項）、認可決定後の取締役、会計参与、監査役又は執行役等を計画で定める必要がある。

三 共益債権の弁済

共益債権の金額等を明らかにすることによって、更生計画の遂行可能性の判断資料とする等の趣旨で規定されている。

四 債務の弁済資金の調達方法

債務の弁済資金の調達方法を明らかにすることによって、更生計画の遂行可能性の判断資料を提供する趣旨で規定されている。

五 更生計画において予想された額を超える収益金の使途

債権者の関心が高い事項であるため、記載するものとされている。

六 イ及びロに掲げる金銭の額又は見込額及びこれらの使途

イ 続行された強制執行又は国税滞納処分における配当等に充てるべき金銭の額又は見込額

ロ 担保権消滅請求手続において裁判所に納付された金額等

続行された強制執行の配当金、担保権消滅請求制度における裁判所への納付金は、管財人が交付を受けるため、その処理につき更生計画で定めるものとされている。

七 知っている開始後債権があるときは、その内容

開始後債権の存在によって更生会社の事業内容が明らかとなるので、これを更生計画の遂行可能性の判断資料とする趣旨で規定されている。

更生計画案の任意的記載事項

上記必要的記載事項のほか、任意的記載事項として、会社の組織に関する事項、認可決定後に取締役に経営権、財産の管理処分権を復活させる場合にはその旨（更生法72条4項）、債務の負担及び担保の提供（更生法171条）、及び未確定の更生債権等の取扱い（更生法172条）があり、該当する事由がある場合には、これらを記載する必要がある。の会社の組織に関する事項としては、株式の消却、併合、分割、定款の変更、資本金の減少、新株発行、社債発行、株式交換、株式移転、事業の譲渡、合併、会社分割、解散、新会社の設立等がある。事業の譲渡と定款変更は裁判所の許可によって行うことが可能であるが、その他の事項は、原則として更生計画によって行う必要がある。

その他の記載事項

その他、法定の記載事項ではないが、一般的に、更生計画立案までの経緯（更生会社の概要、更生手続の経過、スポンサー選定の方法、経営の状況等）及び更生計画の基本方針が記載される。

また、貸借対照表、損益計算書、弁済計画表、存続する担保権一覧表等の別表が添付される。

再建型と清算型の比較

更生計画案には、事業の存続を前提とする更生計画案（再建型）と事業の全部を廃止して会社を清算することを内容とする更生計画案（清算型）とがある。また、再建型の更生計画案には、更生会社の法人格を生かす場合（存続型）と新会社の設立、合併、分割や事業譲渡を行って更生会社の法人格自体は消滅させる場合（再編型）もある（それぞれの意義につき、【質問84】参照。）。

(a) 再建型・存続型

- ・減増資を行う場合における記載事項（既存株式の消却、減資と新株発行）

(b) 再建型・再編型

- ・事業の譲渡、会社分割等による事業移転

(c) 清算型（再建型・再編型において法人格の消滅を行う場合も共通）

- ・全資産の換価処分後の一般更生債権に対する追加弁済
- ・解散に関連する規定（解散の時期、清算人の選任）

(3) 更生計画案の策定の時期

【質問86】更生計画案の策定のスケジュールを説明してください。

【回答】更生計画を策定する時期は、更生手続の作業手続との関係で見ると、財産評定及び債権の届出及び調査手続を遂行し、更生債権等の弁済総額等の算定のために必要な、事業の改廃並びに損益及びキャッシュ・フロー計画の立案作業が完了した時期となる。

ただし、管財人による更生計画の策定が遅れ、債権者の利益を害することのないように、会社更生法では更生計画案の提出期限の定めを設けている。すなわち、更生手続開始決定から1年以内の裁判所の定める日までに提出することが原則とされており、具体的な提出時期については、開始決定と同時に、会社の規模や利害関係人の人数等の状況を踏まえ、保全管理人の意見等を聞いて定めているようである。もっとも、更生計画案の提出時期を定めるに当たって考慮する事項には不確定要素もあり、また、事後的に生ずる事項もあることから、特別の事情があるときには提出期限の延長を行うことができるが、延長はやむを得ない事情を除き2回以内とされている。

なお、管財人以外の利害関係人が更生計画案を提出する場合の提出期限は裁判所の定めるところとされているが（更生法184条2項）、一般に管財人による提出期限の1か月前として運用されているようである。

(4) 更生計画に記載される損益計画等の策定対象期間と様式

【質問87】更生計画に記載される損益計画等の期間とその様式について説明してください。

【回答】更生計画案には、権利の変更を行った場合の更生債権等の将来の弁済が遂行可能であり、かつ、弁済原資たる資金が過剰に更生会社に留保されることなく、更生債権等の弁済に充てられる予定であることを明らかにすることを目的として、損益計画及び弁済資金収支計画が添付される。

損益計画及び弁済資金収支計画の期間は、会社更生法上の更生債権等の弁済期間が15年以内とされていることから、この期間内の弁済期間として定めた年数分となる。また、会社更生手続開始決定以前や開始決定後の損益等の実績との比較可能性の点から、これらの実績期間分についても併せて表に記載する例もある。

損益計画書の様式は、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の大項目程度に絞って記載する例が多いようである。また、主要な事業内容が複数にわたる場合には、売上総利益又は営業利益までの区分を事業別に記載した付表を別に添付する場合もある。

弁済資金収支計画書の様式は、キャッシュ・フロー計算書の間接法形式に類似した様式を基に記載項目を簡略化して作成するケースがほとんどである。一般的には、税引前当期純利益から法人税・住民税・事業税と減価償却費等の非資金項目の加減算を行い、さらに、増資、設備投資、資産処分・回収金等の加減算を行った上で、前期からの繰越資金を加算して各年度の更生債権等の弁済の原資として振り向けられ得る資金残高を明示した上で、これから更生債権等の弁済額を控除する形式が多いようである。会社更生用ではないが、「民事再生法における事業計画案の参考書式」（日本公認会計士協会近畿会）等も参考となる。

なお、事業の譲渡やスポンサーからの借入れ等による一括弁済型の更生計画の場合には、将来の事業収益から弁済原資を得るわけではないので、更生計画案に損益計画や弁済資金収支計画を添付しないケースも見られる。

(5) 債務免除益の分割計上

【質問88】債務免除益は原則として認可時に計上されるとのことですが、それ以外の時期に債務免除益が計上される事例や民事再生手続との違いについて説明してください。

【回答】

会社更生における債務免除益の計上時期

会社更生手続における更生債権の免除の効力発生時は、更生計画案に更生計画認可決定時以外の時点で免除を受ける旨の定めを記載しない限り、会社更生法201条に従って、認可決定時となる。認可決定時以外に免除を受ける例としては、認可決定確定時、第1回弁済時等、何らかの条件を満たした場合に免除を受けるといった事例が存在する。また、分割計上の例としては、更生計画認可

決定時に一定の免除を受け、その後裁判所の許可に基づいて一括して弁済する場合等に更に免除を受けるという事例が存在する。

このような債務免除の効力発生時期を認可決定時以外に定める背景としては、税法に定める適用要件を満たす等により早期の税金に係る資金流出を防止する等、弁済計画における税金の社外流出対応が主な理由と考えられる。

民事再生手続における債務免除益の計上時期

会社更生手続における更生債権の免除の効力発生時が原則として認可決定時であるのに対し、民事再生手続における再生債権の免除の効力発生時は、再生計画案に特に定めのない限り、再生法176条に従って、認可決定の確定時となる。

なお、法人税法上、債権者が貸倒損失又は貸倒引当金の計上を行うことのできる時期は、会社更生手続が認可決定時とされ、民事再生手続の場合も再生計画の認可決定時とされている。

(6) DES、DDSの活用

【質問89】近年、DES、DDSを用いた再建計画が策定されていると聞いていますが、会社更生手続ではどのような形で用いられているか説明してください。

【回答】近年、DES（デット・エクイティ・スワップ）やDDS（デット・デット・スワップ）を用いた再建計画が策定されるようになってきた。その理由としては、DESについては検査役調査の手続が簡素化されたこと、DDSについては金融検査マニュアルで一定の条件を満たす劣後ローンを自己資本とみなすという取扱いになったことが、その主な理由である。

会社更生手続におけるDESについては、旧会社更生法の時代からDESに関する定めが存在しており（旧更生法222条、更生法175条）、更生計画による場合には検査役の調査も必要でなかったため、株式による更生債権の代物弁済という形でいくつかの更生会社が行ってきたところである。また、会社法の施行に伴い改正された会社更生法においても、更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする株式の発行の制度が置かれ、更生計画において、発行する株式の数、増加する資本金及び資本準備金に関する事項及び更生債権者等又は株主に対する発行する株式の割当てに関する事項を定めることによって、DESを実行することが可能である（更生法177条の2第1項・2項）。なお、DESの法人税法上の取扱いは、会社法の施行に合わせてDESにより消滅する債権の時価と消滅する債権の額との差額は債務消滅益として債務免除益と同様に取り扱われることとなったので、慎重な対応が必要とされる。

また、会社更生手続におけるDDSとしては更生計画による社債の発行が考えられる。旧会社更生法の時代から規定はあったものの（旧更生法223条）事例が存在しなかったが、最近、更生債権者の更生債権の弁済に代えて社債を割り当てて終結を図るという事例も見受けられるようになった。DESと同様、会社法の施行に伴い改正された会社更生法においても、更生債権者等又は株主の権利の消

減と引換えにする社債発行の制度が設けられており、更生計画において、発行する社債の総額、発行する各社債の金額、発行する社債の利率、等所定の事項を定めることによって、D D S を実行することが可能である（更生法177条の2第3項）。

3. 更生計画の変更

(1) 更生計画の変更内容

【質問90】更生計画の認可後において、更生計画を変更して更生債権の再度の免除を受ける場合、更生債権の免除益の計上に合わせて、財産評定を再度行うことにより、資産の評価損を再度計上することは認められるかを説明してください。

【回答】

更生計画の変更

更生計画認可後の様々な経営環境の変化の中で、更生債権の弁済の遂行が困難となり、そのままでは破産手続に移行せざるをえない状況に陥ることが考えられるが、事業自体を継続していくことにまだ価値が見いだされるような場合には、更生債権者等の再度の協力と理解を得て、更生計画の変更手続（更生法233条）を通じて、維持更生を図っていくことが認められている。長期にわたった不動産価格の下落に対応するために、また、事業自体の規模の縮小等に対応するために、更生計画の変更が行われている。

また、計画立案時には想定できていなかった環境の変化に積極的に適合していくために、更生計画でしか実行できない企業再編を計画変更で行ったり、将来に向けての成長を目指すための早期の手続終結を計画変更で行っている。

新たな債務免除を求めることなく更生計画に定められた分割弁済額を一括弁済する場合など、更生債権者等及び株主に不利な影響を与えない更生計画の変更を行う場合には、裁判所への申立て及び裁判所の決定により更生計画を変更することが可能であるが、新たな債務免除を求める場合など、更生債権者等及び株主に不利な影響を与える更生計画の変更を行う場合には、更生計画案提出時に準じた手続（関係人集会における法定多数での可決等）が必要となる（更生法233条）。

更生計画の変更と財産評定

会社更生法においては、更生計画認可後の更生計画の変更時に、再度、財産評定を行うという定めをおいていないので、更生計画の変更の際に財産評定を実施する法的根拠は特になくといえる。また、税務上も、更生会社特有の理由で資産の評価損の計上が認められるのは、更生計画の認可決定があったことにより、会社更生法の規定に従って評価損を計上する必要性が生じた場合（法人税法33条2項、法人税法施行令68条）とされており、会社更生法83条4項に定める更生計画認可決定時の貸借対照表の作成の基準となる会社更生手続開始時の財産評定（更生法83条1項、2項）がその根拠となっている。よって、会

社更生法の規定によっても、税務上も、認可決定後の更生計画案の変更手続において、財産評定を実施する根拠が具体的に存在していない。

しかし、実務的には資産の実質価値の減少見合いとして更生計画の変更によって弁済すべき更生債権について再度の免除を予定する場合等がある。その場合には、直近の基準日を設け、実質的な財産評定を行って貸借対照表を作成して更生債権者に開示することになる。会計上は、そのような資料を前提に減損会計を適用すること等が考えられるが、税務上も損失として認められる可能性についての検討も必要となろう。

(2) 更生計画案と再生計画案の策定に当たっての主な相違点

【質問91】更生計画案と再生計画案の策定に当たっての主な相違点について説明してください。

【回答】

計画案の策定手続に関する主な相違点

更生計画と再生計画の策定手続に関する主な相違点は以下のとおりである。

更生計画案の提出期限は、原則として開始決定から1年以内に事案に応じて定められるのに対し（更生法184条3項）、再生計画案の提出期限は、通常、申立てから3か月後（東京地方裁判所の場合）又は4か月弱（大阪地方裁判所の場合）とされている。事案による相違はあるが、一般的に、再生計画案の策定期間の方が短く設定されている。これは、民事再生手続が対象とする企業は原則として中小企業であり、資産の規模もそれほど大きくないので、財産評定にもあまり時間を要しないものと考えられていることと、会社更生手続のように、財産評定時において担保権者との交渉を要しないことに基づくものと考えられる。

計画案の内容に関する主な相違点

更生計画と再生計画の内容に関する主な相違点は以下のとおりである。

(a) 更生債権又は再生債権の権利変更

() 権利変更の対象となる権利

会社更生手続においては、更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権のすべてが権利変更の対象となるので、これらのすべてについて更生計画に権利変更の内容が記載される。また、会社更生手続は株式会社のみを対象とし、かつ、株主も参加する手続であるため、株主の権利の変更についても更生計画の必要的記載事由とされている（更生法167条1項）。他方、民事再生手続においては、別除権（民再法53条2項）及び一般優先債権（民再法122条2項）は民事再生手続によらず自由に行使することが可能なので、権利変更の対象とはならない。また、民事再生手続は株式会社以外の債務者をも対象としていることもあり、株主の権利の変更については、減資のために必要な株式の強制取得及び株式併合といった一定の例外

を除き（民再法161条1項・2項）再生計画の記載事項とはされていない（民再法154条1項参照）。

(b) 弁済期間

会社更生法上、更生債権等に対する弁済は原則として15年以内に履行されることが必要であるが（更生法168条5項）、民事再生手続における再生債権に対する弁済は、原則として10年以内に履行される必要がある（民再法155条3項）。

(c) 会社の組織法上の行為

() 役員を選任等

会社更生手続において、取締役又は監査役は、更生計画認可の決定時において退任したものとされ（更生法211条4項）、認可決定後の取締役又は監査役は更生計画の定めに従って決定される（同条1項、173条1項）。民事再生手続においては、原則として、取締役等の役員の地位は民事再生手続の影響を受けないので、会社法に従って選任等の手続が行われる。

() 定款変更

会社更生手続においては、更生計画によって更生会社の定款を変更することを定めたときは、計画認可の決定の時に定款変更の効力が生じるが（更生法213条）、民事再生手続においては定款変更一般に関する上述のような規定が存在しないため、定款変更を行うためには原則として会社法上の手続を履践する必要がある。ただし、再生計画によって発行予定株式総数を変更する場合には、再生計画によって定款を変更することが可能である（民再法161条4項）。

() 減資及び新株発行（募集株式の発行）

会社更生手続及び民事再生手続ともに、100%減資をした上でスポンサーに第三者割当増資を行うことを内容とする計画案が策定されることがある（いわゆる「減増資スキーム」）。更生計画による減資は、更生計画案において、更生会社による自己株式の取得及び当該株式の消却を定めることによって実行され（更生法174条の2、174条1号）、同様に、スポンサーに対する新株発行（募集株式の発行）は、更生計画において募集株式の数や募集株式の払込金額等の所定の事項を定めることによって実行される（更生法175条、会社法199条1項等）。

他方、民事再生手続においては、減資のために必要な自己株式の取得は再生計画に定めることによって実行することができるが（民再法161条1項、154条3項）、取得した自己株式の消却及び新株発行（募集株式の発行）は、原則として会社法上の手続によることが要求される（会社更生手続と異なり、民事再生手続においては、株主の手続参加が当然に予定されているものではない。）。その結果、株主総会を開催しなければならない場合には、計画の履行が困難となることがあるが、減増資に関しては、自己株式の消却は取締役会決議で行うことができ（会社法178条1項・2項）、また、株式の譲渡に取締役会の承認を要する非公開会社については、本来、

会社法上、第三者割当増資を行うためには株主総会の特別決議が必要とされるところ（会社法199条2項、309条2項5号）、裁判所の許可を得て、再生計画によって新株発行（募集株式の発行）に関する条項を定めた場合には、取締役会決議によってこれを行うことができる（民再法183条の2、154条4項）ので実際上の弊害は解消されているといえることができる。

（ ） 組織再編

上記のとおり、会社更生手続においては株主の権利の変更が更生計画に取り込まれているため、上記取締役等の選任、定款変更、減増資等のほか、各種の株主総会決議事項を更生計画の定めによって行うことが認められている。近年はスポンサーへの事業譲渡や組織再編を伴う更生計画が多く見られるが、更生計画においては、事業の譲渡、株式交換、株式移転、会社分割及び合併等を別途会社法上の手続を経ることなく行うことが可能である（更生法210条1項）。他方、民事再生手続においては、計画による株主の権利の変更が予定されているものではなく、前記の自己株式の取得、株式消却、非公開会社における第三者割当増資及び事業の譲渡（民再法43条）等のほかに組織再編行為に関連して会社法上の例外を定めた規定はないので、別途、株主総会の特別決議等の手続を履践することが必要である。

(3) 自認債権

【質問92】民事再生法においては、会社更生法上は認められていない「自認債権」という制度があるということですが、この自認債権について説明してください。

【回答】

自認債権の意義

民事再生法上の自認債権とは、債権者から債権届出がなくとも、再生債務者が自ら認否書に記載してその存在を認めた債権をいう（民再法101条3項）。届け出られた債権と同様、債権調査及び確定の対象となり、再生計画の定めによって変更される。

自認債権が認められた趣旨

自認債権の制度は原則として第三者が管財人に選任される破産手続や会社更生手続と異なり、従前の経営陣が手続を遂行するDIP型手続である民事再生法特有のものである。民事再生手続においては、届け出られなかった債権は再生計画の認可決定の確定により免責の対象となるのが原則であるが（民再法178条）、再生債務者等が自ら知っている再生債権まで免責の対象となるのでは債権者の負担が大きすぎるという観点からこのような規定が設けられている（なお、再生債務者が自ら知っているにもかかわらず認否書に記載しなかった債権は、再生債権者がその責めに帰することができない事由により債権届出期間内に届出をできなかった場合には、失権しない（民再法181条1項）。）。

会社更生法上の取扱い及び留意点

会社更生法上は自認債権の制度は存在しないので、更生会社が自ら認識しているか否かを問わず、債権届出がなければ失権する（更生法204条1項）。

このように取扱いに違いがあるため、認可後の決算手続を行う場合において、帳簿金額と確定更生債権や再生債権との間の差異の処理について、いく分異なる点が生じるので、注意が必要である。

4. 私的整理の再建計画

(1) 更生計画との差異

【質問93】私的整理における再建計画と会社更生法上の更生計画の策定に当たっての主な違いを説明してください。

【回答】私的整理とは、会社更生等の法的手続以外の再建手続という意味で非常に幅の広い概念であり、単に債権者と債務者との間で債権処理が行われるものだけでなく、一定のルールに従って行われる全国銀行協会連合会を窓口とする「私的整理に関するガイドライン」や中小企業再生支援協議会の支援によるもの、整理回収機構の再生スキームによるもの等様々な手続が存在している。ここでは、私的整理の代表例としての私的整理ガイドラインと会社更生手続との主な相違点を説明することとする。

再建計画作成の当事者の違い

会社更生手続においては、更生手続の開始決定時において管財人が選任され、原則として早期に従来の経営者は経営に関与しなくなるため、更生計画は、管財人が、スポンサー型の場合にはスポンサーと協議をしながら、また、自主再建型の場合には自らの検討結果に従って策定する。一方、私的整理ガイドラインでは、最終的に経営者の退任が求められてはいるが、再建計画案については、債務者企業の経営者が責任をもって、主要債権者たる金融機関と協議しながら策定することになる。

権利変更の対象となる債権者

更生計画では、原則としてすべての債権者に対する債権が権利変更の対象となるのに対し、私的整理ガイドラインでは、原則として金融機関に対する債権のみを対象とし、一般の取引債権者を対象に含めない。

計画における弁済期間と弁済範囲

更生計画における弁済は、原則として15年以内にすべての更生債権を完済する定めを置く（更生法168条5項）のに対して、私的整理ガイドラインは、再建計画の期間について特に定めを置いていないが、通常は、金融検査マニュアルを参考に、5年以内に債務者企業の財務体質が回復し、普通の企業としての金融機関取引が再開できると見込まれるところまでを対象としている（金融債権の全額の弁済を計画に織り込むわけではない。）。

計画の成立要件

更生計画では計画認可のための更生債権者等の同意の法定要件が明確にされており（更生法196条5項）、多数決原理が働くのに対し、私的整理ガイドラインでは原則として対象債権者全員の同意が必要であり、一部債権者の不同意による会社更生手続等の法的整理への移行リスクを有している。

債権者にとっての経済的合理性

私的整理ガイドラインは、法的手続を取ることにより、信用力が低下し、事業価値が著しく毀損されるなど、事業再建に支障が生じる会社であることが要件になっており、民事再生手続や会社更生手続による再建よりも債権者たる金融機関にとって経済的合理性があることが要求される。

資産の評価損益の取扱い

法的手続であれ私的整理であれ、財産評定後の実態貸借対照表の把握は、再建計画作成の前提条件となる。

会計的には、会社更生手続では、財産評定による価額を取得価額とみなして、以後の帳簿価額の基礎とすることが法文上明記されているが、私的整理ガイドラインでは、再建計画の前提として実質債務超過の計算が行われ資産の評価損益が算定されたとしても、帳簿処理は一般に公正妥当な会計処理ルールに従うため、違いが生じる。

また、税務的な評定損益の取扱いの違いにより、弁済計画の立案においてタックスプランに影響が生じることがある。従来は、会社更生手続より、民事再生手続や私的整理ガイドラインの手続の方が税務面で不利な取扱いが幾つか存在していたが、平成17年度の税制改正により、大きな差はなくなっている。

(2) 再建計画と債務超過の解消

【質問94】私的整理における再建計画の策定に当たっては、一定期間内に債務超過の解消を図る必要があると聞いていますが、その内容を説明してください。また、これ以外に再建計画策定上で考慮すべき事項がありましたら説明してください。

【回答】更生計画は、公正かつ衡平であり、遂行可能であるという条件を満たす必要はあるが（更生法199条2項）債務超過解消の時期に関する特段の定めはないので、更生計画を策定するに当たって、この点からの制約条件は特にはない。これに対して、私的整理ガイドラインでは、実質的に債務超過である場合には、再建計画成立後に最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目処として実質債務超過を解消することが要件の1つとされている。ただし、業種的特性によっては3年以内の解消が困難で若干解消時期が長くなる場合も例外として認められている。

なお、私的整理ガイドラインでは、上記以外に、経常利益が赤字である場合には、再建計画成立後に最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目処として黒字に転換することも要件とされている。

第4章 会社更生法の財産評定と他の法的手続、私的整理との相違

1. 民事再生法との相違

1. 会社更生法の財産評定と民事再生法との相違

(1) 目的の相違

【質問95】会社更生法における財産評定と民事再生法における財産評定の目的の相違について説明してください。また、目的の相違から生じる相違点についても説明してください。

【回答】会社更生法における更生手続開始時の財産評定の目的は、以下のとおりである。

更生会社の資産状態を正確に把握する。

更生会社の会計の具体的基礎を与える。

利害関係人の権利範囲を明確化するという目的が重視される。

一方、民事再生法における財産評定は、再生債権者が再生計画に基づいて弁済を受ける場合と破産により短期間で配当を受ける場合とどちらが有利か判断するための参考情報を提供することで、具体的には破産配当率を試算するための参考値を提示することを目的とするものである。

このような目的の違いから、会計帳簿上の取扱いに相違点が認められ、会社更生法は財産評定結果を会計帳簿に取り込み、更生会社の会計の基礎を与えるのに対し、民事再生法の財産評定は、会計帳簿に取り込むものではなく、帳簿外でその結果が集計され破産配当率の試算が行われることになる。ここに会計帳簿上の取扱いにおいて主な相違点が認められる。

また、財産評定の内容にも相違点が認められ、会社更生法は時価を基準に評定が行われ、民事再生法は、原則として処分価額にて評定が行われる。なお、民事再生法では、必要ある場合に全部又は一部の財産について、再生債務者の事業を継続するものとした価値を用いることも認められている。

(2) 帳簿価額

【質問96】会社更生法における財産評定と民事再生法における財産評定を行った後の会計上の帳簿価額はどのようになるかを説明してください。

【回答】会社更生法においては原則として経営及び株主面で旧会社との継続性が基本的には断ち切られるが、民事再生法では旧会社との継続性の維持を予定しており、こうした法の立法趣旨の相違が財産評定後の帳簿価額にも現れている。

会社更生法の場合

会社更生法では、更生手続開始時に時価で評定した財産については、その後、更生法施行規則 1 条 2 項により当該財産の評定価額が会社計算規則上の取得価額とみなされる。この財産評定の手続によって、更生会社は、従前の帳簿価額とは異なる、時価（更生法83条）により評定された価額をもって取得価額とみなして、以後の財務報告を行うことになる。

民事再生法の場合

民事再生法では、会社更生法のように財産の評定価額が取得価額とみなされる規定はなく、開始決定前の帳簿価額が民事再生法の適用により、原則として修正されることはない。

民事再生法の財産評定の目的はあくまでも再生債権者が再生計画に基づいて弁済を受ける場合と破産により短期間で配当を受ける場合とどちらが有利かを判断するための参考情報を提供することにある。

ただし、財産評定において処分価額を付することが求められているが（民再規56条 1 項本文）、必要ある場合には全部又は一部の財産について、再生債務者の事業を継続するものとした価値を用いることも認められている（民再規56条 1 項但書）。この規定は、清算を前提とする場合においても、その財産の全部又は一部を事業譲渡する場合等も想定されるので、当該譲渡資産の評定において「事業を継続するものとした価値」を用いることが認められている。この場合においても、上述した参考情報を提供する目的のもとで行われる。

ただし、民事再生法が適用される会社は、通常、資産価値の劣化が著しい状態に陥っていることが多いため、民事再生法の開始決定がなされた事業年度で、財産評定とは別に、事業年度末に、会社計算規則 5 条（資産の評価）に従い、資産評価の見直しを行い、時価が取得価額より著しく下落した資産については、時価で評価し、事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産がある場合については相当の減額をする必要がある。

《参考》 民事再生法の場合、平成 17 年度の税制改正により、税務上、時価による実態貸借対照表を基に資産の評価損益を申告調整する方法も認められている。

(3) 評定基準

【質問97】会社更生法と民事再生法に基づき財産評定を行う場合、「評定基準」にどのような相違があるかを説明してください。

【回 答】

会社更生法

会社更生手続開始時において作成する貸借対照表等の評定基準は、会社更生法83条 2 項に規定する時価による。また、更生計画認可時において作成する貸

借対照表等の評価基準は、財産評定結果をみなし取得価額とした上で、会社計算規則5条～6条に規定するところによる。

更生計画において更生会社の財産を譲渡する旨及びその対価、相手方その他の事項が定められているときは、当該財産については処分価額を付すことができる（更生施2条）。これは譲渡時の予定処分価額と考えられ、更生法施行規則3条の、更生会社の事業の全部の廃止する場合の処分価額に比べ、処分のための時間的猶予がある場合を想定している。

また、更生計画が更生会社の事業の全部の廃止を内容とするものである場合には、更生会社に属する一切の財産につき、処分価額を付さなければならない（更生施3条）。

これは清算処分価額と考えられ、よって更生法施行規則2条による処分に比べ短期間による処分を想定している。

民事再生法

民事再生手続開始決定時において作成する貸借対照表等の評定基準は、民再規則56条に規定する処分価額による。民再規則56条では「法124条1項の規程による評定は財産を処分するものとしてしなければならない…」と規定されている。

しかし、具体的な評価基準に関する民事再生法及び民再規則の規定はない。実務上の指針としてガイドラインにおける「処分価額（188項以下）」が参考となる。

共通点

更生会社の事業の全部の廃止を内容とするものである場合の評価基準（更生施3条）と、民事再生手続開始決定時における評価基準は清算時の処分価額を用いる点で共通している。

民事再生法における実態貸借対照表に基づく申告調整

平成17年度法人税法の改正により、民事再生法の規定による再生計画認可決定があったことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合、その内国法人が有する資産につき、「政令で定める評定」を行っていれば、評価益・評価損の額として政令で定める金額を税務上の益金計上・損金計上することとなった。（法人税法25条3項、33条3項）すなわち、会計上帳簿価額の修正をしなくとも税務上、政令で定める公正な価額による資産の評定を行っていれば、政令で定める金額を税務上申告調整することになり、評価損が評価益より多い場合、税務上の恩典を受けられることとなり、その点で民事再生法上も公正な価額による実態貸借対照表の作成が意味を持つことになった。

この場合の公正な価額による資産の評定の基準としては、民再規則56条の処分価額ではなく、事業継続を前提とした第83条時価や実態貸借対照表作成に当たったの評価基準が用いられる。この実態貸借対照表作成に当たったの評価基準は、「私的整理ガイドライン」Q10-2等が参考となる。なお、会社更生法上は税務上損金経理が要件とされるため、この取扱いはない。

(4) 財産評定書の取扱い

【質問98】会社更生手続と民事再生手続のスケジュールの中で財産評定書（貸借対照表・財産目録）はそれぞれいつごろ裁判所に提出するのですか。また、財産評定書作成に当たり、負債勘定も含まれるのでしょうか。

【回 答】

会社更生法

管財人は、更生手続開始決定時及び認可決定時を基準日として財産目録及び貸借対照表（以下「財産評定書」という。）を裁判所に提出（更生法83条3項（会社更生法開始決定時）、83条4項（認可決定時））する。

財産評定書の提出の時期については、更生手続開始決定時、認可決定時とも明文規定がない。また、東京地方裁判所民事第8部では、会社更生手続の標準スケジュールを示しているが、財産評定書の提出時期を明示していない。

したがって、財産評定書の裁判所への提出時期については、財産評定書の提出に先立つ債権の届出及び調査の期間に関する規定が、幅のある設定となっており、また担保権者との折衝などで時間もかかることがあるため、実務上債権調査の期間はまちまちと考えられる。このことから、財産評定書の提出時期にも幅があるものと思われる。ただし、実務上の認否書提出（更生法146条）までには財産評定書は裁判所に提出されている模様である。

事例分析によれば改正会社更生法の下では、申立てから開始決定まで1か月程度の事例が多いが、開始決定から財産評定書提出までの期間は2か月から1年とばらつきがある。

いくつかの事例を示すと以下のとおりとなる。

会 社 名	更生手続開始決定日	財産評定書提出日
A社	平成16年1月31日	平成16年12月9日
B社	平成16年2月29日	平成16年5月27日
C社	平成16年4月30日	平成17年4月28日
D社	平成16年10月31日	平成17年6月17日
E社	平成17年3月8日	平成17年5月9日

また、会社更生法上、財産評定書の中の財産目録に負債が含まれるか否かという疑問があるが、財産目録は貸借対照表の科目ごとに作成する勘定明細であり、債権の届出及び債権調査後の債権認否の結果をそこに反映するという意味からも負債も含めて作成する必要があると考えられる。

民事再生法

再生債務者等は、その一切の財産について再生手続開始の時点における価額を評定し、財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出する（民再法124条1項・2項）。

なお、民事再生法の場合は、東京地方裁判所民事第20部から標準スケジュールが示されており、この標準スケジュールにおいては、開始決定時の財産評定書については、申立日から2か月までに提出することとなっている。また、大阪地方裁判所民事第6部の取扱いでは開始決定後約1か月後が提出期限とされている。

また、民事再生法上も財産目録に負債が含まれるか否かという疑問があるが、会社更生法と同様に、含まれると考えている。

また、「民事再生法経理ハンドブック」（日本公認会計士協会東京会編）や日本公認会計士協会近畿会が作成した「民事再生法における財産評定参考書式」の中でも、財産目録については負債も含めてケース・スタディが紹介されている。

(5) 財産評定書の様式

【質問99】会社更生法と民事再生法における更生手続開始時の貸借対照表・財産目録の様式の違いを説明してください。

【回答】

会社更生法

会社更生法の更生手続開始時の財産評定後貸借対照表・財産目録の様式については会社更生法上特に定めはない。なお、ガイドラインの巻末にその記載例が示されている。

民事再生法

民事再生法上の貸借対照表・財産目録の様式については民事再生法上特に定めはない。

なお、日本公認会計士協会近畿会（<http://www.jicpa-knk.ne.jp/>）から参考書式が公表されている。また、「民事再生法経理実務ハンドブック」（日本公認会計士協会東京会編）においても、財産評定のケース・スタディとして記載例が紹介されている。

2. 会社更生法の財産評定と他の法的手続との相違

(1) 清算

【質問100】清算手続においても財産評定の規定があるのでしょうか、あるならば、どのような方法により会社の実態を把握するかを説明してください。

【回答】会社法では、清算手続上、清算株式会社は財産目録と貸借対照表を作

成し、株主総会又は清算人会の承認を求めなければならない(会社法492条)。また、清算手続では、その承認を受けた財産目録と貸借対照表を裁判所に提出することが求められていないが、特別清算手続においては裁判所に提出しなければならない(会社法521条)。

なお、特別清算においては、清算手続上、清算株式会社は必要に応じて債権者集会を開催し(会社法546条)、債権者集会において財産目録及び貸借対照表を提出しなければならない(会社法562条)とされており特別清算においても財産評定の規定がある。

清算人は、解散後全財産を原則として現金に換価し、負債を弁済し、その後に残余財産を株主に分配することから、財産目録及び貸借対照表の作成に当たっては、財産をいくらに換価できるかという処分価格にて評定し、会計帳簿にその額をもってみなし取得価額として計上する(会社法160条)。なお、処分価格を付すことが困難な場合にはこの限りではなく、この場合には財産評価の方針を注記することが求められている。(会社法161条)

上記の処分価格については、会社更生法における清算時の処分価額(更生法施行規則3条で規定する処分価額)と同義と考えられ、科目ごとの評価の方法については、ガイドラインの「処分価額(188項以下)」が参考となる。

なお、更生法施行規則2条では「更生計画において更生会社の財産の譲渡をする旨及びその対価、相手方その他の事項が定められているときは、当該財産については、処分価額を付すことができる」と規定されているが、これは譲渡時の予定処分価額と考えられ、処分のための時間的猶予がある場合と考えられることから、特別清算における財産評定時における処分価格とその趣旨が異なる。

(2) 破産法

【質問101】破産法にも財産評定の規定があるのでしょうか、あるならば、どのような方法により会社の実態を把握するかを説明してください。

【回答】破産法では、破産管財人は遅滞なく財産評価額を評定し(破産法153条1項)、財産目録及び貸借対照表を作成し、これを裁判所に提出しなければならない(同条2項)。なお、具体的な財産評価額の概念に関する破産法上の規定はない。

この評価基準は、債務者は全財産を原則として現金に換価し、債権者に弁済することから、財産目録及び貸借対照表の作成は、財産をいくらに換価できるかという処分価格によると考える。この処分価格は会計帳簿にみなし取得価額として計上する。

上記の処分価格については、会社更生法における清算処分価額(更生法施行規則3条で規定する処分価額)と同義と考えられ、科目ごとの評価の方法については、ガイドライン188項以下が参考となる。

民事再生法の開始決定を受けた後、牽連破産した場合は、破産法に従った財産の評定が必要だが、その場合も会社更生法におけるのと同様に清算処分価額（更生施3条）により評定するものとする。

・私的整理との相違

1. 会社更生法の財産評定と私的整理との相違点

(1) 私的整理の意義

【質問102】会社更生法のような法的整理に対応するものとして、私的整理が用いられていますが、私的整理とはどのようなもので、法的整理とどのような点で相違しているかを説明してください。

【回答】私的整理とは、裁判所が関与する法的手続によらずに、債権者と債務者の合意によって権利調整を行う手続の総称である。

私的整理の場合は、一般的には金融機関等だけが債権者としての譲歩を行い、債権放棄等を行うことになるが、法的整理の場合には債権者平等の原則により、金融機関等債権者のほかに一般債権者にも債権放棄が及ぶことになる。この点が主な違いである。

私的整理には、清算型と再建型がある。再建型には、債権の権利変更として債権のリスケジュール、債権放棄、金利減免、金利棚上、D E S 等があり、手続的には私的整理ガイドライン、(株)整理回収機構、中小企業再生支援協議会が関与するもの等様々なバリエーションがある。これら決まった方法がないため任意整理ともいわれる。

法的整理の場合には、裁判所の関与により法定されている書類を裁判所に提出する等が必要であるが、私的整理の場合には裁判所に書類を提出する必要がない。

また、税務上においては、法的整理のうち会社更生法では、資産の評価損益の計上及び期限切れ繰越欠損金の優先利用の優遇措置があるが、私的整理では、資産の評価損益の計上及び期限切れ繰越欠損金の優先利用の優遇措置が従来は規定されてなかった。平成17年税制改正により、迅速な企業再生を支援するため、一定要件を満たす私的整理（私的整理ガイドラインに基づく私的整理、(株)整理回収機構、中小企業再生支援協議会が関与する私的整理）において債務免除が行われた際に、資産評価損益の計上や期限切れ欠損金の優先利用を認める税制処置が講じられている。

(2) 私的整理での財産評定

【質問103】私的整理においても財産評定の手続が行われるかを説明してください。その際に用いられる評価基準について説明してください。

【回答】私的整理が行われた場合では、会社更生法の開始決定時のような取得

価額の見直しは行われないため、通常の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従い会計処理を行うことになる。したがって、会社計算規則3条（会計慣行のしん酌）及び同5条（資産の評価）、同6条（負債の評価）等に従い、会計帳簿を作成することとなり、この範囲で企業会計上で認められる時価を用いることとなる。ご質問の私的整理において財産評定を行うかについては、上述したように会計帳簿上は実施しないことになる。しかし、以下に述べるように税制の優遇処置を得るために、財産評定が行われ、財産評定により算定される評価損益は会計帳簿に反映されず申告調整されることになる。

平成17年度税制改正では、企業再生支援税制の下で、一定の私的整理が行われた場合、税務上、損金経理を要件とされないが、債務者に係る資産の評価損益を計上した上で、期限切れ欠損金の優先控除の適用を受けることができるという改正が行われている。この制度の適用を受けようとする際には、「一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則」に従って計画の策定、資産評定と同評定による貸借対照表の作成、債務の免除をする金額の決定が行われるという要件が課されている。

上記の税制の適用を受けるための資産評定として、「私的整理に関するガイドライン」「RCC企業再生スキーム」及び「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順」において、それぞれ資産評定の基準が定められている。以下、この内容について説明する。

私的整理ガイドライン

私的整理ガイドラインが適用される場合において、実態貸借対照表を作成するに当たり用いる資産評定は「公正な価額」による旨と評価基準として「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」が示されている。（私的整理ガイドラインQ10-2）

RCC企業再生スキーム

「RCC企業再生スキーム」においては、資産評定の基準として「再生計画における『資産・負債の評価基準』」が示されている。

中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順

中小企業再生支援協議会の支援の場合において、実態貸借対照表の作成に当たり資産評定が行われるが、こちらについても「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」が示されている。

(3) RCC・中小企業再生支援協議会・産業再生機構の概要

【質問104】私的整理において、RCC、中小企業再生支援協議会又は産業再生機構を利用して行われるといわれていますが、それぞれの組織の概要と再生業務の特徴について説明してください。

【回答】

RCCについて

RCC (The Resolution and Collection Corporation) は、(株)整理回収機構の略称であり、平成11年4月に(株)整理回収銀行と(株)住宅金融債権管理機構の合併により設立され、住専7社の債権回収と破綻金融機関の債権回収を主な業務としている。

平成13年以降、一連の閣議決定・法改正等において、日本経済が抱える不良債権問題の処理促進のため、RCCの一層の機能拡充が求められることになった。すなわち、平成13年6月に「骨太の方針」を打ち出し、RCCは「債務者企業の再建可能性に応じ、厳正な回収に努める一方、再建すべき企業と認められる企業については、法的・私的再建手続等を活用し、その再生を図る」として、同年11月「企業再生本部」を組成し企業再生業務に注力している。また、幅広く金融機関の不良債権を受け入れ、その処理の促進を図るべく、同年8月、信託兼営の認可を受け、信託機能を活用した不良債権処理に取り組んでいる。平成14年1月には、改正金融再生法が施行され、同法53条に基づく金融機関等からの不良債権買取業務においては、価格決定方式の弾力化(時価買取)・入札への参加等が改正された。

中小企業再生支援協議会

中小企業再生支援協議会は、中小企業の再生を進めるために、産業活力再生特別措置法に基づき各都道府県に設置された組織で、多様性・地域性といった中小企業の特徴をふまえ常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画策定支援を行っている。

具体的には、中小企業再生の相談に対して、中小企業再生支援協議会の常駐専門家が適切な対応策を提示し、また、相談案件のうち、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、常駐専門家が個別企業の取組みに対する助言を行い、必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の専門家に依頼して、共同で再生計画の作成支援を実施する。

再生計画策定支援に当たっては、関係機関と連携を図りながら、公正中立な立場で関係者間の調整を行い、事業面や財務面での改善を図るため、個々の企業の特性にあった、きめ細かな支援を行っている。

(株)産業再生機構

(株)産業再生機構は、株式会社産業再生機構法に基づき設立された政府の関与を伴う株式会社であり、「有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮しつつ、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的」とし、平成15年5月に業務を開始した。

業務開始以来、平成17年3月31日の債権の買取申込等期限までに41件の案件に対して支援決定を行った。その後は、買い取った債権等の3年以内の売却等に向けて、支援決定をした事業者の事業の再生を確実なものとするべく業務活動を続け、平成19年3月には、その業務の完了により、解散し清算会社に移行している。

(4) 私的整理ガイドライン

【質問105】私的整理を行うにあたって「私的整理に関するガイドライン」の適用があると思いますが、その概要と適用の要件を説明してください。

【回答】私的整理ガイドラインは、全国銀行協会連合会と日本経済団体連合会が中心となり、各種関係者からなる「私的整理に関するガイドライン研究会」により、平成13年9月に作成された指針であり、企業の私的整理に関する基本的考えを整理し、私的整理を行うに至った場合の具体的な関係者間の調整手続、対象となる企業の選定基準、再建計画の要件等をあらかじめ定めておくことを目的として策定された指針である。

平成17年度税制改正では、企業再生支援税制について、一定の私的整理が行われた場合、債務者に係る資産の評価損益を計上した上で、期限切れ欠損金の優先控除の適用を受けることができるという改正が行われている。このため、新たに講じられた税制措置の適用に必要と考えられる手続を定めるため、私的整理ガイドラインと一体のQ & Aの一部改訂を行っている。

適用企業は、過剰債務を主因として経営困難な状況に陥っており、自力による再建が困難である。事業価値があり（技術・ブランド・商圏・人材などの事業基盤があり、その事業に収益性や将来性があること）、重要な事業部門で営業利益を計上しているなど債権者の支援により再建の可能性がある。会社更生法や民事再生法などの法的整理を申し立てることにより当該債務者の信用力が低下し、事業価値が著しく毀損されるなど、事業再建に支障が生じるおそれがある。

私的整理により再建するときは、破産的清算はもとより、会社更生法や民事再生法などの手続によるよりも多い回収を得られる見込みが確実であるなど、債権者にとっても経済的な合理性が期待できることの4要件すべてが必要とされている（私的整理ガイドラインQ3）。

再建計画には、実質的に債務超過であるときは、再建計画成立後に最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目処に実質的な債務超過を解消する、経常利益が赤字であるときは、再建計画成立後に最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目処に黒字に転換する、対象債権者の債権放棄を受けるときは、支配株主の権利を消滅させることはもとより、減増資により既存株主の割合的地位を減少又は消滅させることを原則とする、対象債権者の債権放棄を受けるときは、債権放棄を受ける企業の経営者は退任することを原則とする。破産的清算や会社更生法や民事再生法などの再建手続によるよりも多い回収を得られる見込みが確実であるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容に織り込まなければならない（私的整理ガイドライン「7.再建計画案の内容」）。

2. 産活法監査における会計処理、会社更生法との相違点

(1) 産業活力再生特別措置法の概要

【質問106】私的整理において、産業活力再生特別措置法を活用すると各種の支援処置等のメリットを得られるとのことですが、どのような支援処置があるか、また、支援処置を受ける要件を説明してください。

【回 答】

<目 的>

産業活力再生特別措置法は、内外の経済的環境の変化に伴い我が国の経済の生産性の伸び率が低下している現状に鑑み、我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するため、特別の措置を講じ、併せて事業者の経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図ることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的とし、平成11年10月に施行された。当初、平成15年3月31日までの時限立法であったが、平成15年に大幅に改正され平成20年3月31日まで延長された。

さらに会社法が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、商法の特例措置を規定に盛り込んでいた産業活力再生特別措置法も一部改正がなされた。主な内容としては、従来商法の特例措置として産業活力再生特別措置法に盛り込まれていた条項の多くが、会社法で本則として認められるようになったことから、産業活力再生特別措置法に特例措置として盛り込む必要がなくなり削除されたことである。

なお、特別の措置とは事業者が実施する事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するための措置を雇用の安定等を配慮しつつ講ずるとともに中小企業の活力の再生を支援するための措置を講じることである。

<支援措置の概要>

会社法・民法等の手続の簡素化

- ・現物出資・新株発行に係る現物出資における検査役による財産価格調査の免除
- ・特別支配会社への事業譲渡等に関する特例
- ・簡易組織再編成の特例
- ・子会社株式の配当
- ・会社分割の社債権者への催告の特例
- ・資本減少の特例
- ・営業債権譲渡時の免責的債務引受の債権者に係る同意の簡素化

税制特例措置

- ・事業革新設備の特別償却
- ・共同現物出資時の譲渡益課税繰延
- ・登記に対する登録免許税の減免
- ・設備廃棄等による欠損金繰越控除等
- ・営業譲渡に係る不動産取得税の減免
- ・資産評価損の損金算入

支援措置を受けるための要件

一定の要件を満たした下記いずれかの計画を作成し、主務大臣に当該計画の認定を受けるための申請を行い、その後、主務大臣の認定を受けた上で、支援措置を受けるための個別手続が必要である。

- (a) 事業再構築計画（既存企業が中核事業への「選択と集中」を通じ、企業全体の生産性向上を図る計画）
- (b) 共同事業再編計画（過剰供給事業において複数事業者が共同で事業集約、縮小・廃止を通じ事業の効率性向上を図る計画）
- (c) 経営資源再活用計画（既存企業において有効に活用されていない経営資源を活用して当該事業分野の効率性向上を図る計画）
- (d) 革新設備導入計画（研究開発と一体となった実証一号機設備を中核とする製造拠点を国内に整備する計画）がある。

< 計画の認定基準 >

各計画の認定基準等の詳細を定めた基本指針によると、それぞれの計画により異なるが、生産性向上基準、財務健全化基準が規定されている。

(2) 資産の評価等における相違

【質問107】産業活力再生特別措置法の適用により監査を受ける場合における資産の評価等と会社更生法の財産評定にもとづく資産の評価には、どのような相違があるのかを説明してください。

【回答】産業活力再生特別措置法の適用により監査を受ける場合の資産の評価については、平成15年12月に日本公認会計士協会から「産業活力再生法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い（監査委員会報告第80号）」が公表されている。

監査委員会報告第80号「4．資産の評価その他の会計処理」によると、「認定計画の実行に当たっては、財務内容の健全化を行い企業再生に繋げるため、資産に係る評価損の計上を必要とする場合が多いと考えられるが、産業活力再生法の適用により提出される（中間）貸借対照表及び（中間）損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成することが求められており、含み損等についての会計処理はこれに準拠して行われることが必要である。」とされている。したがって、資産の評価は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠してなされることとなる。

資産の評価損については「金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）」、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（適用指針第6号）」等を基に計上することとなる。会社更生法の財産評定に基づく資産の評価（第83条時価）はガイドラインに基づくため、一致するものもあるが基本的には基準が異なる。

ただし、監査委員会報告第80号によれば、「認定計画では、事業の廃止、工場の閉鎖等の意思決定により、資産の整理を行うケースが想定されるが、これらを

実施するに当たってリストラ関連の損失を「事業再構築損失」等として特別損失に計上する。」と記載されており、その点はガイドラインと同じ記載となっている。

第2編 更生計画から見た事例分析

第1章 会社更生事件と会計実務の傾向分析

1. 改正会社更生法施行後の更生事件

平成15年の会社更生法改正後の東京地方裁判所及び大阪地方裁判所における更生事件について、関係各位の協力を得て更生計画案を入手し、会計的な側面を中心にして事例分析を行った(他の地裁においても、更生事件は数件存在しているとのことであるが、今回の分析の対象とはなっていない。)。

その分析結果は、本文における回答に織り込まれているところであるが、この章では、網羅的にその分析結果を報告することにより、全体的な傾向や実務の現状を確認していただくことを目的に整理を行っている。

なお、平成15年4月1日以後に申立てが行われ、平成18年12月31日までに認可決定のあった両地裁の事件は、以下のとおりであるが、一部の事件については、更生計画案が入手できていないため分析の対象からはずれている可能性がある。

1. 東京地方裁判所事件

No	更生会社名	事件番号	略称
1	ハウステンボス(株)	平成15年(ミ)第5号	東15-5
2	ハウステンボス商事(株)	平成15年(ミ)第6号	東15-6
3	タナカインターナショナル(株) ティーアイサーキット(株)	平成15年(ミ)第7、8号	東15-7 東15-7
4	地熱エンジニアリング(株)	平成15年(ミ)第11号	東15-11
5	厚木精器(株) (株)物流センターアツギ	平成15年(ミ)第12、13号	東15-12 東15-12
6	三幸建設工業(株)	平成15年(ミ)第14号	東15-14
7	共栄冷機工業(株)	平成15年(ミ)第15号	東15-15
8	東日本フェリー(株) 東日本観光サービス(株) 東日本輸送(株) 九越フェリー(株)	平成15年(ミ)第16、17、19、20号	東15-16 東15-16 東15-16 東15-16
9	東日本海陸輸送(株)	平成15年(ミ)第18号	東15-18
10	(株)ハヤシマリンカンパニー	平成15年(ミ)第21号	東15-21
11	(株)クロスウェイコミュニケーションズ (株)クロスウェイ サービス	平成15年(ミ)第22、24号	東15-22 東15-22

No	更生会社名	事件番号	略称
12	(株)クロスウェイブファシリティーズ	平成 15 年 (ミ) 第 23 号	東 15-23
13	サリ(株)	平成 15 年 (ミ) 第 25 号	東 15-25
14	神崎酒類販売(株)	平成 15 年 (ミ) 第 26 号	東 15-26
15	アエル(株) (株)ナイス	平成 15 年 (ミ) 第 27、28 号	東 15-27 東 15-27
16	内房産業(株) (株)木更津ゴルフ倶楽部	平成 15 年 (ミ) 第 29、41 号	東 15-29 東 15-29
17	都築紡績(株) ツツキボウ福井(株) 都築商事(株) 日新(株) 国際企業(株) 白川興業(株) 名古屋パーク(株) 亀山開発(株) 三和興業(株) 日本フードサービス(株) 白川不動産(株)	平成 15 年 (ミ) 第 30~40 号	東 15-30 東 15-30 東 15-30 東 15-30 東 15-30 東 15-30 東 15-30 東 15-30 東 15-30 東 15-30
18	(株)あしぎん F G	平成 15 年 (ミ) 第 42 号	東 15-42
19	(株)トーゴ	平成 16 年 (ミ) 第 1 号	東 16-1
20	大洋緑化(株) (株)皇月ゴルフ倶楽部 (株)玉造ゴルフ倶楽部 (株)京カントリークラブ (株)越谷ゴルフ倶楽部 (株)黒羽カントリークラブ 九州緑化(株) 東洋農林(株) (株)都ゴルフ倶楽部 三日月カントリークラブ(株) (株)三日月ゴルフサービス (株)山形ゴルフ倶楽部 (株)山形ゴルフマネージメント (株)丸の内倶楽部 (株)ワールドカントリー倶楽部 (株)ワールド小川ゴルフサービス 東興(株)	平成 16 年 (ミ) 第 2~19 号	東 16-2 東 16-2
21	東洋農林(株)	平成 16 年 (ミ) 第 10、11 号	東 16-10

No	更生会社名	事件番号	略称
	(株)都ゴルフ倶楽部		東 16-10
22	(株)山形ゴルフ倶楽部 (株)山形ゴルフマネージメント	平成 16 年 (ミ) 第 14、15 号	東 16-14 東 16-14
23	和歌山精器(株)	平成 16 年 (ミ) 第 20 号	東 16-20
24	(株)青森製作所	平成 16 年 (ミ) 第 21 号	東 16-21
25	松久総合開発(株)	平成 16 年 (ミ) 第 22 号	東 16-22
26	(株)ティーシーエム	平成 16 年 (ミ) 第 23、24 号	東 16-23
27	(株)ティーアンドピープロモーション	平成 16 年 (ミ) 第 25 号	東 16-25
28	(株)裾野カンツリー	平成 16 年 (ミ) 第 26、27 号	東 16-26
29	(株)カントリークラブ ザ・ファースト	平成 17 年 (ミ) 第 2 号	東 17-2
30	環境建設(株)	平成 17 年 (ミ) 第 5 号	東 17-5
31	(株)5 5 ステーション	平成 17 年 (ミ) 第 7 号	東 17-7
32	昭和鋼機(株)	平成 17 年 (ミ) 第 8 号	東 17-8
33	昭和鋼機サービス(株)	平成 17 年 (ミ) 第 9 号	東 17-9
34	(株)霞台カントリークラブ	平成 17 年 (ミ) 第 10、12 号	東 17-10
35	(株)寄居カントリー倶楽部	平成 17 年 (ミ) 第 11 号	東 17-11
36	多田建設(株)	平成 17 年 (ミ) 第 13 号	東 17-13
37	(株)日新工業所	平成 17 年 (ミ) 第 14、15 号	東 17-14
38	東京タワーディベロップメント(株)	平成 17 年 (ミ) 第 16 号	東 17-16
39	(株)宮古島砂山リゾート	平成 17 年 (ミ) 第 17、18 号	東 17-17

2 . 大阪地方裁判所事件

No	更生会社名	事件番号	略称
1	瀬戸内国際観光開発(株)	平成 15 年 (ミ) 第 2 号	大 15-2
2	(株)愛宕原ゴルフ場	平成 15 年 (ミ) 第 3 号	大 15-3
3	伏尾観光開発(株)	平成 15 年 (ミ) 第 4 号	大 15-4
4	世界長(株) 北日本世界長(株) 西日本世界長(株) (株)アイシーコーポレーション 徳山世界長(株) 世界長物流(株)	平成 15 年 (ミ) 第 5、6、7、9、10、 12 号	大 15-5 大 15-5 大 15-5 大 15-5 大 15-5
5	アイシーポリア(株)	平成 15 年 (ミ) 第 8 号	大 15-8
6	日本ゴルフ振興(株)	平成 15 年 (ミ) 第 15 号	大 15-15
7	日本ゴルフ振興(沖縄)(株)	平成 15 年 (ミ) 第 16 号	大 15-16
8	(株)宮崎国際ゴルフ倶楽部	平成 15 年 (ミ) 第 17 号	大 15-17
9	千登世商事(株)	平成 16 年 (ミ) 第 1 号	大 16-1

No	更生会社名	事件番号	略称
10	京都交通(株)	平成16年(ミ)第2号	大16-2
11	(株)私市	平成16年(ミ)第3号	大16-3
12	(株)東京私市	平成16年(ミ)第4号	大16-4
13	協和土木(株)	平成16年(ミ)第5号	大16-5
14	九州きさいち(株)	平成16年(ミ)第6号	大16-6
15	(株)ファイブ・ケイ	平成16年(ミ)第7号	大16-7
16	一富士フードサービス(株)	平成16年(ミ)第8号	大16-8
17	(株)諏訪丸光	平成16年(ミ)第9号	大16-9
18	(株)古賀乃井	平成16年(ミ)第10号	大16-10
19	(株)岸煉 (株)泉州健康センター 大廣商事(株)	平成16年(ミ)第11、12、13号	大16-11 大16-11 大16-11
20	(株)寿里産業	平成16年(ミ)第14号	大16-14
21	(株)二ノミヤ 二宮興産(株)	平成17年(ミ)第1、2号	大17-1 大17-1
22	(株)シンコー 三木セゾンハンドレッド倶楽部(株)	平成17年(ミ)第9、10号	大17-9 大17-9
23	りんくうゲートウービル(株)	平成17年(ミ)第13号	大17-13
24	水間鉄道(株)	平成17年(ミ)第14号	大17-14
25	イカリソース(株)	平成17年(ミ)第15号	大17-15
26	水鉄タクシー(株)	平成17年(ミ)第16号	大17-16
27	阪奈土地建設(株)	平成17年(ミ)第17号	大17-17
28	びわこリゾート観光(株)	平成17年(ミ)第18号	大17-18
29	(株)大阪シティドーム	平成17年(ミ)第20号	大17-20
30	西海国立公園開発(株)	平成17年(ミ)第21号	大17-21
31	佐用観光(株)	平成17年(ミ)第22号	大17-22
32	石川ライカリエート(株)	平成18年(ミ)第1号	大18-1

なお、以下、事件番号を略称により表示する。

3. 発生状況

平成15年4月1日以後の申立事件で、平成18年12月31日までに認可決定が行われている事件数(計画案が一体で提出されている場合はまとめて1件とする。)は、東京地裁で39件、大阪地裁で32件である。申立年度ごとに、東京地裁と大阪地裁それぞれの事件数を整理すると以下のとおりであり、当初は東京地裁の事件が多かったが、最近では大阪地裁での事件も増加してきている。

申立年	平成15年	平成16年	平成17・18年
東京地裁	18	10	11
大阪地裁	8	12	12

．会社更生手続の流れについての分析

平成15年の改正により、会社更生手続の流れは改正前と比較して格段に早くなっている。その結果、会計的な作業においても早期の取組みや早期の完成が求められており、更生事件に關与する場合には全体的な手続の流れと關与する作業の完成時期に十分な注意を払うことが必要となる。

例えば、申立てが行われ、公認会計士が開始決定に対しての意見書の作成の補助を行う場合については、申立日と開始決定日の間隔並びに開始決定日における財産評定書の作成や認可前基準日の貸借対照表の作成を行う場合については、開始決定日と認可前基準日と計画案提出期限の間隔等を認識する必要がある。その場合に、過去の事件の手続の流れが参考になる。

以下では、スケジュールが確認できた事件についてのみ、各事件の手続の流れのうち主要な手続について、開始決定日については申立日からの日数、債権届出期間終期、認否書提出期限、計画案提出期限及び認可決定日については開始決定日からの日数、認可前基準日については計画案提出期限までの日数を分析した。なお、日数の計算に当たっては、起算日を含めて計算している。また、表中下線を付しているものは最短、最長の日数である。

1．東京地方裁判所事件

(単位：日)

事件番号	申立日	申立日から開始決定日までの日数	開始決定日からの日数				認可前基準日から計画案提出期限までの日数
			債権届出期間終期	認否書提出期限	計画案提出期限	認可決定日	
東15-5	H15.4.1	30	62	184	337	428	123
東15-7	H15.4.7	55	62	181	273	336	120
東15-11	H15.4.28	3	<u>31</u>	136	216	224	63
東15-12	H15.4.28	34	<u>31</u>	94	154	199	62
東15-14	H15.4.28	29	51	169	277	298	119
東15-15	H15.5.19	8	67	159	250	311	92
東15-16	H15.6.29	33	65	170	<u>520</u>	<u>610</u>	<u>154</u>
東15-21	H15.7.17	15	44	100	185	245	63

事件 番号	申立日	申立日か ら開始決 定日まで の日数	開始決定日からの日数				認可前基 準日から 計画案提 出期限ま での日数
			債権届出 期間終期	認 否 書 提出期限	計 画 案 提出期限	認 可 決 定 日	
東 15-22	H15.8.20	9	49	100	288	337	72
東 15-25	H15.9.30	40	63	112	175	236	91
東 15-27	H15.9.30	33	70	119	182	243	91
東 15-29	H15.10.31	<u>137</u>	93	139	410	596	119
東 15-30	H15.11.25	53	<u>111</u>	<u>232</u>	356	441	98
東 15-42	H15.12.25	98	62	147	307	366	<u>32</u>
東 16-1	H16.1.19	42	32	<u>60</u>	<u>107</u>	154	46
東 16-2	H16.2.10	51	62	169	335	386	152
東 16-20	H16.2.13	27	66	83	114	175	114
東 16-22	H16.2.25	51	65	156	285	351	86
東 16-23	H16.3.17	45	62	106	184	246	61
東 16-25	H16.4.22	26	32	71	123	<u>152</u>	48
東 16-26	H16.6.8	54	62	181	272	366	150
東 17-2	H17.1.31	22	60	180	274	303	83
東 17-5	H17.3.8	<u>1</u>	44	70	135	207	51
東 17-7	H17.4.11	9	73	164	221	288	87
東 17-8	H17.4.12	31	50	134	*265	234	* - 100

2 . 大阪地方裁判所事件

(単位 : 日)

事件 番号	申立日	申立日か ら開始決 定日まで の日数	開始決定日からの日数				認可前基 準日から 計画案提 出期限ま での日数
			債権届出 期間終期	認 否 書 提出期限	計 画 案 提出期限	認 可 決 定 日	
大 15-3	H15.7.4	26	32	63	*171	400	* - 75
大 15-4	H15.7.10	9	32	63	*182	411	* - 136
大 15-5	H15.7.30	34	50	86	274	335	93
大 15-15	H15.10.15	<u>72</u>	68	117	189	281	31
大 16-2	H16.1.16	16	45	73	*276	<u>640</u>	* - 271
大 16-3	H16.3.30	32	50	<u>148</u>	298	427	53
大 16-8	H16.6.14	17	<u>31</u>	<u>38</u>	<u>87</u>	<u>124</u>	87
大 16-9	H16.6.29	33	42	82	108	<u>124</u>	47
大 16-10	H16.9.28	34	41	128	300	274	119

事件 番号	申立日	申立日か ら開始決 定日まで の日数	開始決定日からの日数				認可前基 準日から 計画案提 出期限ま での日数
			債権届出 期間終期	認 否 書 提出期限	計 画 案 提出期限	認 可 決 定 日	
大 16-11	H16.12.6	26	39	67	207	244	26
大 17-1	H17.1.10	22	60	121	213	243	93
大 17-9	H17.2.17	43	<u>77</u>	124	<u>427</u>	457	<u>152</u>
大 17-13	H17.4.1	30	32	62	175	215	52
大 17-14	H17.4.30	32	<u>31</u>	63	246	305	32
大 17-15	H17.5.24	<u>8</u>	60	123	238	274	84
大 17-17	H17.7.8	24	58	100	272	335	29
大 17-18	H17.9.28	34	53	89	213	366	32
大 17-20	H17.10.7	25	<u>31</u>	93	206	274	55
大 17-21	H17.12.4	28	60	119	234	335	<u>22</u>
大 17-22	H17.12.22	10	60	131	234	305	53
大 18-1	H18.3.1	31	53	68	123	184	62

* 印については、計画案の提出期限の延長がなされたものと推測される。

3. 日数の分布

東京地裁・大阪地裁それぞれにおける最短日数と最長日数を整理すると以下のとおりであり、当該事件については、上記表中において下線を付している。

(単位：日)

地 裁	区 分	申立日か ら開始決 定日まで の日数	開始決定日からの日数				認可前基 準日から 計画案提 出期限ま での日数
			債権届出 期間終期	認 否 書 提出期限	計 画 案 提出期限	認 可 決 定 日	
東 京	最 短	1	31	60	107	152	32
	最 長	137	111	232	520	610	154
大 阪	最 短	8	31	38	87	124	22
	最 長	72	77	148	427	640	152

4. 分析の結果

(1) 開始決定日

申立日から開始決定日までの期間についても幅があるが、申立人が更生会社であるか債権者であるかという点や民事再生事件が先に進行しているかどうかなどが影響していると思われる。特に、債権者申立てで、既に民事再生手続が進行しており、会社更生手続の申立後に調査委員が選任されているような事件におい

ては、開始決定までの期間が一定期間必要となっている。一方、申立後すぐに開始決定の出されている事件もあるが、東京地裁の即日開始決定の出ている事件は破産管財人が会社更生手続開始の申立てを行った特殊な事案である。また、開始決定日において事業年度が終了するため、決算の都合上、月末日に開始決定が行われる事例が多いため、申立日が月初めか月末に近い日かによってもいくぶんの影響が生じている。

(2) 認可決定日

開始決定日から認可決定日までの期間については、最も早い事件で4か月である。事件の規模が小さい場合や、既に民事再生手続で債権調査がいったん行われているなど、債権調査に時間を要しない事件であると考えられる。一方、最も遅い事件で、21か月を要している。事業内容が特殊で、事業譲渡を実行するにも日数を要し、また、弁済率も低いことから債権者の調整等に時間を要することになった結果と考えられる。

こうした特殊な事例を除くと、6か月から1年という標準的な手続の流れの中で進行している事件がほとんどである。

(3) 認可前基準日

更生計画案作成の基準日については、計画案提出期限の2か月から3か月前が多い。計画案作成のために数字が集計されて、その数字を基に計画案の原案が作成され、必要に応じ債権者との利害調整を行って計画案の提出という流れになることを考えれば、おおむね認可前基準日から計画案提出まで3か月程度を要するものと考えられるが、基準日の数字の集計を待たずに債権者との調整が終了しているような事件では、認可前基準日から計画案提出日までの期間が短期間となっているものと考えられる。

・更生計画案添付資料についての分析

更生計画案には、貸借対照表や損益計算書等の会計的な資料が添付されている。

添付資料については、開始決定の主文（以下「開始決定主文」という。）において、東京地裁では、「更生計画案作成の時ににおける清算価値及び継続企業価値による資産総額を記載した書面並びに更生手続開始後更生計画案作成時に至るまでの期間における損益計算書を作成して、更生計画案とともに裁判所に提出すること」、大阪地裁では、「管財人は、更生計画案作成時ににおける清算貸借対照表及び更生手続開始後の損益計算書を作成して、これらを更生計画案に添付しなければならない」と異なる文言で記載されているところであるが、分析結果は以下のとおり、東京と大阪の開始決定主文の違いが添付資料の内容に大きな影響を与えておらず、ガイドラインに従った形で添付資料の統一化が図られる傾向にあると考えられる。

以下では、更生計画案に添付若しくは本文に記載のある会計に関する情報について分析を行った。なお、印は当該計算書が添付されているもの、うち印は、表外に一般債権の配当率についての計算過程及び／若しくは計算結果を記載しているものである。

1. 東京地方裁判所事件

事件番号	開始決定時財産評価前貸借対照表	開始決定時財産評価後貸借対照表	認可前基準日貸借対照表	清算貸借対照表	基準日損益計算書	その他
東 15-5						事業損益計画・弁済資金計画 継続企業価値による資産総額 清算価値による資産総額
東 15-6						清算価値による資産総額
東 15-7				基準時		
東 15-11			-	開始時	-	事業損益計画・弁済資金計画
東 15-12				基準時		
東 15-14			-	開始時		
東 15-15				開始時		事業損益計画・弁済資金計画 継続企業価値による資産総額 清算価値による資産総額
東 15-16				基準時		
東 15-18				基準時		
東 15-21			-	開始時		事業損益計画・弁済資金計画
東 15-22				開始時		
東 15-23				基準時		
東 15-25				基準時		継続企業価値による資産総額
東 15-26				基準時		継続企業価値による資産総額
東 15-27			-	開始時		事業損益計画・弁済資金計画
東 15-29				基準時		事業損益計画
東 15-30	(連結)			開始時		
東 15-42				-		
東 16-1				基準時		継続企業価値による資産総額 清算価値による資産総額(基準日)

事件番号	開始決定時財産評 定前貸借 対照表	開始決定時財産評 定後貸借 対照表	認可前基 準日貸借 対照表	清算貸借対 照表	基準日 損益計 算書	その他
東 16-2				基準時		
東 16-20			-	開始時		
東 16-21			-	開始時		
東 16-22				基準時		
東 16-23				基準時		
東 16-25				基準時	-	事業損益計画 継続企業価値による資産総 額 比較損益計算書
東 16-26				基準時		
東 17-2				基準時		
東 17-5	-			基準時		
東 17-7				基準時		事業損益計画
東 17-8				基準時		
東 17-9				基準時		
東 17-10				基準時		
東 17-11				基準時		
東 17-13		-	-	-	-	事業損益計画・弁済資金計画 開始決定日損益計算書
東 17-14				基準時		事業損益計画・弁済資金計画
東 17-16				基準時		
東 17-17			-	-		

2. 大阪地方裁判所事件

事件番号	開始決定時財産評 定前貸借 対照表	開始決定時財産評 定後貸借 対照表	認可前基 準日貸借 対照表	清算貸借対 照表	基準日 損益計 算書	その他
大 15-2	-	-	-	-	-	
大 15-3				基準時		
大 15-4				開始時	-	月次損益計算書
大 15-5			-	基準時 (合算の 開始時も あり)	-	弁済資金計画 月次損益計算書 合算清算貸借対照表
大 15-8			-	基準時	-	弁済資金計画 月次損益計算書

事件番号	開始決定時財産評 定前貸借 対照表	開始決定時財産評 定後貸借 対照表	認可前基 準日貸借 対照表	清算貸借対 照表	基準日 損益計 算書	その他
大 15-15	-		-	開始時		
大 15-16	-		-	開始時		
大 15-17	-		-	開始時		
大 16-1	-		-	基準時		
大 16-2				基準時		
大 16-3				開始時		
大 16-4				開始時		
大 16-5				開始時		
大 16-6				開始時 基準時		
大 16-7				開始時 基準時		
大 16-8			-	-	-	損益計算書（申立てから開始決 定）
大 16-9	-	-		基準時		
大 16-10				基準時		
大 16-11	-			基準時		
大 16-14	-			開始時 基準時		
大 17-1	-			開始時 基準時		
大 17-9				基準時		
大 17-13				基準時		
大 17-14			（財産 評定前）	基準時		
大 17-15			-	基準時		
大 17-16			（財産 評定前）	基準時		収支計画表
大 17-17				基準時		
大 17-18				基準時		
大 17-20				開始時 基準時	-	月次損益収支一覧表
大 17-21				基準時		
大 17-22		（清算 価値）		基準時		
大 18-1				基準時		

3. 分析の結果

(1) 貸借対照表・損益計算書

上記の分析の全般的な傾向としては、平成15年当初の事件においては添付される貸借対照表の内容にいくぶんの相違があったが、最近の事例では、100%弁済を行う特殊な事件を除き、ほとんどの事件において、上記表に記載の貸借対照表が4種類添付されている。

また、損益計算書についても、開始決定主文に従って、開始決定日の翌日から認可前基準日までの損益計算書が添付されている事例がほとんどである。損益計算書記載形式としては、営業損益、経常損益若しくは当期損益までの記載のものが多かったが、会社法施行前の事件においては、前期繰越利益(損失)に当期損益を加減して当期末処分利益(未処理損失)を計算する形式になっている事例も存在した。その場合には、前期繰越利益(損失)の数字が、開始決定時の財産評定前の貸借対照表の数字か財産評定後の貸借対照表の数字かに分かれており、財産評定前の貸借対照表の数字を使っている場合には、損益計算書の特別損益に財産評定損が多額に表示され、財産評定後の貸借対照表の数字を使っている場合には、特別損益に多額の財産評定損が表示されないことになる。会社法施行後は、損益計算書の内容については、営業損益、経常損益若しくは当期純損益のどの段階までの損益を表示するか、特別損益に財産評定損益は含めるか否かという議論が必要になる。

以上から、最近の傾向としては、開始決定時の財産評定前と財産評定後の貸借対照表、認可前基準日の財産評定後の貸借対照表、認可前基準日の清算貸借対照表、開始決定日の翌日から認可前基準日までの期間損益計算書の5つの計算書を添付することが標準となってきたといえる。

なお、貸借対照表の具体的な内容については、第2章で詳細な分析を行っている。

(2) その他

上記の表の「その他」の欄に、事業損益計画及び弁済資金計画といった記載のある事例について、更生計画案の更生担保権と一般更生債権の弁済方法の内容を比較した結果は以下のとおりである。

事件番号	更生担保権 弁済方法	一般更生債権 弁済方法	事業損益 計画年数	弁済資金 計画年数
東 15-5	3年据置8回(年)分割弁済	3年据置8回(年)分割弁済	11年	11年
東 15-11	売却時一括弁済	10回(年)分割弁済	10年	10年
東 15-15	売却時一括弁済	10回(年)分割弁済	10年	10年
東 15-21	免責的債務引受け	免責的債務引受け	5年	5年
東 15-27	5回(年)分割弁済	5回(年)分割弁済	5年	5年
東 15-29	一括弁済	一括弁済	5年	-
東 16-25	一括弁済	一括弁済	10年	-

事件番号	更生担保権 弁済方法	一般更生債権 弁済方法	事業損益 計画年数	弁済資金 計画年数
東 17-7	一括弁済	一括弁済	5年	-
東 17-13	2回(1年)分割弁済	2回(1年)分割弁済	4年	4年
東 17-14	3回(年)分割弁済	3回(年)分割弁済	3年	3年
大 15-5	一部7回(5年)分割	一括弁済	-	5年
大 15-8	-	一括弁済	-	7か月
大 17-16	一括弁済	一括弁済	5年	-

基本的には、数年間にわたる分割弁済の計画となっている会社については、事業損益計画及び弁済資金計画が添付され、弁済の履行可能性の判断資料が提供されている。

なお、一括弁済の計画でありながら、事業損益計画等を添付している会社も存在するが、一括弁済の弁済率の算定において、事業損益計画上の数字を参考としている点や将来の収益基盤が弱く一括弁済のほうが有利であるといった説明資料という位置づけであると思われる。

なお、継続企業価値による資産総額や清算価値による資産総額の記載が行われている事例については、第2章において詳述している。

・再建型と弁済率・弁済方法

更生計画案における再建の手法と更生債権の弁済方法及び弁済率を分析した結果は以下の表のとおりである。

再建型については、スポンサー型か自主再建型かを大まかな区分としている(スポンサーがついているが自主再建型と表現されている事件については、自主再建型に区分けしている。)。

再建手法については、更生計画案に記載の内容を基に分類しているが、グループ会社の事件については、複雑な手法となっているため十分にその手法が表現されていない点には留意していただきたい。

更生担保権の弁済率の分析結果は省略しているが、基本的には100%の弁済であり、事案によっては、担保物の売却価額によって弁済金額が変動する処分連動方式が採用されている。

一般更生債権の弁済率については、元本等の % というように計算される場合(単に%を書いているか、若しくは、元本の % と書いている。)と、傾斜弁済ということで、×円から×円の部分は % というような計算が行われる場合(% (×円～×円)と書いている。)がある。また、少額弁済を実施した関係等で、100%弁済となる部分を設けている場合があるが、その場合は、 % (×円～×円)と記載している×円の傾斜弁済の最小金額以下が100%弁済に該当する金額となっている。また、ゴルフ場の事

件で、退会会員と継続会員との弁済率等に差がある場合には、退会会員を退会、継続会員を継続と記載して、それぞれの弁済率等を記載している。

清算（破産）配当率については、ほとんどの計画案において、表外でその計算結果を示している（清算配当率がマイナスの場合に0%と記載がある場合には、別途計算を行って（ ）書でその計算結果を示している。）が、計算結果が示されていないもの（の表における 印以外の事例）については、清算貸借対照表の数字を参考に別途計算を行った。ただし、計算が不可能なものも存在している。

1. 東京地方裁判所事件

事件番号	業種	再建 型	再建 手法	更生担保権 弁済方法	一般債権 弁済方法	一般債権 弁済率	清算 配当率
東 15-5	パーク 事業	ｽｸﾗ -	減増資	8年8回分 割弁済 (9.5%によ る割引の一 括弁済あり)	8回分割弁 済 (3年据置)	5.8% (100万円～1億100万 円) 2.74% (1億100万円～11億 100万円) 1.25% (11億100万円～111 億100万円) 0.4% (111億100万円～)	-
東 15-6	ホテル業	-	全部廃 止	売却時	2回分割弁 済	清算配当 (100万円～)	-
東 15-7 東 15-7	ゴルフ場	ｽｸﾗ -	減増資・ 会社分 割	一括弁済	一括弁済	3% (2万円～5000万円) 1.39% (5000万円～) 1.36% (5000万円～)	0.46% 0.24%
東 15-11	工事業	自主 再建	-	一括弁済 (売 却時)	10年10回分 割弁済	25% (20万円～)	3.36%
東 15-12 東 15-12	不動産賃 貸業	ｽｸﾗ -	営業譲 渡・解散	一括弁済 (一 部免除)	一括弁済 + 清算配当	8% (400万円～1億円) 2% (1億円～20億円) 1% (20億円～) 20% (400万円～1億円) 8% (1億円～10億円) 5% (10億円～20億円) 3% (20億円～)	-0.716% 1.04%
東 15-14	建設業	ｽｸﾗ -	減増資	一括弁済	一括弁済	30% (100万円～200万) 20% (200万円～500万) 11% (500万円～) 開始決定前の利息も免除	2.46%
東 15-15	設備業	自主 再建	減増資	一括弁済 (売 却時)	10年10回分 割弁済	12.52% (30万円～) 開始決定前の利息も免除	4.71%
東 15-16 東 15-16 東 15-16 東 15-16	運送業	ｽｸﾗ -	減増資	一括弁済	一括弁済	7% (50万円～) 3% (50万円～)	(-4.43%) 5.55% 4.73% 1.18%
東 15-18	運送業	ｽｸﾗ -	減増資	一括弁済	一括弁済	4% (50万円～)	(-8.28%)

事件番号	業種	再建 型	再建 手法	更生担保権 弁済方法	一般債権 弁済方法	一般債権 弁済率	清算 配当率
東 15-21	備船 事業・ ホテル業	ｽｰｼﾞ -	営業譲 渡・解散	免責的債務 引受け 換価代金(+ 事業利益の 60(80)%)	免責的債務 引受け D E S (管財 人の選択) 残余財産	D E S 0.013753807%	1.8%
東 15-22 東 15-22	通信 業	ｽｰｼﾞ -	営業譲 渡・合 併・解散	2 回分割弁 済	2 回分割弁 済	0.028% (50 万円 ~) + 清算配当	(-0.8%) (-1.5%)
東 15-23	建設 業	-	全部廃 止	一括弁済	一括弁済	29% (50 万円 ~) + 清算配当	44.8%
東 15-25	小売 業	ｽｰｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	50 万円 (50 万円 ~ 1,141,552 円) 元本等の 43.8% (1,141,552 円 ~)	13.06%
東 15-26	卸売 業	ｽｰｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	50 万円 (50 万円 ~ 1,086,956 円) 元本等の 46% (1,086,956 円 ~)	27.95%
東 15-27 東 15-27	金融 業	ｽｰｼﾞ -	減増資・ 合併	5 回分割弁 済	5 年 5 回分 割弁済	44.19% (50 万円 ~) 14.1% (50 万円 ~)	5.40% -0.23%
東 15-29 東 15-29	ゴルフ場	ｽｰｼﾞ -	減増資・ 合併	一括弁済	一括弁済	退会・一般 15% 継続 20%	0.6% -42.9%
東 15-30 東 15-30	紡績 業等	ｽｰｼﾞ -	会社分 割・営業 譲渡・解 散	一括弁済	一括弁済	10% (~ 5000 万円) 100 万円以下の場合は 100 万円 2.2% (5000 万円 ~)	-0.4% -3.8% -0.3% -0.3% -0.1% -7.4% -0.06% -2.2% -27.5% 0.6% 100% 連結-0.9%
東 15-42	持株 会社	-	株式譲 渡	一括弁済	一括弁済	100%	-

事件番号	業種	再建 型	再建 手法	更生担保権 弁済方法	一般債権 弁済方法	一般債権 弁済率	清算 配当率
東 16-1	サービス業	ｽｰｼﾞ -	会社分割・解散	一括弁済	一括弁済 + 清算配当	8%+清算配当	-1.82%
東 16-2	ゴルフ場	ｽｰｼﾞ -	減増資、 合併	一括弁済	一括 (D E S 選 択)	退会・一般	-0.07%
東 16-2						1000 円 (1000 円 ~ 10 万円)	-40.0%
東 16-2						元本の 1% (10 万円 ~ 40 億円)	-73.37%
東 16-2						D E S 選択(40 億円超の部分)	-65.81%
東 16-2						継続 3%	-3.6%
東 16-2							-1.12%
東 16-2							0.86%
東 16-2							-0.22%
東 16-2							-40.36%
東 16-2							-0.6%
東 16-2							-8.28%
東 16-2							-0.5%
東 16-2							-40.8%
東 16-2							-0.13%
東 16-2							-0.96%
東 16-2		-108.5%					
東 16-2		0.6%					
東 16-10	ゴルフ場	ｽｰｼﾞ -	合併、減 増資	一括弁済	一括	1000 円 (1000 円 ~ 10 万円)	-0.22%
東 16-10						元本の 1% (10 万円 ~) 継続 1%弁済、0.001%預託 金	-40.36%
東 16-14	ゴルフ場	ｽｰｼﾞ -	合併、減 増資	一括弁済	一括	1000 円 (1000 円 ~ 10 万円)	-0.5%
東 16-14						元本の 1% (10 万円 ~) 継続 3%	-40.8%
東 16-20	製造業	子会社化	D E S	D D S	D E S ・ D D S	49.22%	6.54%
東 16-21	製造業	子会社化	D E S	D D S	D E S ・ D D S	34.87%	2.65%
東 16-22	不動産賃貸業	ｽｰｼﾞ -	事業譲 渡・減増 資・解散	一括弁済	一括弁済 + 清算配当	30% (10 万円 ~ 100 万円) 0.5% (100 万円 ~) + 清算配 当	(-0.01%)
東 16-23	金融業	ｽｰｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	23% (100 万円 ~ 1 億円) 10% (1 億円 ~ 100 億円) 5% (100 億円 ~)	-1.42%

事件番号	業種	再建 型	再建 手法	更生担保権 弁済方法	一般債権 弁済方法	一般債権 弁済率	清算 配当率
東 16-25	ゴルフ場	ｽｰｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	0.65%(定率弁済)と100万円 (定額弁済)の選択	(-5.03%)
東 16-26	ゴルフ場	ｽｰｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	19.45%(～3億円) 5%(3億円～)	1.88%
東 17-2	ゴルフ場	ｽｰｼﾞ -	会社分 割・解散	一括弁済	一括弁済	退会・一般16.88%(50万円～) +追加弁済 継続21.88%(50万円～)承 継+追加弁済	-4.04%
東 17-5	ゴルフ場	ｽｰｼﾞ -	新会社 営業譲 渡・解散	売却一括弁 済	2回+追加	6%(～1億円) 換価財産相当額(1億円～) 開始決定前の利息も免除	1.62%
東 17-7	写真 プリン ト業	ｽｰｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	25%(50万円～300万円) 12.5%(300万円～1500万円) 7.41%(1500万円～) 開始決定前の利息も免除	(-0.03%)
東 17-8	製造 業	ｽｰｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	1万円(1万円～100万円) 元本等×1%(100万円～)	(-23.24%)
東 17-9	工事 施行業	ｽｰｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	10万円(10万円～200万円) 元本等×5%(200万円～) +追加弁済	(-7.69%)
東 17-10	ゴルフ場	ｽｰｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済(継 続会員除く)	42.30%	6.16%
東 17-11	ゴルフ場	ｽｰｼﾞ -	会社分 割・解散	一括弁済	一括弁済	19%(～5500万円) 清算配当(5500万円～)	0.31%
東 17-13	建設 業	ｽｰｼﾞ -	株式譲 渡	2回分割	2回分割	100%	-
東 17-14	製造 業	自主 再建	減増資	3回(年)分 割弁済	3回(年)分 割弁済	11%(100万円～)	4.7%
東 17-16	ゴルフ場	ｽｰｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	12.44%(10万円～2億円) 5.746%(2億円～)	-0.14%
東 17-17	リゾート 開発	ｽｰｼﾞ -	増資(D E S)	一括弁済	一括弁済	100%+開始決定後6%の遅延 損害金	-

2. 大阪地方裁判所事件

事件略称	業種	再建 型	再建手 法	更生担保権 弁済方法	一般債権 弁済方法	一般債権 弁済率	清算 配当率
大 15-2	ホテル業	ｽｰﾝｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	3.50%	-
大 15-3	ゴルフ場	ｽｰﾝｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	退会・一般 12% 継続 14% (3年据置)、22% (10年据置)	(-1.4%)
大 15-4	ゴルフ場	ｽｰﾝｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	退会・一般 8% 継続 12%	0.99%
大 15-5 大 15-5 大 15-5 大 15-5 大 15-5	製造業	ｽｰﾝｼﾞ -	会社分割・増減資・合併・清算・営業譲渡	売却時 賃貸不動産のみ5年7回分割	一括弁済	5% +追加弁済 開始決定前の利息も免除	(-5.9%) 2.3% (-3.0%) (-1.1%) (-0.7%) (-250%) 合算開始時 3.6% 合算基準時 3.3%
大 15-8	製造業	ｽｰﾝｼﾞ -	営業譲渡・解散	-	一括弁済 + 清算配当	20% +追加弁済	18.3%
大 15-15	ゴルフ場	ｽｰﾝｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	退会・一般 11.5% 継続 12.3% 開始決定前の利息も免除	0.6%
大 15-16	ゴルフ場	ｽｰﾝｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	退会・一般 18.1% 継続 20% 開始決定前の利息も免除	4.0%
大 15-17	ゴルフ場	ｽｰﾝｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	退会・一般 11.5% 継続 12.3% 開始決定前の利息も免除	0.92%
大 16-1	食堂	ｽｰﾝｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	35% 開始決定前の利息も免除	23.74%

事件略称	業種	再建 型	再建手 法	更生担保権 弁済方法	一般債権 弁済方法	一般債権 弁済率	清算 配当率
大 16-2	バス	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	営業譲 渡・解散	一括弁済	一括弁済 + 清算配当	0.7% + 清算配当(5000万円以 下の債権者は1.5%で終了) 労働債権 50%免除	(-3.03%)
大 16-3	ゴルフ場	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	会社分 割・解散	一括弁済	一括弁済	12.20%(～20億円) 6.5% + 清算配当(20億円～)	5.4%(本文)
大 16-4	ゴルフ場	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	会社分 割・営業 譲渡・減 増資	一括弁済	一括弁済	3.0%(～1億円) 1.8% + 追加弁済(1億円～)	1%(本文)
大 16-5	ゴルフ場	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	会社分 割・解散	一括弁済	一括弁済	3.3%(～1億円) 2.0% + 清算配当(1億円～)	1.6%(本文)
大 16-6	ゴルフ場	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	3.4% 開始決定前の利息も免除	開始-3.6% 基準-3.1%
大 16-7	レスト ラン	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	営業譲 渡・解散	一括弁済	一括弁済	6.8%	開始-5.1% 基準-3.7%
大 16-8	給食 請負	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	会社分 割・解散	一括弁済	3回分割弁 済	未定(未確定債権が多いため)	-
大 16-9	小売 業	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	14%(<u>20万円</u> ～100万円) 7%(100万円～1000万円) 4%(1000万円～)	(-0.71%)
大 16-10	ホテ ル業	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	減増資	一括弁済	一括弁済	5%(<u>10万円</u> ～)	(-0.81%)
大 16-11 大 16-11 大 16-11	温浴 施設	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	合併・会 社分 割・解散	一括弁済	一括弁済 + 清算配当	0.9%(<u>30万円</u> ～)	0.71% -0.03% 0.86%
大 16-14	ホテ ル業	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	会社分 割・解散	一括弁済	一括弁済 + 清算配当	23%(<u>20万円</u> ～)	開始 2.37% 基準 4.59%
大 17-1 大 17-1	小売 業	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	営業譲 渡・減増 資・会社 分割	一括弁済	一括弁済	40.3%(<u>50万円</u> ～) 6%(<u>50万円</u> ～)	開始 23.5% 4.2% 基準 38.4% 5.8%
大 17-9 大 17-9	ゴルフ場	ｽﾎﾞﾝｼﾞ -	合併・減 増資	一括弁済	一括弁済	4.50%	-0% 0.3%

事件略称	業種	再建 型	再建手 法	更生担保権 弁済方法	一般債権 弁済方法	一般債権 弁済率	清算 配当率
							連結-0%
大 17-13	ビル 賃貸 業	ｽﾎﾝｻ -	営業譲 渡・解散	一括弁済	一括弁済 + 清算配当	2% (1回目)	1.8%
大 17-14	鉄道 業	ｽﾎﾝｻ -	減増資	一括弁済	一括弁済	0.15%	(-0.01%)
大 17-15	製造 業	ｽﾎﾝｻ -	営業譲 渡・解散	一括弁済	一括弁済 + 清算配当	10% (30万円～)	13.3%
大 17-16	タク シー 業	ｽﾎﾝｻ -	減増資	一括弁済	一括弁済	20% (100万円～1000万円) 1% (1000万円～)	(-0.03%)
大 17-17	ゴル フ場	ｽﾎﾝｻ -	減増資	一括弁済	一括弁済	6.30%	0.4%
大 17-18	ゴル フ場	ｽﾎﾝｻ -	減増資	一括弁済	一括弁済	9% (10万円～5000万円) 6% (5000万円～)	0.00%
大 17-20	野球 場	ｽﾎﾝｻ -	減増資	一括弁済	一括弁済	10% (100万円～1億円) 0.55% (1億円～)	(-0.00%) 1.15%
大 17-21	ゴル フ場	ｽﾎﾝｻ -	減増資	一括弁済	一括弁済	26.3% (～1億円) 16.4% (1億円～)	1.12%
大 17-22	ゴル フ場	ｽﾎﾝｻ -	減増資	一括弁済	一括弁済	0.30%	(-1.0%)
大 18-1	老人 ホー ム	ｽﾎﾝｻ -	減増資	一括弁済	一括弁済	12% (100万円～)	0.4%

3. 分析の結果

(1) 再建型と弁済方法

基本的には、スポンサー型においてはスポンサーが資金を調達するために、弁済方法は一括弁済が多く、自主再建型においては、資金調達の関係から、弁済方法は分割弁済にならざるをえない事例が多いという分析結果である。最近の事例として自主再建型は非常に少ない結果となっているが、自主再建型をとった業種を見ると、製造業、工事・設備業となっている。なお、大阪地裁の案件では、自主再建型の事例が存在していない。

(2) 一般更生債権の弁済率

一般更生債権の弁済率については、非常に幅のある結果になっており、100%弁済の事例も存在している。100%弁済でありながら会社更生手続が採用されて

いるのは、従来の破綻会社の再建手続という位置づけだけでなく、当該会社が有する問題点を解決する手段の1つとして戦略的に会社更生手続が選択されているということの現れといえよう。

なお、全体的な傾向については特にこれといった特徴・方向性は無く、個別の案件ごとに、様々な要因があつて、様々な工夫が一般更生債権の弁済率についてはとられているといえる。特に、弁済率の低い事件については、計画案全体にわたって工夫が凝らされている傾向が強い。

(3) 一般更生債権の弁済率と清算（破産）配当率

原則として一般更生債権の弁済率は清算（破産）配当率を上回っている（文言上、下回っている場合でも追加弁済の規定があり、清算価値保障は満たされることになっていると推測される。）。

計画前の事業譲渡型等において、一般更生債権の弁済率と清算（破産）配当率をどの時点で比較するのかという問題が生じる場合があり、清算貸借対照表を開始時と認可前基準時の2時点において作成している事件は、そうした問題を解決するためのものであると考えられる。

・ 特殊な内容を持つ計画案についての分析

更生計画案の内容について、財産評定に係る会計事項等以外については、本Q & Aの本来の目的とするところではないため、その詳細な分析結果は省略するが、再建手法が多様化している中で、具体例としても様々な手法を採用して、より確実な再建が図られている実態が明らかになっている。以下では、今後の実務の参考になりそうな事例について、その再建手法等に関する分析を行った。

(1) 認可決定時以外の時点における権利変更の効力発生に記載のある会社

更生計画の効力発生が、認可決定の時であるため（更生法201条）、更生債権の権利変更の効力発生時期は、認可決定の時と記載している事例が多い（記載の無い事例もあるが、その場合には、認可決定の時を意図していると思われる。）。

しかし、最近では、過去に比較して、認可決定の時以外に権利変更の効力発生時期を置いている事例が増えている傾向にある。例えば、事業譲渡や会社分割で継続事業を切り出した後、残った会社を解散して清算するような計画案においては、最終弁済日等に免除を受けるといった計画案（東15 - 21他多数）が存在する。また、それ以外には、会社更生計画認可決定確定日（東15 - 29、東17 - 8、東17 - 16）、合併の効力が生じた日の翌日（東15 - 27、大15 - 5）、認可決定日の翌日（大17 - 20）、弁済日（東15 - 16他多数）といった事例も存在する。これらについては、何らかの意図をもって免除の時期を設定しているものと推測される。

(2) 会社分割・合併・事業（営業）譲渡の規定のある会社

再建手法		事件番号
会社分割	人的吸収分割	東 15 - 7
	物的吸収分割	東 15 - 30、東 16 - 1、東 17 - 2、東 17 - 11、大 15 - 5、大 16 - 3、大 16 - 4、大 16 - 5、大 16 - 11、大 16 - 14、大 17 - 1
	物的新設分割	大 16 - 8
合併		東 15 - 22、東 15 - 27、東 15 - 29、東 16 - 2、大 15 - 5、大 16 - 11、大 17 - 9
事業（営業）譲渡		東 15 - 21、東 15 - 22、東 15 - 30、東 16 - 22、東 17 - 5（新会社方式）、大 15 - 5、大 15 - 8、大 16 - 2、大 16 - 4、大 16 - 7、大 17 - 1、大 17 - 13、大 17 - 15

会社分割については、事業継続を図る事業と処分する事業（資産）とに分割することにより早期の再生を図る手法として非常にたくさんの事件で採用されており、内容としては物的吸収分割がほとんどである。物的分割により、承継会社の株式を更生会社に割り当てて、その株式を更生会社はスポンサーに売却し、その売却代金で更生債権の一括弁済を行うという計画案となっている。人的分割の事例については、更生会社 2 社を先に減増資によってスポンサーの子会社にした後に、更生会社間で吸収分割しているものである。

合併については、複数の更生会社を合併により一体化させているものであり、計画案においては、実質一体で運営されてきたものとして、重複債権条項や内部債権条項が置かれて、更生債権の処理においても、一体としての処理がなされている。

事業（営業）譲渡については、事業の劣化を防ぐために、早期に計画外で全部の事業譲渡を行い、計画案では更生会社を解散するとなっているものと、いくつかある事業内容のうち、一部を事業譲渡により、その他を別の手法により組織再編を行っているものとがある。

(3) D E S、D D Sの規定のある会社

社債による D D S が行われているのは、東 16 - 20 と東 16 - 21 の 2 社だけである。2 社とも親会社が債権をすべて保有し、D D S により更生手続を終結させるというものである。

D E S については、更生債権を D E S する場合と、共益債権を D E S する場合がある。更生債権を D E S している事例としては、上記の東 16 - 20 と東 16 - 21 の 2 社、共益債権を D E S しているのは、東 17 - 14 と東 17 - 17 の 2 社である。また、一定の条件を満たした場合に更生債権を D E S するという計画案もある（東 15 - 21）。

(4) 解散に関する規定のある会社

内容	事件番号
事業譲渡 解散	東 15 - 21、東 15 - 22、東 15 - 30、東 16 - 22、東 17 - 5 (新会社)、大 15 - 8、大 16 - 2、大 16 - 7、大 17 - 13、大 17 - 15
会社分割 解散	東 15 - 30、東 16 - 1、東 17 - 2、東 17 - 11、大 16 - 3、大 16 - 5、大 16 - 8、大 16 - 11、大 16 - 14
清算型会社更生	東 15 - 6、東 15 - 23

解散に関する記載のある計画案には、事業の存続を前提として、新会社の設立、合併、分割や事業譲渡を行った後に更生会社の法人格自体は消滅させる場合（再編型）と事業の全部を廃止して会社を清算することを内容とする場合（清算型）がある。清算型の計画案は2例あるが、いずれも、更生会社のグループ会社の1社で、他の更生会社は事業継続を図れたものの、当該会社については事業継続ができず、会社更生手続以外の手続を改めて実施することが、時間的にも費用的にも負担が大きくなるため、会社更生法185条により清算型の更生計画となったものである。

(5) 種類株式の発行に関する規定のある会社

ゴルフ場の更生事件において種類株式が発行されている事例がある（東16 - 26、大17 - 18）。内容としては、ゴルフ会員に割り当てられる株式が、通常の意味決定における議決権や配当請求権は有しないが、経営上の重要事項については種類株主総会の決議を要するとするような内容の種類株式となっている。

(6) 会計監査人の選任規定のある会社

更生会社が更生計画認可の決定の時ににおいて会計監査人設置会社となる場合においては、更生計画案に会計監査人に関する条項を定めなければならない（更生法173条1項6号）。

更生会社の会計監査人に関する定めがあるのは、東17 - 10、大17 - 22（ともにゴルフ場）である。

第2章 貸借対照表に関する分析

本専門部会の目的となる財産評定に関する事例分析として、貸借対照表に関する分析を行った。

ガイドラインでは、財務書類として開始決定時の財産評定前貸借対照表と財産評定後貸借対照表、認可前基準日貸借対照表、認可決定時貸借対照表を取り上げているが、認

可決定時貸借対照表については、更生計画案作成時点においては、当然作成されていないため、今回の更生計画案に記載されている財産評価に係る財務書類やその関連資料についての分析の対象とはなっていない。

また、ガイドラインで認可前基準日貸借対照表の注記（又は注記表）に記載することが望ましいとされる事業全体の価値についての記載の内容についても分析を行ったが、事例数は少ない。さらに、清算貸借対照表の作成時点、清算（破産）配当率の記載の有無についての分析も行っている。その結果は第1章の表に記載のとおりである。

1．開始決定時財産評価前貸借対照表

開始決定時の帳簿価額に基づく財産評価前貸借対照表において、貸倒引当金や財産評価減引当金（財産評価引当金、評価減引当金の勘定科目で記載されているものもある。）を計上することによって、申立前の決算書の資産の金額を大幅に減額していると推定される事例が存在する。しかし、最近の事例としては、債権者申立てのために情報収集の時間に限界があり、また、申立てから開始決定までの時間が短いため、開始決定時の決算を締めるまでに資産の評価の見直しを図る時間が十分無く、特に財産評価減引当金を計上することなく、従来の資産評価のままで作成されている事例も存在していると推定される。

また、負債についても、保証債務の計上やリース債務の計上等、申立前にはオフバランスとなっている債務を計上することが求められるが、負債についても十分な調査を行う時間がないため、財産評価前貸借対照表では貸借対照表に計上されていない事例も存在していると推定される。ガイドライン22項では、追加情報として、更生手続開始の申立てにより、オンバランスした債務の記載の注記例を載せているが、オンバランス処理が間に合わなかった場合に、追加情報として、会社更生手続開始の申立てによりオンバランスする必要のある債務について記載する対応も考えられる。

なお、保証債務について計上が行われている事例には、負債に、保証債務若しくは保証債務損失引当金（債務保証引当金）という勘定科目で計上され、資産には、保証債務見返り、保証債務求償権、事前求償権、保証債務見返り求償権、求償権など様々な勘定科目で計上されているものが認められた。

2．開始決定時財産評価後貸借対照表

開始決定時の財産評価後の貸借対照表においては、個別の資産が財産評価後の価額に置き直されるため、財産評価減引当金は計上されていない。しかし、売掛金や貸付金等の金銭債権については直接減額が行われない場合も多いため、貸倒引当金が多額に計上されている事例は多い。

ガイドライン24項では、財産評価後貸借対照表に、主な資産別の時価評価方法や額未定債権の取扱い等について注記することが望ましいと記載されているが、時価評価方法について注記が行われている事例はほとんどない。財産評価後貸借対照表については、別途、会社更生法83条3項に基づく貸借対照表及び財産目録として裁判所に提出されており、そこには詳細な評価方法の記載がなされているため、改めての開示が必要ないとの判断が働いているのであろうと推測される。なお、注記表の資産の評価

基準及び評価方法は、貸借対照表等を補完する重要な情報であり、適切な情報提供が求められるところである。

保証債務について、主債務者が健全な場合に、求償権をどのような形で資産計上するかという問題があるが、その計上方法や評価方法によっては、配当率の妥当性を検証する場合に配当率の計算結果が歪められる可能性のある事例も存在する。今後は、Q & A【質問63】を参考にさせていただくなどして、注記でその処理方法を記載する等、適切な情報提供が求められるところである。

3．認可前基準日貸借対照表

認可前基準日の貸借対照表においては、営業権や再生協力引当金、事業再構築引当金、債務保証損失引当金、出資評価引当金等の特殊な勘定科目が計上されている事例が存在する。

ガイドライン26項では、事業全体の価値に係る注記を行うことが望ましいとされているが、注記として記載されている事例はなく、それに代わり幾つかの案件において、事業全体の価値に係る別表が添付されていたり、本文中にその内容の記載が行われたりしている。下記5．において、その内容の分析を行った。

4．清算貸借対照表

清算貸借対照表については、100%弁済の事例及び清算価値による資産総額を記載している事例を除き、ほぼすべての更生会社が本文に記載若しくは別表に添付をしている。

清算貸借対照表について、清算貸借対照表以外の名称を使っている事例は、東京地裁で、破産清算貸借対照表という名称を使っている事例が数例あるだけである。大阪地裁については、開始決定文で、「更生計画案作成時における清算貸借対照表を更生計画案に添付しなければならない。」と記載されているため、清算貸借対照表以外の名称を使っている事例は無い。

清算貸借対照表の作成時点としては、開始決定日若しくは認可前基準日である。開始決定日で清算貸借対照表が作成されている事例とすれば、事件の進行が早いいため、更生計画案の作成基準日を開始決定日においているという理由が考えられる。しかし、最近では、開始決定日で清算貸借対照表が作成されている事例は少なくなっており、開始決定主文に従って計画案作成時(基準日)において清算貸借対照表を作成するという運用になってきていると考えられる。

また、清算貸借対照表が認可前基準日で作成されているにも係わらず、開始決定日の清算貸借対照表が添付されている事例が存在する。これについては、計画外の事業譲渡型で認可前基準日だけでなく、開始決定日の清算配当率とも比較することにより債権者に有用な判断をしていただく等の理由が存在すると推測される。

清算貸借対照表においては、ほとんどの計画案において、清算(破産)配当率について計算結果が表外等に示されている。清算価値が保障されているかについて債権者が直接判断できるため、ガイドラインにおいて明確に注記としての記載を求めている

ものではないが、ガイドライン220項の記載に従って開示することは、債権者の判断資料として有用である。

清算貸借対照表の作成や予想清算（破産）配当率の計算に当たって、清算に要する費用を見積計上したり、解雇予告手当の計上が行われたりする。清算費用について具体的な計算根拠が示されているものは少ないが、処分対象資産の3%や資産合計の5%という記載がある事例が存在している。以下では、清算に要する費用について、その金額が明記されているものについて、その金額及び資産総額に対する割合を分析している。

なお、清算に要する費用については、清算費用という表現のほか、清算手続費用、破産財団費用、見込まれる事務費（ガイドライン設例3記載の方法）、清算費用引当金、共益費、破産費用、破産手続費用、破産管財業務に係る財団債権等、種々の表現が使われている。

下記の表中の清算費用については、解雇予告手当が明記されているものについては除いているが、事例によっては含まれている可能性はある。なお、清算費用の欄に、（ ）書の記載の無いものは清算費用という表示が使われているものである。

（単位：百万円）

事件番号	資産総額	清算費用	割合（%）
東 15-7	1,617	30	1.8
東 15-7	577	16	2.7
東 15-12	415	50	12.0
東 15-12	321	50	15.5
東 15-14	2,900	152	5.2
東 15-18	949	（破産財団費用）81	8.5
東 15-21	7,075	（共益費）250	3.5
東 15-25	1,740	（破産費用）24	1.3
東 15-26	418	（破産費用）6	1.4
東 16-2	2,498	124	4.9
東 16-2	120	6	5.0
東 16-2	51	2	3.9
東 16-2	61	3	4.9
東 16-2	168	8	4.7
東 16-2	13	0	0
東 16-2	784	39	4.9
東 16-2	338	16	4.7
東 16-2	92	4	4.3
東 16-2	9	0	0
東 16-2	44	2	4.5
東 16-2	198	9	4.5

事件番号	資産総額	清算費用	割合 (%)
東 16-2	83	4	4.8
東 16-2	683	34	4.9
東 16-2	308	15	4.8
東 16-2	39	1	2.5
東 16-2	73	3	4.1
東 16-25	159	(破産手続費用) 10	6.2
東 17-5	3,476	(破産手続費用) 150	4.3
東 17-7	3,059	(破産管財業務に係る 財団債権) 470	15.3
東 17-10	1,811	(破産管財人報酬等) 90	4.9

(単位：百万円)

事件番号	資産総額	清算費用	割合 (%)
大 15-3	1,142	(清算手続費用) 50	4.3
大 15-4	1,737	(清算手続費用) 80	4.6
大 15-15	23,673	200	0.8
大 15-16	1,413	30	2.1
大 15-17	381	30	7.8
大 16-1	1,260	50	3.9
大 16-2	2,543	(処分対象資産 3%) 76	2.9
大 16-9	326	(破産財団費用) 20	6.1
大 16-10	1,052	100	9.5
大 16-11	741	(見込まれる事務費)	10.7
大 16-11	734	80	0
大 16-11	269	0	7.4
		20	
大 16-14	開始時 705	(見込まれる事務費)	7.0
	基準時 732	50	6.8
		50	
大 17-1	開始時 12,615	466	3.6
大 17-1	460	10	2.1
	基準時 14,512	200	1.3
	496	10	2.0
大 17-9	6,489	195	3.0
大 17-9	246	7	2.8
	連結 6,735	202	2.9

事件番号	資産総額	清算費用	割合(%)
大 17-13	2,585	(資産合計の5%) 129	4.9
大 17-14	506	30	5.9
大 17-15	3,873	(清算費用引当金) 286	7.3
大 17-16	67	10	14.9
大 17-18	686	10	1.4
大 17-20	5,166	(見込まれる事務費)	2.9
	6,089	150	2.4
		150	
大 17-21	541	25	4.6
大 17-22	261	12	4.5
大 18-1	520	20	3.8

5. 注 記

(1) 事業全体価値

事業全体価値について本文に記載されていたり、事業全体価値についての資料が別表に添付されていたりする更生計画案は少ない。東京地裁の事件で6事例のみであり、表現は継続企業価値による資産総額となっている。記載されている計画案における具体的な内容(清算価値による資産総額の記載を含む。)については以下のとおりである。

ハウステンボス(東15-5)

〔清算価値による資産総額(基準日)〕

・流動資産

・固定資産

清算価値による資産総額(a)

(予想清算弁済額)

(a) 資産総額

(b) 別除権

(c) 共益債権

(d) 優先的債権

(e) 弁済可能資産(a-b-c-d)

〔継続企業価値による資産総額(基準日)〕

- ・平成15年12月6日付けスポンサー「合意書」に基づく、11年間の分割弁済総額及び分割弁済に係わる支払利息総額の合計額を、現在価値計算基準日において、年9.5%の割引率で現在価値に割り戻した額・・・
- ・非承継資産の額・・・
- ・継続企業価値による資産総額・・・ +

共栄冷機（東15 - 15）

〔清算価値による資産総額(基準日)〕

- ・流動資産
- ・固定資産
- 清算価値による資産総額(a)
- (予想清算弁済額)

- (a) 資産合計
- (b) 別除権
- (c) 共益債権
- (d) 優先的債権
- (e) 弁済可能資産 (a - b - c - d)

〔継続企業価値による資産総額（基準日）〕

- ・事業損益計画に基づく 10 年間の平均経常利益から実効税率による法人税等を控除した税引後利益を 10.45%の割引率で資本還元した収益還元価値・・・
- ・非事業用資産の額・・・
- ・継続企業価値による資産総額・・・ +

サリ（東15 - 25）

〔継続的企業価値による会社の資産総額〕

- ・予想される事業損益計画に基づく 10 年間の利息控除前・税引前利益から実効税率による法人税等を控除した税引後利益に設備投資額及び事業再構築のための支出を加味したフリー・キャッシュ・フローを 4.6%の割引率で資本還元した残存価値を加味した収益還元価値
- ・非事業用資産

神崎酒類販売（東15 - 26）

〔継続的企業価値による会社の資産総額〕

- ・予想される事業損益計画に基づく 10 年間の利息控除前・税引前利益から実効税率による法人税等を控除した税引後利益に設備投資額及び事業再構築のための支出を加味したフリー・キャッシュ・フローを 9.8%の割引率で資本還元した残存価値を加味した収益還元価値
- ・非事業用資産

トーゴ（東16 - 1）

〔継続企業価値による資産総額（基準日）〕

- ・花やしき事業及び運営受託事業用資産の額
- ・リースロケーション事業及びレンタル事業の額
- ・エスティ株式
- ・その他非事業用資産の額

〔清算価値による資産総額（基準日）〕

- ・流動資産
- ・固定資産

- 計(a)
 (予想清算弁済額)
- (a) 資産合計
 (b) 別除権
 (c) 財団債権
 (d) 優先的破産債権
 (e) 弁済可能資産 (a - b - c - d)
- ティーンズアンドピープロモーション (東16 - 25)
 [継続企業価値による資産総額 (基準日)]
- ・ 事業損益計画に基づく 10 年間の経常利益から実効税率による法人税等を控除した税引後利益を 10% の割引率で還元した収益還元価値・・・
 - ・ その他資産・・・
 - ・ 継続企業価値による資産総額・・・ +
- [清算価値による資産総額 (基準日)]
- ・ 流動資産
 - ・ 固定資産
- 清算価値による資産総額(a)
 (予想清算弁済額)
- (a) 資産合計
 (b) 別除権
 (c) 共益債権
 (d) 優先的債権
 (e) 弁済可能資産 (a - b - c - d)

東京地裁が、清算価値による資産総額を記載した書面の提出を求めているのは清算価値が保障されているかを判断するためであり、また、継続企業価値による資産総額を求めているのは弁済総額の相当性及び更生計画の遂行可能性を判断するためであって、開始決定時には必ず提出を命じている。しかし、実際に事業全体価値 (継続価値による資産総額) が更生計画案に記載されている事例が少ないことから、事業全体価値の記載がなくとも弁済総額の相当性及び更生計画の遂行可能性の判断に支障がないと裁判所が判断しているケースが多いものと推測される。

事業全体価値の開示例はまだ少ないのであるが、適切に算定された事業全体の価値、同価値算定に用いた将来キャッシュ・フロー、将来損益は、弁済総額の相当性及び更生計画の遂行可能性を判断するに当たって、有用な情報となりえる。今後、必要な情報の範囲や計算方法の確立が求められるところである。

また、事業全体価値として計算を行っている資産総額と財産評定後貸借対照表の資産総額及び参考に清算価値による資産総額 (清算価値による資産総額の別表のないものは、清算貸借対照表の資産総額を引用した。) の比較表を作成した。数字面からも、今後の研究課題であることがうかがえるところである。

(単位：百万円)

事件番号	基準日財産評定後 貸借対照表資産総額	継続企業価値によ る資産総額	清算価値による 資産総額
東 15-5	25,452	12,922	9,821
東 15-15	4,922	1,403	2,566
東 15-25	2,893	2,692	1,740
東 15-26	584	391	418
東 16-1	2,034	2,601	961
東 16-25	297	297	159

6 . その他

その他の注記については、事例としてほとんど存在していない。特に、過去の事件においては、税務対策から資産の評価について注記でその内容を開示する方法が取られていたりする事例が存在したが、今回の分析対象となった事件においては、同様の事例はなかった。

注記の実例がまったくないということではなく、未確定更生債権の取扱い等についての注記が行われていたり、更生債権の総弁済予定額が注記されていたりしたが、会計処理について特に重要な注記が行われていないという結果であった。

以 上